



地域防災力の 充実強化と消防団



新時代に対応した
消防団運営
2018



は し が き

全国の消防団員の皆様が、地域の安心・安全を守るため、日夜献身的なご尽力をされていることに対し、心から敬意を表し、深く感謝申し上げます。

近年最大の被害をもたらした8年前の東日本大震災後も、全国各地で様々な災害が続いており、災害の様相が変わってきております。従来とは異なる進路の台風、各地を襲うこれまでの常識を超える局地的集中豪雨、思いがけない地域の地震、火山噴火、フェーン現象下の密集市街地火災等があり、さらには、大規模な地震発生の可能性も指摘されています。全国、いつでも、どこでも、何でもある位の覚悟をしなければならないような状況です。

そして、少子高齢化、地域構造の変化など社会環境も変化しています。消防は、これらの大きな変化を受けとめながら、使命達成に向けて力を尽くさなければなりません。

そのためには、緊急消防援助隊、近隣消防団等の応援出動も大事ですが、地域の状況に応じた即時対応、相当数の動員など、地域の対応は防災の原点として重要であり、そこで、消防団は、常備消防と連携しながら地域にあっては中核的な役割を果たすことが期待されています。

本書は、そのようなことを背景として意識しながら全国各地の消防団の活動事例をとりまとめたものであります。勿論、消防団は、団員の確保、装備の改善など多くの課題に直面していますが、一般国民の皆さんへの消防団の重要性周知など、日本消防協会も力を尽くし、関係者が力を合わせて、何とかこれらの課題を克服するよう努力しなければなりません。

消防団活動の現場ではいろいろな課題があると思いますが、防災に対する一般の皆さんの関心向上を含め、本書を参考として活用して頂きますよう期待いたします。

結びに、本書の作成にあたり、貴重なご意見をいただきました消防庁国民保護・防災部地域防災室をはじめ、ご協力いただきました各都道府県消防協会、各消防団及び消防団事務担当者の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成31年3月

公益財団法人 日本消防協会
会長 秋本敏文

2018 地域防災力の充実強化と消防団

～新時代に対応した消防団運営～

目 次

はしがき	1
目 次	2
平成30年度中の日本消防協会等事業	4
★<<日本消防協会からのお知らせ>>	
消防団活動事例ページのご案内	12
第Ⅰ章【消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律】	
1 この法律がめざすもの	14
2 基本的な考え方	15
3 消防団の充実強化	18
4 地域防災体制の強化	23
5 消防団を中核とした地域防災力充実強化大会	26
第Ⅱ章【消防団の現状と充実強化方策】	
I 消防団の現状	
1 消防団の活動状況	30
2 消防団が抱える課題	31
II 消防団の機能と役割	
1 多様な環境下にある消防団の機能と役割	33
2 「消防力の整備指針」における消防団の業務及び人員の総数	35
III 消防団の活性化対策	
1 消防団組織・制度の多様化方策	36
2 消防団と事業所との連携体制の強化	36
3 総務省消防庁の取り組み	39
★<<日本消防協会からのお知らせ>>	
全国消防団PRページへの登録方法	44
第Ⅲ章【消防団活動事例】	
I 地域防災力の充実強化につながる事例	
訓練・災害活動	46
北海道 北留萌消防組合遠別町消防団	消防団模擬火災訓練
北海道 上士幌消防団	自主防災組織と連携した訓練
宮城県 加美町消防団	生コンクリート協同組合と連携した火災防御訓練
福島県 福島県消防協会双葉支部	常備消防と消防団との連携した大規模火災対応訓練
福島県 伊達市消防団	防災学習・災害活動車を活用した訓練・消火体験
群馬県 吉岡町消防団	コンクリートミキサー車を活用した遠距離送水連携訓練
栃木県 足利市消防団	防災学習・災害活動車両を活用した防災訓練
福井県 敦賀美方消防組合敦賀消防団	機能別班（学生団員）による救急講習
石川県 津幡町消防団	ブラインド型訓練
奈良県 奈良市消防団	全国初の取組！「市民メディカルラリー」2018を開催
滋賀県 守山市消防団	早朝非常招集訓練
大分県 日出町消防団	JR車両緊急停止降車訓練
大分県 白杵市消防団	実践型火災防ぎょ訓練
防災教育	62
北海道 本別消防団	幼年消防クラブと女性消防団の共同防火PR活動
千葉県 浦安市消防団	平成30年度少年消防クラブ交流会（全国大会）を通じて
徳島県 那賀町消防団	小学生を対象にした水防訓練
愛媛県 （公財）愛媛県消防協会	未来の消防団員の加入促進
高知県 高知県・（公財）高知県消防協会	消防学校で少年消防クラブ研修
高知県 高知市消防団	楽しく学ぼう地区防災運動会

地域住民等への広報・PR活動..... 7 2

北海道	札幌市10消防団連合協議会	経済団体と連携した消防団のPR
宮城県	気仙沼市消防団	女性消防団員が伝える広報誌
山梨県	甲州市消防団	消防フェスティバルで消防団活動PR
広島県	三原市消防団	三原市消防団広報誌（ファイヤースピリット）
長崎県	長崎市消防団	消防団員と大学生が連携した「防火啓発・消防団PR」ブースの開設！！
福岡県	大牟田市消防団	学生団員企画！消防団プロジェクトマッピング風PR動画
鹿児島県	薩摩川内市消防団	伝統文化の継承で消防団員の士気高揚を！
沖縄県	沖縄市消防団	地域イベント参加で効率的な住民への広報・PR活動

II 消防団の強化事例

消防団員確保対策..... 8 0

青森県	おいらせ町消防団	町の季節性インフルエンザ予防接種費用助成制度を活用した健康管理の徹底
岩手県	北上市消防団	きたかみみちのく芸能まつり市民パレードでの火災予報広報・団員募集
新潟県	新潟県	大学及び企業における女性消防団員の活躍のPR
東京都	池袋消防団	地道な消防団入団促進活動
神奈川県	横浜市磯子消防団	横浜市消防音楽隊とコラボして消防団員募集PR（磯子消防団広報PR隊）
神奈川県	横浜市南消防団	横浜市南消防団の充実強化 ～充足率100%の達成～
埼玉県	越谷市消防団	越谷市消防団に「学生機能別団員」を創設
千葉県	東金市消防団	学生消防団員が誕生 ～地域防災を支える若き担い手～
大阪府	箕面市消防団	消防団に学生の力を！学生消防隊「MATOY」を創設
兵庫県	三木市消防団	「企業連携消防団」の発足

組織・装備の強化..... 9 5

兵庫県	三田市消防団	消防団によるタブレット運用について
滋賀県	栗東市消防団	全ポンプ車にAEDを配備！
徳島県	阿波市消防団	阿波市消防団「救援機動隊」活動開始！
愛媛県	今治市消防団	地域の安心・安全を守るための消防団員安全装備品の充実

消防団員に対する教育訓練..... 1 0 1

東京都	渋谷消防団	実践的な消防団英会話教養の実施
神奈川県	川崎市幸消防団	地域を越えた消防団の交流 ～ポンプ操法を通じて～
静岡県	浜松市消防団	教育隊の創設（救出救護活動への取組）
静岡県	御前崎市消防団	自動車教習所において消防団安全運転講習会の実施！
和歌山県	広川町消防団	消防団員に対する心肺蘇生法講習の実施とその後の習熟状況の検証について
山口県	山口市消防団	「消防団大学」の創設
大分県	津久見市消防団	土砂災害に関する研修会
宮崎県	西都市消防団	遠距離中継送水訓練の重要性を認識した事例

消防団協力事業所・サポーター事業..... 1 1 1

福島県	猪苗代町消防団	県内初となる全国消防団応援の店事業の展開
三重県	桑名市消防団	消防団サポート事業
岐阜県	岐阜県	消防団協力事業所等支援のための事業税減税
愛媛県	西条市消防団	全国の消防団員を対象とした「全国消防団応援の店」 ～店舗数は全国トップ10～

III 女性消防団員の活動..... 1 1 5

宮城県	登米市消防団	女性消防団員による「防災教室」の開催
山形県	寒河江市消防団	消防団音楽隊に女性消防団員を採用しイメージアップ！
茨城県	ひなちなか市消防団	女性消防団による啓発活動
福井県	大野市消防団	結の輪で守る 家族の絆（防火寸劇）
愛知県	豊橋市消防団	消防団PRワークショップ開催
島根県	（公財）島根県消防協会	島根県女性消防団員研修会
山口県	山口市消防団	第26回全国消防操法大会に女性消防団員が出場！！
大分県	日田市消防団	女性消防団員による地域に根差した活動
佐賀県	伊万里市消防団	歌に合わせてレッツ心配蘇生！！

IV その他の活動事例..... 1 2 5

第IV章【新時代に対応した消防団運営のあり方に関する講座（出前講座）】

平成30年度実施状況..... 1 3 0

平成 30 年度中の日本消防協会等事業

1 少年消防クラブ交流会（全国大会）

（平成 30 年 8 月 1 日～ 3 日 千葉県浦安市）



2 第26回全国消防操法大会

(平成30年10月19日 富山県富山市)



3 第24回全国女性消防団員活性化滋賀大会

(平成30年11月9日 滋賀県大津市)



4 『地域防災を担う人づくり』国際シンポジウム

（平成30年9月18日 都市センターホテル）



5 女性消防団員リーダー会議

（平成30年9月27日～28日 日本消防会館ほか）



6 少年消防クラブ指導者交流会

（平成30年10月13日 ルポール麹町）



7 ぼうさいこくたい 2018（平成30年10月13日～14日 東京ビッグサイトほか）



8 平成 30 年度全国自主防災組織リーダー研修会
(平成 30 年 11 月 20 日～ 21 日 ルポール麹町)



9 第 45 回消防団幹部特別研修 (平成 31 年 1 月 15 日～ 18 日 日本消防会館ほか)



10 第 18 回消防団幹部候補中央特別研修 男性の部
(平成 31 年 1 月 30 日～ 2 月 1 日 日本消防会館ほか)



11 第 18 回消防団幹部候補中央特別研修 女性の部
(平成 31 年 2 月 13 日～ 15 日 日本消防会館ほか)



12 消防団防災学習・災害活動車両

日本消防協会では、消防団を中核とした地域の総合的な防災力の充実強化を図ることを目的に、「消防団防災学習・災害活動車両」を開発し日本宝くじ協会のご支援を得て、平成26年度から全国の消防団に交付しています。

この車両は、防災訓練等への取組みを支援するため、平時は地域住民、子供たち、事業所等の防災学習や防災指導用として活用し、災害時には緊急車両として消火・救助資機材等の搬送や現場活動に活用できるものです。平成30年度は全国の消防団に10台を交付しています。

車両は、ワンボックス型ハイルーフ、4輪駆動、オートマチックトランスミッションを基本とし、室内空間も十分に広く、普通免許で運転が可能です。後部デッキに、防災学習用資機材及び災害活動用資機材を収納し、用途に応じて積み替えることが可能です。資機材の積み降ろしを容易にするため、車両後部に電動パワーリフト（300kg）を搭載しています。



防災学習用資機材

この資機材には、消火訓練機器として天ぷら油実験装置、煙体験ハウスなどの火災対応訓練用資機材のほか、AEDトレーナーセット、三角巾などの応急手当訓練用資機材などがあります。また、ノートパソコンからプロジェクターとスクリーンにより屋内、屋外での指導及び学習等が可能となっています。



天ぷら油実験装置



煙体験ハウス



訓練用消火器



AEDトレーナー
セット



プロジェクター
大型スクリーン
ノートパソコン

災害活動用資機材

いざ災害が発生した時には、軽可搬消防ポンプなどの消火器具、万能斧、ジャッキなどの救助器具、夜間の明るさを確保するための投光器、人命救助用としてAED及び担架など、災害活動に使用する資機材を積み替えて出動することができます。



軽可搬消防ポンプ



バルーン型投光器



折りたたみ梯子



レスキューキット



AED



担架

13 「消防団応援の店」の推進

消防団員及びその家族に対して、割引などの一定のサービスを提供する「消防団応援の店」が全国的に広がっています。

この「消防団応援の店」は、消防団員の福祉向上などだけでなく、消防団の存在を地域の方々により広く知ってもらう機会になり、ひいては地域防災力の向上に向けた取組の拡大につながっています。

日本消防協会では、地元の消防団だけではなく、全国の消防団員を対象とする「全国消防団応援の店」をスタートしました。

この「全国消防団応援の店」は関係の皆様のご協力により急速に増加しつつあります。そのリストはホームページで公開しています。「全国消防団応援の店」でも検索できます。



全国消防団応援の店のホームページ



全国消防団応援の店の表示

14 消防育英事業に対する事業協力

日本消防協会は、消防活動等で殉職された消防団員、消防職員及び消防協力者の遺児に対する支援として、奨学金給付や奨学生懇談会の開催等を行っている（公財）消防育英会の事業に協力しています。

また、消防殉職者遺児支援のため、飲料水の売り上げの一部を消防育英会へ寄付する消防育英会支援自動販売機の設置が、総務省消防庁、日本消防会館をはじめ、全国の消防本部、消防団、事業所等で着実に増加してきています。



15 防災活動車の交付

消防団員福祉共済の加入に対する還元事業の一環で、各都道府県からの要望団体に対し消防車両等を交付し、地域の安全安心を守る消防団活動に活用することを目的として実施しました。平成30年度は77台を交付し、地域の防災力充実強化に活用されています。



消防団活動車（8人乗りワンボックス）



消防団活動車（5人乗りSUV）



防災活動車（4人乗り軽バン）

16 ラジオ番組「おはよう！ニッポン全国消防団」を放送中

日本消防協会では、芸能界、スポーツ界等の著名な方々により結成された「消防応援団」のご協力を得て、消防団に関するラジオ番組「おはよう！ニッポン全国消防団」を放送しています。この番組は、全国各地で頑張っている消防団員にエールを送るとともに、広く一般の方々にも消防団活動等について理解を深めてもらうため、消防応援団員をゲストパーソナリティーに迎え、全国各地の消防団員と電話で対談し、日頃の活動体験、先進的な取り組み、「わがまち・ふるさと」自慢等の話題を取り上げております。



平野啓子さん



舞の海秀平さん

消防団活動事例ページのご案内

閲覧場所へのアクセス方法①

日本消防協会ホームページに
アクセスしてください。
<http://www.nissho.or.jp>

右側メニュー内
【消防団活動事例】を
クリックしてください。



閲覧場所へのアクセス方法②

ご覧になりたい年度の画像を
クリックしてください。
※【PDF】データが開きます



各消防団の記事がご覧いただけます。



第 I 章

消防団を中核とした地域防災力の
充実強化に関する法律

I

この法律がめざすもの

平成25年12月、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が定められました。この法律は何をめざしているのでしょうか。

平成7年の阪神淡路大震災の時も大きな被害がありましたが、平成23年の東日本大震災はもっと大きな大変な被害になりました。およそ2万人もの方がお亡くなりになり、一生懸命活動した消防団員、消防職員も合わせるとおよそ280人も死亡・行方不明になりました。その後、また各地で大きな地震発生があり得るといわれ、また、台風や集中豪雨、竜巻、大雪などが次々に起こっています。住宅などの火災や事故もあります。これまでの常識では考えられないような災害が連続的に発生しています。

そのような中で、一人一人の生命を守るためにどうするか、これからのそのやり方を明らかにし、みんなでこれを実行していこうというのが、この法律制定の目的です。

では、具体的にどうするのでしょうか。

災害が起こると消防署や消防団などが出動して消火や水防、救助救急などをしますが、大きな災害になると到底人手が足りません。そのため緊急消防援助隊という全国的な応援体制を作っていますが、被災地に到着するまでにどうしても時間がかかります。災害発生直後は、地元の消防、地元の人々しかいないのです。地元で何とかしなければなりません。

もちろん消防団は、地元を中心となって活動しています。しかし、東日本大震災などの教訓からは、装備をもっと充実させたり、団員を十分に確保したりして、もっと充実強化しなければならないことがはっきりしています。

そして、住民の皆さんにも一緒に行動してもらわなければなりません。男性も女性も、若い人も中高年の人も、そこで働いている人たちも、みんながそれぞれの役割を果たしてもらって、みんなの力がひとつにまとまらなければなりません。危険が迫っているときに早く避難することも大事な活動です。

いざという時に本当にそのような活動ができるようにするためには、日頃から、住民の皆さんが地域の災害のことについて一緒に勉強したり、訓練したりして、ひとつにまとまっていることが大事です。

この法律は、そのようなことを実行するために、国や地方公共団体がやらなければならないこととはっきりさせるほか、住民の皆さんにもやっていただくこと、そのことについての行政からの支援などを定めています。

このような法律は初めてです。この法律をいかして、どんな災害があってもみんなが元気に生きていくことができるようにしたいと思います。

以下、法律の内容をご説明します。



大雨による崖崩れ現場での救出活動

II

基本的な考え方

1 目的

法律第1条には、法律を定めた目的を記しています。この基本の趣旨は、前述の「この法律がめざすもの」に書いた通りですが、背景として、少子高齢化が進んだり、被用者が増え、よそのまちに通勤する人が増えているなどの変化をあげ、地域の防災活動の担い手を十分に確保することが困難になっているとしています。

(目的)

第1条 この法律は、我が国において、近年、東日本大震災という未曾有の大災害をはじめ、地震、局地的な豪雨等による災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産の災害からの保護における地域防災力の重要性が増大している一方、少子高齢化の進展、被用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化により地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっていることに鑑み、地域防災力の充実強化に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地域防災力の充実強化に関する計画の策定その他地域防災力の充実強化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、住民の積極的な参加の下に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とする。

2 地域防災への総力結集

第2条以下で、基本的な考え方をいろいろな点から記していますが、これを総括しているのは、地域防災のための総力結集です（第6条）。国や地方公共団体が大きな責務を負っていることはもちろんですが（第4条）、住民の皆さんが、おひとりおひとり、あるいは自主防災組織などとして、地域の防災活動に積極的に参加するよう努めることとしています（第3条、第5条）。

そのなかで、消防団は中核的な役割を果たすものとしてその強化を図ることとし、消防団が住民の皆さんの自発的な活動への参加を促進するなどとしています（第3条）。



自主防災組織と連携した水防訓練



地域の各機関が連携した地震津波避難訓練

(定義)

第2条 この法律において、「地域防災力」とは、住民一人一人が自ら行う防災活動、自主防災組織（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。以下同じ。）、消防団、水防団その他の地域における多様な主体が行う防災活動並びに地方公共団体、国及びその他の公共機関が行う防災活動の適切な役割分担及び相互の連携協力によって確保される地域における総合的な防災の体制及びその能力をいう。

(基本理念)

第3条 地域防災力の充実強化は、住民、自主防災組織、消防団、水防団、地方公共団体、国等の多様な主体が適切に役割分担をしながら相互に連携協力して取り組むことが重要であるとの基本的認識の下に、地域に密着し、災害が発生した場合に地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、住民の防災に関する意識を高め、自発的な防災活動への参加を促進すること、自主防災組織等の活動を活性化すること等により、地域における防災体制の強化を図ることを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、地域防災力の充実強化を図る責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、地域防災力の充実強化に寄与することとなるよう、意を用いなければならない。

3 国及び地方公共団体は、地域防災力の充実強化に関する施策を効果的に実施するため必要な調査研究、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

(住民の役割)

第5条 住民は、第三条の基本理念にのっとり、できる限り、居住地、勤務地等の地域における防災活動への積極的な参加に努めるものとする。

(関係者相互の連携及び協力)

第6条 住民、自主防災組織、市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織、消防団、水防団、地方公共団体、国等は、地域防災力の充実強化に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

3 地域防災の計画的な推進

市町村は、地域防災力の充実強化を計画的に進めるよう、市町村単位の地域防災計画に地域防災力の充実強化に関する事項を定め、また地区防災計画でも居住者等の参加のもとで具体的な事業に関する計画を定めることとしています（第7条）。

第2章 地域防災力の充実強化に関する計画

第7条 市町村は、災害対策基本法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画において、当該市町村の地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めるものとする。

2 市町村は、地区防災計画（災害対策基本法第42条第3項に規定する地区防災計画をいう。次項において同じ。）を定めた地区について、地区居住者等（同条第3項に規定する地区居住者等をいう。次項において同じ。）の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるものとする。

3 地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市町村に対し、当該地区の実情を踏まえて前項に規定する事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。



母親への応急手当指導



消防団と自主防災組織との合同訓練



消防団と自主防災組織との合同訓練



ポンプ車からの放水体験

III

消防団の充実強化

この法律の最大の特徴は、地域防災の中核として消防団を大変重く見ていることです。消防団は、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできないものであり、これに代わるものはないとして、国と地方公共団体は、その抜本的な強化のため必要な措置を講ずるものとするとしています（第8条）。ここまではっきり記した法律はこれまでにありません。

(消防団の強化)

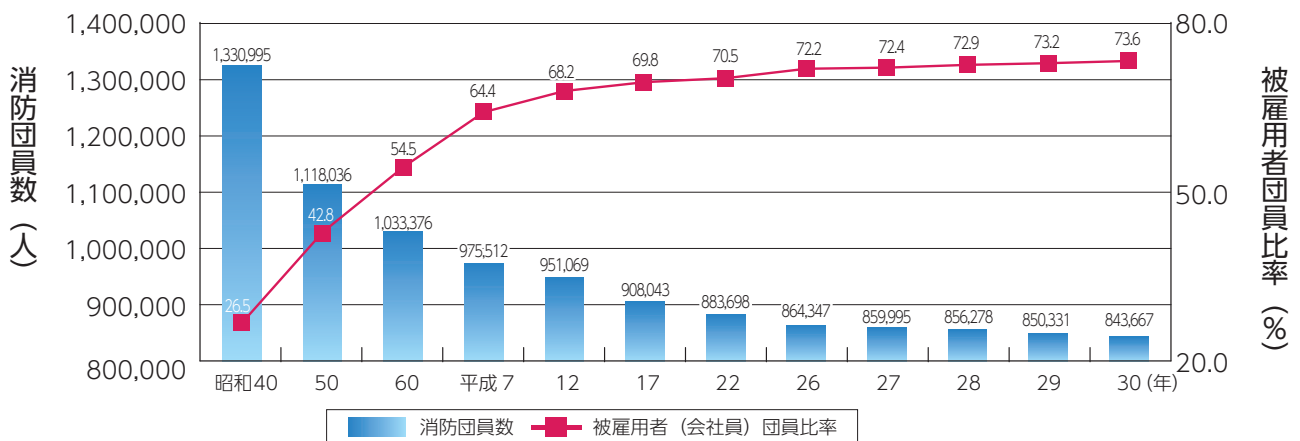
第8条 国及び地方公共団体は、全ての市町村に置かれるようになった消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることに鑑み、消防団の抜本的な強化を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

少し消防団のことを申し上げます。

消防団は、常備消防といわれる消防本部、消防署とともに、法律に基づいて設けられている消防機関で、全国の市町村にあります。両者は連携協力してあらゆる災害事故と闘っていますが、常備消防と比べますと、即時対応力、要員動員力、地域密着力に特徴があり、まさに地域防災力の中核です。そして、東日本大震災などの例にもありますように、大変厳しい状況の下でも命令を受けて組織的な活動をします。本当になくってはならない存在なのですが、報酬はきわめて低額ですので、経済的には殆んどボランティアです。

この消防団は、今、大きな課題に直面しています。消防団は、今申し上げましたように、要員動員力などの特色を持っていますが、それには消防団員の数がなければなりません。消防団員の確保はもっとも大事なことのひとつです。ところが、消防団員は、次の図にありますように、このところずっと減少しています。少子高齢化、過疎化などのほか、被用者が増え、しかも勤め先が離れていること、コミュニティが変化して自分たちの地域は自分たちで守るんだという気持ちを持つ人が少なくなったことなどの理由からだと思われます。

消防団員数及び被雇用者団員比率の推移



(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
注) 1 「消防白書」を引用

これは何とかしなければなりません。そこで、この法律には、消防団員の確保のための条文がいくつかあります。

○消防団への加入の促進

まず、一番の基礎である、自らの地域は自ら守るという気持ちを持ってもらうように、国と地方公共団体は必要な措置を講じることとしています（第9条）。



消防団加入促進ラジオ広報

（消防団への加入の促進）

第9条 国及び地方公共団体は、消防団への積極的な加入が促進されるよう、自らの地域は自ら守るという意識の啓発を図るために必要な措置を講ずるものとする。

次にいくつかの具体的なケースについて記しています。

○公務員の加入

まず、公務員の消防団への入団についてです。

公務員は、元々国民の福祉の向上のため働いています。そして安全の確保は福祉の根本ともいえますから、率先垂範、消防団に入団することは望ましいといえるでしょうが、一方、公務員にはいわゆる兼職禁止などの規定があり、許可などが必要です。今回は、これについて公務員が消防団に入団したいと申し出た時は、「職務の遂行に著しい支障がある時を除き」認めなければならないと定められ、そのほか、入団しやすいように規定が定められました（第10条）。

（公務員の消防団員との兼職に関する特例）

第10条 一般職の国家公務員又は一般職の地方公務員から報酬を得て非常勤の消防団員と兼職することを認めるよう求められた場合には、任命権者（法令に基づき国家公務員法（昭和22年法律第120号）第104条の許可又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第1項の許可の権限を有する者をいう。第3項において同じ。）は、職務の遂行に著しい支障があるときを除き、これを認めなければならない。

2 前項の規定により消防団員との兼職が認められた場合には、国家公務員法第104条の許可又は地方公務員法第38条第1項の許可を要しない。

3 国及び地方公共団体は、第1項の求め又は同項の規定により認められた消防団員との兼職に係る職務に専念する義務の免除に関し、消防団の活動の充実強化を図る観点からその任命権者等（任命権者及び職務に専念する義務の免除に関する権限を有する者をいう。）により柔軟かつ弾力的な取扱いがなされるよう、必要な措置を講ずるものとする。

○事業者の協力

世の中の就業構造が変わって、商店経営や農業などの自営業者が減少して、サラリーマ

ンといわれる被雇用者が大幅に増えました。ですから、消防団員も被雇用者が増えて、いまや7割以上になっています。これから消防団員を確保するためには、被雇用者の入団が不可欠です。そのためには、消防団への入団、訓練、災害現場への出動について、会社の経営者など使用者のご理解を頂くことが大事です。

これまでも「消防団協力事業所」の認定などいろいろな対策がとられていますが、今回の法律では、「事業者」は「従業員」の消防団への入団や活動について、できる限り配慮するものとしています。

また、消防団員としての活動などを理由として解雇その他不利益な取り扱いをしてはならないこと、国および地方公共団体は、従業員の消防団活動について事業者の理解が深まるよう、財政上または税制上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとしてされています。

このことが大事であることを深く考えたいろいろな条文ができました（第11条）。



建設業者の協力を得て災害対応訓練



「消防団協力事業所表示制度」表示マーク

事業所の消防団への協力を消防団員と事業所の従業員をイメージした輪の連結で力強く表現し、また、ハート型は地域を思う心を併せて表現しています。

（事業者の協力）

第11条 事業者は、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、できる限り配慮するものとする。

2 事業者は、その従業員が消防団員としての活動を行うために休暇を取得したことその他消防団員であること又はあったことを理由として、当該従業員に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

3 国及び地方公共団体は、事業者に対して、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動に対する理解の増進に資するよう、財政上又は税制上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○大学等の協力

大学等の学生が消防団に加入することは、消防団活動としてだけでなく、将来もっと幅広い防災活動の担い手になることも期待できます。

この法律では、国と地方公共団体が、大学等の学生さんが消防団に加入すること等について、大学等に就学上の配慮などの自主的な取り組みを促すものとされました(第12条)。

（大学等の協力）

第12条 国及び地方公共団体は、大学等の学生が消防団の活動への理解を深めるとともに、消防団員として円滑に活動できるよう、大学等に対し、適切な修学上の配慮その他の自主的な取組を促すものとする。

○消防団員の処遇の改善

消防団員は、元々多額の報酬を期待しているものではありませんが、それにしてもあまりにも低額です。市町村がそれぞれ定めている報酬はおおむね年間2～3万円で、国が財政措置している額より相当下回っています。

この法律では、国と地方公共団体は、処遇改善のため、適切な報酬等が支給されるよう必要な措置を講ずるものとしています（第13条）。

（消防団員の処遇の改善）

第13条 国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出動、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとする。

○消防団の装備の改善

東日本大震災の経験の中で明らかになりましたのは、消防団の装備があまりにも不十分であることです。これは、全国的な問題です。

もしもというお話はあまりよくないのですが、あの時、消防団員の安全確保のための安全靴、救命衣などの基本的な装備、津波などの情報を共有するための無線機、救助活動用の機材、最低限の水、食料、燃料などがあれば、様子は大きく違っていただいでしょう。

装備の改善充実是全国の消防団員の強い希望でしたが、この法律では、国と地方公共団体は、消防団の装備の改善と相互応援の充実のため、必要な措置を講ずるものとし、また、国と都道府県は、市町村が行う消防団の装備の改善に対し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとされました。

この規定を背景に、平成26年2月、国が定めている消防団の装備と服制の基準を初めて大幅に改善しました。これからは、この基準をめざして現実の装備を改善充実することが大きな課題です。装備の改善は、国民の皆さんの安全向上に直結します（第14条、第15条）。



防災訓練で救助活動する消防団員

（消防団の装備の改善等）

第14条 国及び地方公共団体は、消防団の活動の充実強化を図るため、消防団の装備の改善及び消防の相互の応援の充実が図られるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（消防団の装備の改善に係る財政上の措置）

第15条 国及び都道府県は、市町村が行う消防団の装備の改善に対し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

○消防団員の教育訓練

消防団活動の充実には、装備の改善とともに教育訓練の充実も必要です。消防団員は、それぞれ仕事を持っていますから、訓練のための時間の確保が大変なのですが、できる限り効率的に充実した訓練ができるように工夫することも大事です。

この法律では、国と地方公共団体は、訓練内容の基準の策定、訓練施設の確保など必要な措置を講ずるものとしているほか、訓練を修了した消防団員の資格制度の確立についても述べています。

資格は大きな励みになるでしょう（第16条）。

（消防団員の教育訓練の改善及び標準化等）

第16条 国及び地方公共団体は、消防団員の教育訓練の改善及び標準化を図るため、教育訓練の基準の策定、訓練施設の確保、教育訓練を受ける機会の充実、指導者の確保、消防団員の安全の確保及び能力の向上等に資する資格制度の確立その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、所定の教育訓練の課程を修了した消防団員に対する資格制度の円滑な実施及び当該資格を取得した消防団員の適切な処遇の確保に努めるものとする。



ポンプ車操作法の訓練を行う消防団員



救急救命の教育訓練を行う消防団員



遠距離送水訓練を行う消防団員



水防訓練を行う消防団員

IV

地域防災体制の強化

この法律の大きな狙いは、地域の防災体制の強化、地域防災力の充実です。そのためにいろいろな条文が設けられました。

○市町村による防災体制の強化

まず、市町村は、指導者の養成、確保、必要な資材の確保等に努めるものとしています(第17条)。

(市町村による防災体制の強化)

第17条 市町村は、地域における防災体制の強化のため、防災に関する指導者の確保、養成及び資質の向上、必要な資材又は機材の確保等に努めるものとする。

○自主防災組織等の教育訓練と消防団の役割

この法律では、地域の防災組織として、自主防災組織、女性防火クラブ、少年消防クラブ、市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織を掲げて、その教育訓練では消防団が指導的な役割を担うよう市町村は必要な措置を講ずるよう努めるものとしています。

ここで注目されるのは、女性防火クラブと少年消防クラブが始めて法律に登場したことと、これらの地域防災組織の教育訓練で、特に消防団が指導的な役割を担うようにという期待を明らかにして、その実行のために町村が必要な措置を講ずるよう努めると定めていることです(第18条)。



消防団と町内会との合同の防火防災訓練

(自主防災組織等の教育訓練における消防団の役割)

第18条 市町村は、消防団が自主防災組織及び女性防火クラブ(女性により構成される家庭から生ずる火災の発生の予防その他の地域における防災活動を推進する組織をいう。)、少年消防クラブ(少年が防火及び防災について学習するための組織をいう。)、市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織(以下「女性防火クラブ等」という。)の教育訓練において指導的な役割を担うよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○自主防災組織等への支援

地域防災力の充実強化には、いろいろな状況にある住民の皆さんが、それぞれ自分たちの町を、あるいは自分たちの生命、財産を自分たちが守るという気持ちを持って頂いて、日ごろから災害について考えたり、訓練して頂くことが一番大事です。そのことにつながる条文がいくつかあります。

まず、国と地方公共団体は、自主防災組織等の教育訓練について、その機会の充実、情報の提供など必要な援助を行うものとしています。

そして、国と都道府県は、市町村が行う自主防災組織などの育成発展の取り組みに対して必要な援助を行うものとしています（第19条、第20条）。



女性防火クラブによる炊き出し訓練

（自主防災組織等に対する援助）

第19条 国及び地方公共団体は、自主防災組織及び女性防火クラブ等に対し、教育訓練を受ける機会の充実、標準的な教育訓練の課程の作成、教育訓練に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

（市町村に対する援助）

第20条 国及び都道府県は、市町村が行う自主防災組織及び女性防火クラブ等の育成発展を図るための取組を支援するため必要な援助を行うものとする。

○防災に関する学習の振興

防災については、幼年期から成長に応じて学習できるようにすることが大事です。そして、消防団等の参加のもとに学校教育や社会教育の場で取り上げられるようにしなければなりません。国と地方公共団体はそのために必要な措置を講ずるものとしています。

このことに関連して申しますと、わが国では全国に約4,600の少年消防クラブがあり、約42万人がメンバーになっています。その活動を支援するため、モデルクラブを指定して活動服や訓練機材を差し上げたり、指導して頂いている人たちの情報交換の機会を作っています。平成27年からは少年消防クラブの全国交流大会を開催しています。

幼少年期から災害に関心を持ってもらうことは大変大事ですので、これからも応援します（第21条）。

（防災に関する学習の振興）

第21条 国及び地方公共団体は、住民が、幼児期からその発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて防災についての理解と関心を深めることができるよう、消防機関等の参加を得ながら、学校教育及び社会教育における防災に関する学習の振興のために必要な措置を講ずるものとする。



小学校での防火教室



幼稚園での防火豆まきで
火災予防をPRする消防団員



幼稚園での避難訓練



年末防火広報活動で夜回りをする
少年消防クラブ



小学校で放水体験



少年消防クラブ交流会（全国大会）合同訓練



少年消防クラブ交流会（全国大会）での救命講習

V

消防団を中核とした 地域防災力充実強化大会

平成25年12月成立の「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」は、消防団の重要性を明記するとともに、地域の総力を結集した地域防災力の充実強化をめざす画期的な法律です。この法律の趣旨を実現することが大きな課題ですが、そのためには広く国民の皆さんにこの法律の趣旨をご理解・ご協力頂くことが必要です。

そこで平成26年8月29日（金）、東京都千代田区丸の内での東京国際フォーラムで「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会」を開催しました。日本消防協会主催で開催した初の国民的大会でしたが、各界トップの方々にご参加頂くとともに、160を超える企業・団体のご後援・ご参加を頂き、各界各層約1,500人のご参加のもと盛大に開催されました。

大会には、新藤総務大臣、古屋防災担当大臣のほか、急遽、安倍内閣総理大臣にもご出席頂き、力強いごあいさつを頂きました。

大会では全国各地のさまざまな活動事例を発表して頂き、発起人の皆さんなどからコメントを頂きました。発表後、会場内で意見交換をし、大会の締めくくりとして、これからの地域防災のあり方についての「大会申し合わせ」が満場一致で決定されました。

大会申し合わせ

私たちは、東日本大震災その他の災害・事故を教訓として、これからどのような事態があっても被害を最小限にとどめ、生命は必ず守ることとするため、ひとりひとりが自らを守ると同時に、みんながそれぞれの力を発揮して協力することとします。

そのため、日頃からそれぞれの地域でいろいろな災害等を想定し、その時の対応をみんなでご相談し、避難や緊急の救命措置など必要な体験学習をします。

「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会」に当たり、このことを申し合わせます。

平成26年8月29日



主 催 公益財団法人 日本消防協会
大会発起人（五十音順：敬称略）

石原信雄氏（元内閣官房副長官） 陣内孝雄氏（全国防災協会会長） 清家篤氏（日本私立大学団体連合会会長、慶応義塾長） 高井康行氏（全国社会福祉協議会副会長） 西元徹也氏（元防衛庁統合幕僚会議議長） 野田健氏（元内閣危機管理監） 福地茂雄氏（元日本放送協会会長：発起人代表） 室崎益輝氏（消防審議会会長） 横倉義武氏（日本医師会会長）

この大会が新法の趣旨実現に向けた国民運動的な盛り上がりの第一歩となり、平成30年度は、消防庁主催で平成30年11月13日に徳島県徳島市において、「地域防災力充実強化大会」が開催されるなどの着実な広がりをみせています。

日本消防協会は、引き続き地域防災力の充実強化を図るため、消防庁や全国の消防関係者の皆さんと力を合わせて事業に取り組んでまいります。

平成30年度の地域防災力充実強化大会

○地域防災力充実強化大会 in 徳島 2018

大会では、地域住民や自主防災組織、事業者、教育、医療・福祉等、様々な分野が連携を図り、地域防災力の充実強化の重要性についての理解を更に促進するため、基調講演や大会参加団体によるそれぞれの分野で日頃から行われている事例発表がされました。また、徳島ライフセービングクラブの源純夏氏をトークショーのゲストに迎え、一般の方でも実践できる救助方法の実演を交えながら、御自身の経験を語っていただきました。参加した皆さんは真剣に耳を傾け、地域防災力の充実強化の重要性をさらに深め、今後の各地での活発な取組につながる有意義な大会となりました。

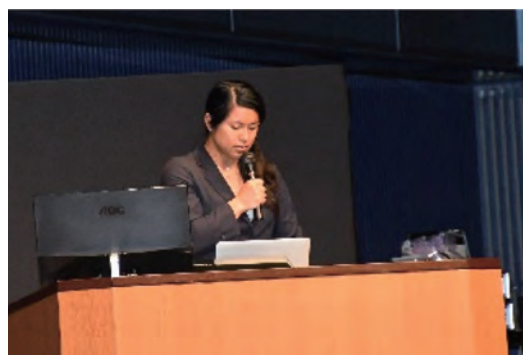
- 1 日時：平成30年11月13日（火）
13時00分～17時05分
- 2 場所：アスティ徳島（徳島市）
- 3 内容：○オープニングアトラクション
（人形浄瑠璃とくしま座 徳島文理大学人形浄瑠璃部）
○基調講演
『地域防災力の向上と地区防災計画』
（兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科長・教授 室崎 益輝 氏）
○事例発表
（うずしお少年少女消防クラブ大津消防隊、松山市消防団ほか）
○ゲストトークショー
（徳島ライフセービングクラブ代表 源 純夏 氏）
○総括
（徳島大学教授環境防災研究センター長 中野 晋 氏）
- 4 参加人数：約900人



オープニングアトラクション



基調講演：室崎 益輝 氏



ゲストトークショー：源 純夏 氏

地域の防災活動プランづくりの推進

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえて災害対策基本法を改正し、これまでの都道府県・市町村の地域防災計画に加え、市町村の区域よりも狭い地域を対象とする「地区防災計画」の仕組みを定めました（平成26年4月施行）。これは、地域コミュニティにおける災害への備えと災害時の行動計画といえるものです。この計画づくりのためには、まずは、災害や火災が起こったときにどうするか、地域のみなさんで話し合うことがスタートです。そして、いざというときの効果的な活動につなげることが大変重要になります。

日本消防協会では、このような地域での取組をさらに進めるため、全国の消防団長及び市町村長あてに「地域の防災活動プランづくりについて」を通知しました（平成28年1月）。この通知のなかで、消防団員等地域のみなさんの参考となるよう、試みに作成した「災害、その時どうしますか。—みんなで作る地域の防災活動プラン—」を示しております。消防団員をはじめ自主防災組織、住民等地域のみなさんが積極的に参加し、地域の防災活動プランづくりが推進されることを期待しております。

「災害、その時どうしますか。」

—みんなで作る地域の防災活動プラン—

- 普段からみなさんと相談しましょう。そして時々練習しましょう。
 - ・ ここではどんな災害があり得るでしょうか。
 - 【例】火災、地震、津波、台風（強風、大雨、高潮、高波など）、局地豪雨（洪水、土砂崩れ）、大雪、火山噴火等
 - ・ その時、早めの情報収集はどのようにして実行しますか。また、その情報はどのようにしてみなさん共有しますか。
 - ・ 被害を防いだり、避難したりなどの行動が必要かどうかはどのようにして相談し、決定しますか。どのように行動しますか。
 - ・ 避難は、どこに行きますか。状況に応じてどこがよいか相談しておきましょう。
 - ・ その時、おひとりおひとはどう行動しますか。お手伝いが必要な人がいる時は、誰が誰をお手伝いしますか。
 - ・ 避難する時には、それぞれお薬など最小限何を持参しますか。
 - ・ 避難先での衣食住の準備は大丈夫ですか。
 - ・ 医療福祉施設等が火災の時どのように初期消火、救出をしますか。
 - ・ 地域内の施設や避難コース等で防災の面から改善した方がよいものがあれば、市町村に相談してみましょう。
- 「地域」は、自然的社会的歴史的な事情からまとまりがあり、みなさんと助け合えるような区域ということになるでしょう。そうすれば、一般的には、いくら広くても小学校の区域、普通はもっと狭い区域ということになるでしょう。
- このようなことをする時には、どなたか中心になってお世話頂く人が必要になります。町内会長さんのようなお立場の方、あるいは地元の消防団分団長というような方、そして防災のことを勉強している方などいろいろなケースがあり得るでしょうが、いずれにしてもみなさんがひとつにまとまることが大事ですし、市町村、消防署、消防団とはよく連携することが大事です。
- 相談した結果をメモにして、みなさんが持っていてください。このメモが法律による地区防災計画の実質的な内容に相当するものになるでしょう。
- 時々みなさんが集まって相談したことを確認したり、一部手直しなど新たな相談をしましょう。
- 時々メモに書いた避難等をみなさん一緒に実行し、これでよいかどうか確認しておきましょう。
- 防災についてもっと勉強した方がよいと思ったら、市町村に相談してみましょう。



第 II 章

消防団の現状と充実強化方策

I

消防団の現状

1 消防団の活動状況

消防団は、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、住民有志により組織された市町村の消防機関である。平成30年4月1日現在、全国で2,209団(22,422分団)が設置されており、約84万人が消防団員として活躍している。

消防団員は、通常は各自の職業に従事しながら、いざ災害が発生した際には、いち早く現場に駆けつけ災害防御活動等を行っており、一般住宅における消火活動はもちろんのこと、特に地震や風水害等の大規模災害や林野火災時には、多数の消防団員が出動し、被害の拡大防止に活躍している。

一方で、災害時以外の活動においても、個別訪問による防火指導や応急手当の普及指導、地域の行事の際の警戒等、地域に密着した活動を幅広く行っている。

また、近年増加傾向にある女性消防団員も、優しさやきめ細やかな配慮を生かし各地域において活躍している。

表1 消防団の現況

区分	平成30年4月1日現在	平成29年4月1日現在
消防団数	2,209	2,209
分団数	22,422	22,458
非常勤消防団員数	843,667	850,331

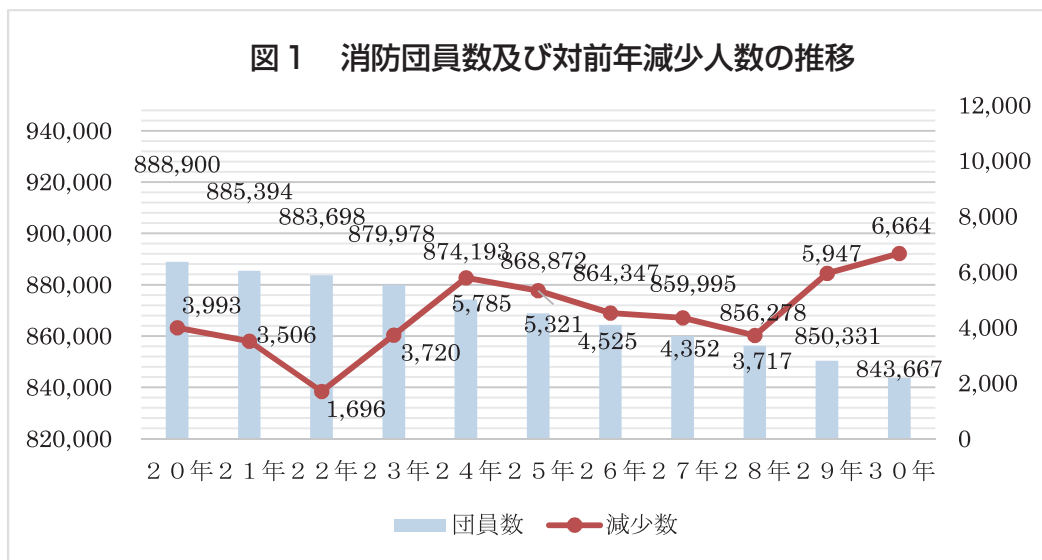


2 消防団が抱える課題

近年の社会情勢の変化は、消防団の運営、活動等に様々な影響を及ぼしており、次のような問題点が指摘されている。

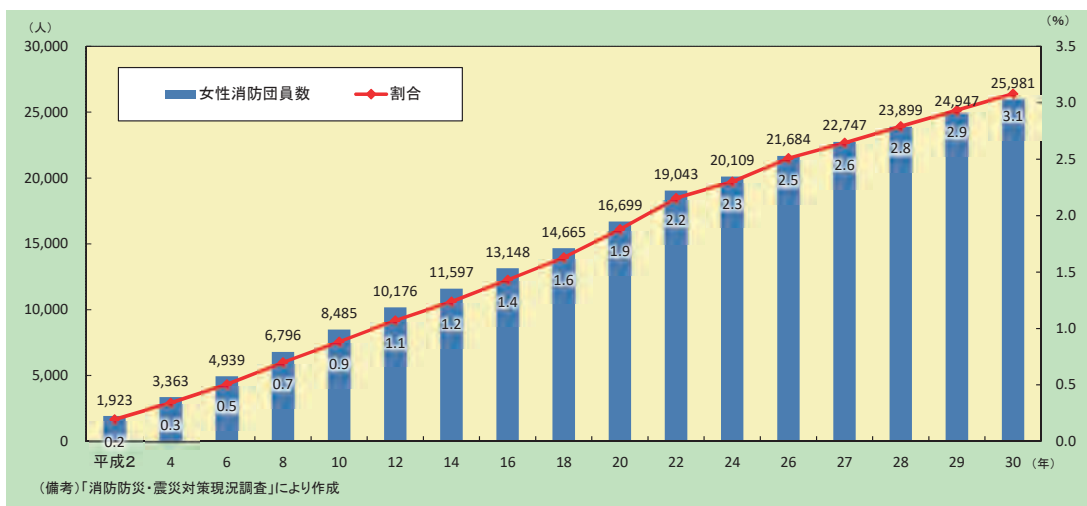
(1) 団員数の減少

消防団員数は、昭和27年当時200万人以上であったが、平成2年には、100万人を割り込み、なお減少が続いている。しかし、消防団員総数が減少する中でも、女性消防団員数は年々増加している。



注) 「消防白書」により作成

図2 女性消防団員数の推移

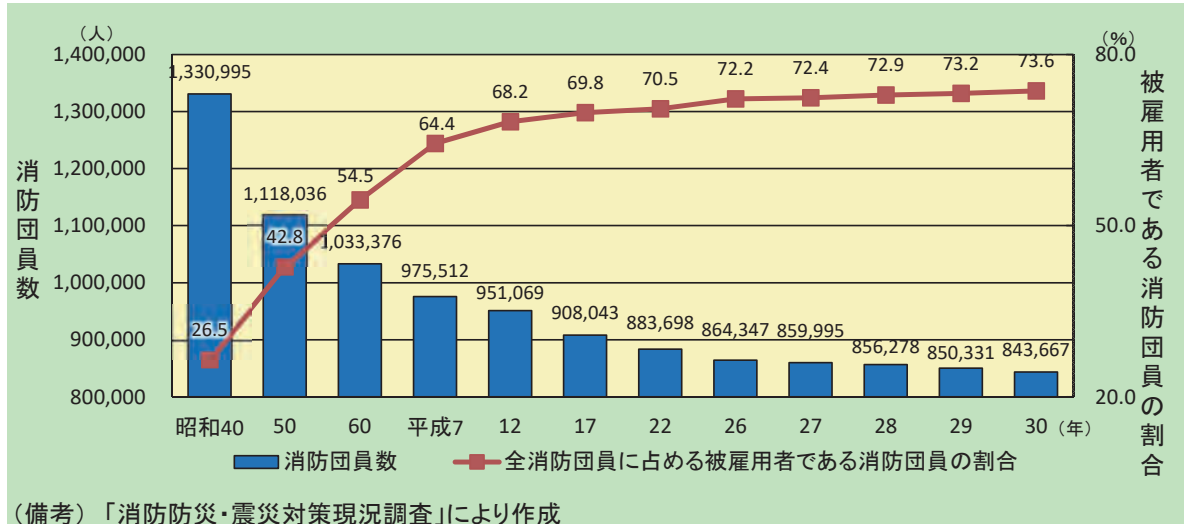


注) 1 「消防白書」を引用

(2) 被雇用者団員（サラリーマン団員）の増加

消防団員に占める被雇用者の割合は約7割までに高まっており、一般的な職住分離の傾向と相まって地域によって昼間における消防力の低下が懸念されている。

図3 消防団員の被雇用者化の推移

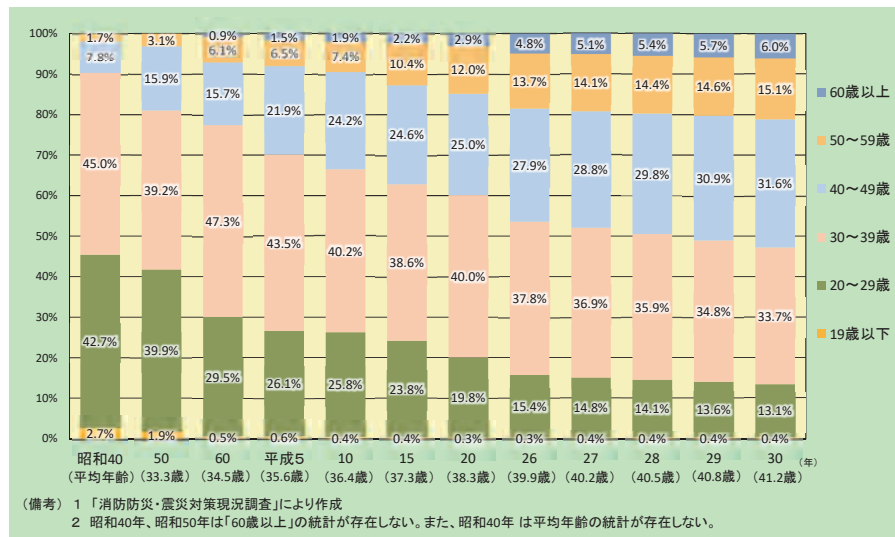


注) 1 「消防白書」を引用

(3) 団員の中・高齢層の増加

消防団員の年齢構成は、図4のとおりであるが、40歳以上の消防団員の割合が年々増加している。

図4 消防団員の年齢構成比率の推移



注) 1 「消防白書」を引用

注) 2 昭和40年、昭和50年は「60歳以上」の統計が存在しない。また、昭和40年は平均年齢の統計が存在しない。

1 多様な環境下にある消防団の機能と役割

消防団の活性化を図るための方策を検討するにあたって、まず、現在の多様な環境下におかれた消防団の状況を勘案し、その役割を明確にする必要があり、消防団の機能と特性、他の消防機関との関係として以下のようなことが挙げられる。

(1) 消防団の機能と特性

まず、消防団の機能と特性としては、次の6点に集約できる。

ア 普遍性

消防団員は、全国の至る所におり、いかなる場所で災害が発生しても即座に対応することが可能である。

イ 地域密着性

消防団員は、その地域に居住又は勤務している人が団員となっているので、地域との繋がりが深く、また地域の各種事情について豊富な知識を有している。

ウ 即時対応力

消防団員は、定例的に教育訓練を受けるなど、消防に関する相当程度の知識及び技能を有している。

エ 多面性

消防団の活動は、消火作業にとどまらず、火災予防に関する住民指導、巡回広報等を実施している。また、風水害及び地震等、各種災害防御活動に当たっているほか、遭難者の捜索救助、各種警戒等の活動を行っている。

オ 要員動員力

全国で約84万人と消防職員の約5.1倍の人員を有し、特に大規模災害や林野火災時等には、その動員力によって災害防御にあたることができる。

カ 広域運用性

大規模災害時においては相互応援協定等により、管轄区域を越えて広範囲な活動を行うことができる。

(2) 他の消防組織との関係における消防団の役割

他の消防組織との関係における消防団の役割については、次の3点が挙げられる。

ア 常備消防機関との関係

常備消防の整備状況及び各地域の自然的条件、社会的条件などにより様々な役割分担が考えられる。例えば、常備消防の比重が高い地域では、通常の火災では常備消防が活動の中心となることから、消防団はその補完的役割を果たすこととなるが、一方では消防団が大きな役割を期待される地域も数多く存在する。また、予防面については、各戸訪問時の一般家庭中心のきめ細やかな活躍が期待される。

イ 自主防災組織との関係

消防団は、平常時にあっては自主防災組織等に対して指導・育成を行う役割が期待

され、また大規模災害時にあっては、消防団がリーダーシップをとって自主防災組織をはじめとする地域の様々な組織やボランティアグループ等とともに統一のとれた災害防御活動を行う必要がある。

ウ 自衛消防組織との関係

事業所の自衛消防組織は、相当程度の施設・装備を有しているものもあるため、平素から消防団としても地域内の自衛消防組織と密接な連携を図るとともに教育訓練等の指導を行い、災害時には消防団を中心として各組織を結集して防御活動にあたることが期待される。

このように、今日における消防団は、地域社会における消防防災の中核として、従来からの任務である消火活動はもちろんのこと、防火指導を兼ねた高齢者宅への戸別訪問、イベント等での警戒、応急手当の普及指導等、地域に密着した活動を幅広く行うことが期待されている。

また、多数の人員を必要とする大規模災害時には、地域密着性、要員動員力及び即時対応力を発揮し、効果的な災害情報の収集伝達、避難誘導及び災害防御活動を行っていくことが期待される。



2 「消防力の整備指針」における消防団の業務及び人員の総数

消防団の行う業務については、平常時の火災予防活動や応急手当の普及指導等の地域に密着した活動や、阪神・淡路大震災以降、再認識された消防団の持つ組織力を踏まえて、災害時における避難誘導、自主防災組織を含む地域住民への指導などについて、消防力の整備指針第36条に明記されている。

また、人員の総数については、消防団をめぐる地域における実情が多様であり、動力消防ポンプの種類や小学校区内の可住地面積による画一的な基準を基に算定することは困難であることから、業務を円滑に遂行するために地域の実情に応じ必要な数となっている。組織の見直しや市町村合併等に伴う条例定数の削減及び実員数の減少により全国的に減少し続けており、地域の消防力の低下が懸念されているが、各市町村は、消防団員の確保により一層努めることが要請される。

(消防団の業務及び人員の総数)

第36条 消防団は、次の各号に掲げる業務を行うものとし、その総数は、当該業務を円滑に遂行するために、地域の実情に応じて必要な数とする。

- 一 火災の鎮圧に関する業務
- 二 火災の予防及び警戒に関する業務
- 三 救助に関する業務
- 四 地震、風水害等の災害の予防、警戒及び防除並びに災害時における住民の避難誘導等に関する業務
- 五 武力攻撃事態等における警報の伝達、住民の避難誘導等国民の保護のための措置に関する業務
- 六 地域住民（自主防災組織等を含む。）等に対する指導、協力、支援及び啓発に関する業務
- 七 消防団の庶務の処理等の業務
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域の実情に応じて、特に必要とされる業務

Ⅲ

消防団の活性化対策

1 消防団組織・制度の多様化方策

昼夜を問わず、全ての災害、訓練に参加する消防団員（以下、「基本団員」という。）を基本とした現在の制度を維持したうえで、必要な団員の確保に苦慮している各市町村が実態に応じて選択できる制度として、各種の多様化方策が導入されている。

その概要については次のとおりである。

(1) 機能別団員（特定の活動、役割のみに参加する団員）

ア 基本団員と同等の活動ができない人が、入団時に決めた特定の活動・役割及び大規模災害等に参加する制度である。

イ 消防職員・団員 OB、被雇用者、女性等の有効な活用が可能である。

(2) 機能別分団（特定の活動、役割を実施する分団）

ア 特定の役割・活動を実施する分団・部を設置し、所属団員は当該活動及び大規模災害対応等を実施する制度である。

イ 大規模災害対応、火災予防対応等を目的とした分団の設置や事業所単位での分団設置が可能である。

(3) 休団制度

ア 団員が長期出張や育児等で長期間活動することができない場合、団員の身分を保持したまま一定期間の活動休止を消防団長が承認する制度である。

イ 休団中の大規模災害対応、休団期間の上限は各消防団で規定する。

ウ 休団中は報酬の不支給、退職報償金の在職年数不算入が可能である。

(4) 多彩な人材を採用・活用できる制度

ア 条例上の採用条件として性別・年齢・居住地等を制限している例があるので、条例の見直しにより幅広い層の住民が入団できる環境の整備が可能である。

イ 年間通じた募集・採用の実施。

2 消防団と事業所との連携体制の強化

全消防団の約7割が被雇用者であることから、消防団活動への一層の理解と協力を得るために、被雇用者消防団員の活動環境の整備、事業所との協力関係の構築、事業所における防災知識・技術に関するストックの活用、消防団活動への協力が社会責任及び社会貢献として捉えられる環境づくり等の各種方策が各都道府県及び市町村に示されている。

その概要については次のとおりである。

(1) 事業所における被雇用者消防団員の活動環境の整備

～ 消防団活動に関する事前打ち合わせについて ～

従業員である被雇用者団員においては、雇用事業所からの理解を得て、消防団活動が行える環境整備が必要である。そのため、消防団等から事業所にアプローチし、まずは、相互で話し合い協力していただくことが必要である。その上で、事業主と消防団で予め消防団活動について、必要な事項（例えば、勤務時間中における災害出動及び訓練等への配慮として、ボランティア休暇扱いにするなど）があれば、それを取り決める。そして、必要な場合は、覚書きの締結等により調整することにより、被雇用者消防団員の活動環境を整備する。

なお、既に消防団と事業所の協力体制が築かれている場合においては、その関係を継続的に維持・発展させていくように努める。

(2) 事業所との新たな協力関係の構築

～ 消防団と事業所との連携強化策について ～

大規模災害発生時において、事業所が有する重機等の防災資機材の提供と併せて、資機材の操縦技術を有する従業員が機能別団員となり、事業所が社会責任及び社会貢献の一つと捉え、地域防災活動に協力してもらえる関係を構築する。

(3) 事業所における防災知識・技術に関するストックの活用

～ 危機管理アドバイザー消防団員について ～

大規模災害、特殊災害については、消防職員や消防団員の知識・技術だけでは、迅速かつ的確な意思決定や災害応急対策の実施が難しくなっているのが現状である。そのため、事業所や大学機関等の専門機関の研修者、学識経験者等に機能別団員になってもらうことにより、防災対策に関する助言（アドバイス）等を専門家から受け、迅速かつ的確な意思決定や災害応急対策が実施できる関係を構築する。

(4) 消防団活動への協力が社会責任及び社会貢献として捉えられる環境づくり

～ 消防団協力事業所について ～

事業所が消防団活動に協力することが「地域防災活動」につながり、社会責任及び社会貢献として認められ、なおかつ、事業所の信頼性の向上につながる環境を整備する。

そこで、「消防団協力事業所表示制度に関する検討会」の検討結果を踏まえ、平成18年11月29日付け消防災第427号により、各都道府県知事及び各指定都市市長あてに、『「消防団協力事業所表示制度」の実施について』を通知した。

「消防団協力事業所表示制度」表示マーク



表示マークのコンセプト

事業所の消防団への協力を消防団員と事業所の従業員をイメージした輪の連結で力強く表現し、また、ハート型は地域を思う心をあわせて表現しています。

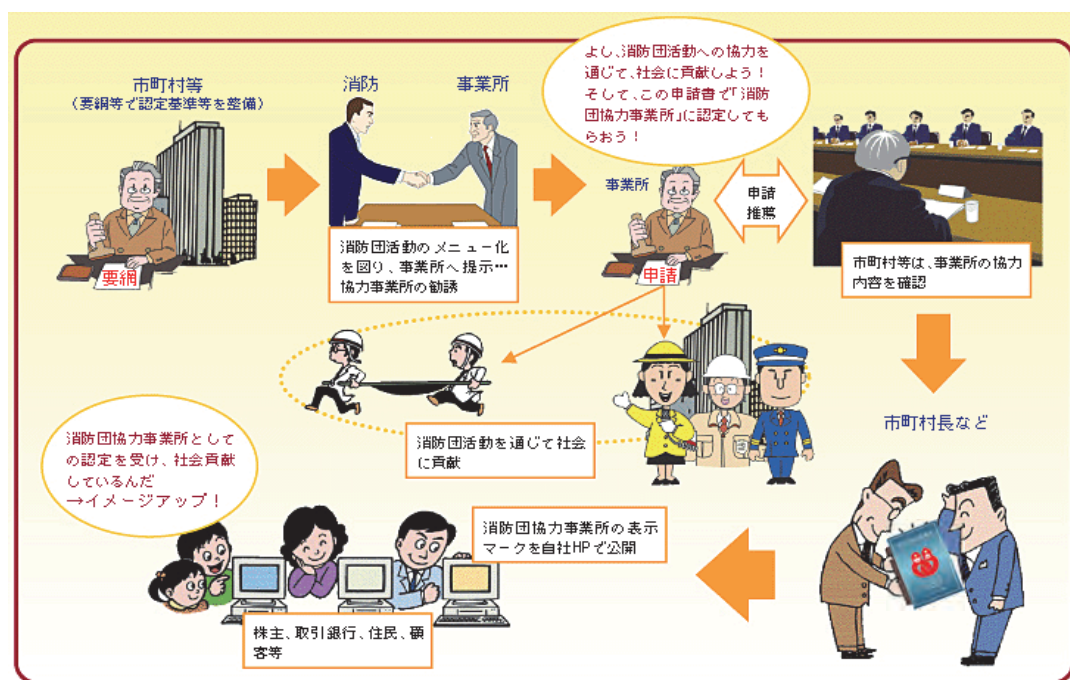


総務省消防庁が交付する表示証
(ゴールドプレート)



市町村等が交付する表示証
(シルバープレート)

消防団協力事業所表示制度イメージ図



運用開始

- (1) 総務省消防庁 平成19年1月1日から
- (2) 市町村等 市町村等が定める日から

3 総務省消防庁の取り組み

(1) これまで継続している取り組み

① 消防団活動のPR

啓発ポスター・パンフレット・消防団PRビデオのホームページ掲載、PRパネル貸与、ホームページの運用、インターネットバナー広告、雑誌等を活用した広報

消防団員募集ポスター



消防団員募集パンフレット (一般向け・女性向け・学生・企業向けの4種類)



消防団ホームページ
<http://www.fdma.go.jp/syobodan/>

② 消防団等地域活動表彰（消防庁長官表彰）の実施

- ア 地域の安全の保持・向上に顕著な功績があり、全国の模範となる消防団
- イ 団員の確保について特に力を入れている消防団
- ウ 団員を雇用し、消防団活動を支援する事業所

エ 団員の確保に貢献している事業所

- ③ 各地で活躍する若手・中堅団員に消防団活動に関する課題等について意見発表の機会を設け、これを全国に紹介することにより、消防団活動の一層の活性化を図る事を目的とした「全国消防団員意見発表会」の実施（平成14年度～）
- ④ 団員確保に係る地方公共団体等への主な通知
 - ア 市町村・都道府県職員（平成14年11月）
 - イ 女性、農協職員（平成16年2月）
 - ウ 日本郵政公社職員（平成26年1月 平成29年2月）
 - エ 大学生等（平成18年1月）
 - オ 地方公務員、公立学校教職員（平成29年2月）
- ⑤ 団員確保に係る地方公共団体への直接の働きかけ
- ⑥ インターネットによる防災教育（e-カレッジ）の実施（平成16年2月～）
- ⑦ 消防団等充実強化アドバイザー派遣制度（平成19年4月～）

消防団の充実強化等に関する豊富な知識や経験を有する消防職団員等を、消防団等充実強化アドバイザーとして地方公共団体等に派遣し、地域の実情にあった消防団への加入促進、消防団の充実強化等のための具体的な助言や情報提供等を行うことで、消防団員を確保し、地域の安心・安全を推進することを目的としている。
- ⑧ 消防団員入団促進キャンペーン（平成18年1月～）

退団者が多くなる年度末の時期において、新たな消防団員を確保するために、1月から3月の期間を「消防団員入団促進キャンペーン」として位置づけ、各自治体への入団促進に係る通知の発出、ポスター・リーフレットの配布及び雑誌広告による広報などを実施し、団員の一層の入団促進を図る。
- ⑨ 全国消防イメージキャラクター（平成20年1月～）

自治体消防60周年を記念して、全国消防イメージキャラクターを決定。

愛称は、1万件を超える応募の中から選ばれ、『消太』と名付けられた。



※「消太」消防団バージョン（3月7日が誕生日）

(2) 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の施行に関連し消防庁が実施した消防団への参加促進、活性化対策

① 消防団への加入促進

ア 総務大臣書簡の発出

平成25年11月8日、平成26年4月25日及び平成27年2月13日及び平成30年1月19日の四度にわたり、総務大臣から全ての都道府県知事及び市町村長あてに、書簡を送付し、地方公務員等をはじめとした消防団員確保に向けた一層の取組のほか、消防団員の処遇改善などについて依頼した。

イ 事業所の協力

被雇用者団員の増加に伴い、消防団員を雇用する事業所の消防団活動への理解と協力を得ることが不可欠であるため、平成18年度から導入を促進している「消防

団協力事業所表示制度」の普及及び自治体による事業所への支援策の導入促進を図っている。

特別の休暇制度を設けるなど勤務時間中の消防団活動に便宜を図ったり、従業員の入団を積極的に推進する等の協力は、地域の防災体制の充実強化に資すると同時に、事業所が地域社会の構成員として防災に貢献する取組であり、当該事業所の信頼の向上につながるものである。

総務省消防庁では、従業員が消防団員に多数加入する消防団協力事業所に対する感謝状の授与、総務大臣と経済団体等との意見交換会を実施するなどの取り組みを行ってきている。また、郵便局に対しても、日本郵政株式会社や地方公共団体を通じて、加入促進を働きかけているところである。

ウ 大学等の協力

文部科学省と連携し、大学等に対し、消防団活動のための適切な修学上の配慮等について働きかけを行っている。

また、文部科学省及び各国公立大学長あてに、大学生の消防団への加入促進等のため、課外活動等の一つとして消防団活動を推奨するなど、学生が消防団活動に参加しやすい環境づくりに配慮するよう依頼している。

加えて、消防団加入促進キャンペーンの実施に併せて、大学構内向けデジタルサイネージによる消防団員募集広告の掲示やポスターの配布等により、学生への理解促進を図っている。

エ 消防団員となる公務員の兼職の認め・職務専念義務の免除

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」第10条において、公務員の消防団員との兼職に関する特例規定が設けられ、公務員から消防団員と兼職することを認めるよう求められた場合、任命権者は職務の遂行に著しい支障があるときを除き、これを認めなければならないとされ、また、職務専念義務の免除について、国及び地方公共団体は、消防団の活動の充実強化を図る観点から、柔軟かつ弾力的な取扱いがなされるよう、必要な措置を講ずるものとされた。

国家公務員については、第10条第1項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令（平成26年政令第206号）等が制定されたところであり、消防庁は各府省庁に対し、特例規定の適切な運用及び国家公務員の消防団への加入促進について働きかけている。

また、地方公共団体に対し、地方公務員についても、国家公務員制度における取扱いを踏まえた適切な対応を求めるとともに、消防団への加入促進について働きかけている。

オ 総務大臣からの感謝状の授与

平成29年4月1日から1年間で消防団員数が相当数増加した団体等の計105の消防団に対して総務大臣感謝状を贈呈した。

カ 地域防災力充実強化大会

徳島県において地域防災力充実強化大会を開催
地域防災力充実強化大会 in 徳島 2018

平成30年11月13日（火） アスティ徳島（徳島市）

キ 地域防災力向上シンポジウム

栃木県・青森県・静岡県において地域防災力向上シンポジウムを開催

平成30年 9月29日(土) 地域防災力向上シンポジウム in 栃木 2018

平成30年11月20日(火) 地域防災力向上シンポジウム in 青森 2018

平成31年 2月 3日(日) 地域防災力向上シンポジウム in 静岡 2019

② 消防団員の処遇の改善

ア 退職報償金の引上げ

平成26年4月1日、「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令」(平成26年政令第56号)の施行に伴い、消防団員に支給される退職報償金を全階級一律5万円(最低支給額20万円)の引上げを行った。

イ 報酬及び出動手当の引上げ

消防団員の年額報酬及び出動手当について、活動に応じた適切な支給を地方公共団体に働きかけるとともに、特に支給額の低い市町村に対し引上げを要請した。

その結果、無報酬団体については、平成27年度中に解消された。

③ 装備の充実強化

ア 装備の基準の改正

平成26年2月7日、東日本大震災等の教訓を踏まえ、「消防団の装備の基準」を改正し、トランシーバー等の双方向通信機器やライフジャケット等の安全装備品等を盛り込むとともに、地方交付税措置の大幅な拡充を行った。

イ 救助資機材搭載型消防ポンプ自動車等の無償貸付

平成27年度当初・補正予算及び平成28年度当初・補正予算、平成29年度補正予算等により、消防団員の教育・訓練を目的として、消防団及び消防学校に対し、救助資機材を搭載した消防ポンプ車両等は無償貸付している。



ウ 情報収集活動用資機材及び小型動力ポンプの整備

平成29年度当初予算及び平成30年度当初予算により、消防学校に対し、災害現場の状況を速やかに把握するための情報収集活動用資機材(オフロードバイク、ドローン)や女性や学生(若者)でも扱いやすい小型動力ポンプを整備し、訓練を実施することとしている。

④ 教育訓練の充実・標準化

平成26年3月28日、「消防学校の教育訓練の基準」を改正し、分団長等の現場の指揮を行う者に対し、火災時の延焼拡大防止措置や倒壊家屋からの救助、避難誘導、地域防災指導等の災害の種別ごとに、安全管理を含めた実践的な知識及び技術を習得するため、消防団員に対する幹部教育のうち、中級幹部科を指揮幹部科（現場指揮課程及び分団指揮課程）として拡充強化した。

さらに、現場指揮課程教育用DVD及び冊子を作成し、全国の消防学校等に配布した。これらの教材は消防庁ホームページにも掲載している。

また、消防学校に対し、救助資機材を搭載した消防ポンプ車両を計画的に無償貸付し、消防学校での訓練成果に基づき新しい基準の検証をすることとしている。

（e-カレッジ：<http://open.fdma.go.jp/e-college/>）

⑤ 消防団員の確保・充実に向けた更なる取組

～「消防団員の確保方策等に関する検討会」の開催～

多様化・増加する消防団の役割に対応するためには消防団員の確保等が必要となることから、消防庁では、平成29年10月に「消防団員の確保方策等に関する検討会」を開催した。4回にわたり、「大規模災害団員」の導入促進をはじめとする消防団の役割の多様化への対応、多様な人材の活用に向けた工夫、消防団員の活動環境の整備等について検討し、同検討会における報告書を取りまとめた。

「消防団員の確保等に向けた重点取組事項について」のポイント （平成30年1月19日付消防庁長官通知）

1. 消防団の役割の多様化への対応

- (1) 今後の消防団員確保と地域防災体制のあり方に係る基本的な考え方
 - 大規模災害の発生が懸念される中、**消防団員の確保と質の向上**を通じ、消防団の災害対応能力を向上させる必要。
 - 消防団のみならず**自主防災組織等との適切な役割分担と連携**のもと、地域防災力を充実強化し大規模災害時の役割に対応することが不可欠。
- (2) 基本団員確保を中心とした消防団員の確保等
 - **「基本団員」の確保**が引き続き重要であり、役割を果たすために**必要な知識・技術を身につける訓練の実施**が必要。
 - 多様な人材に消防団に入団してもらうため、**消防団の知名度・イメージアップのための取組**や働きかけが重要。
- (3) 大規模災害時のマンパワー確保に係る課題への対応
 - ① **「大規模災害団員」の導入**
大規模災害時に限定して出動し、基本団員だけでは対応できない役割を担う**「大規模災害団員」の枠組みを示し、各地方公共団体での導入を促進**。
 - ② **自主防災組織等の対応能力の向上、消防団との役割分担・連携強化**が不可欠。特に**自主防災組織等のリーダー育成等**を進めるとともに、**自主防災組織等において防災活動を中心的に担う者を「大規模災害団員」とし**、消防団との連絡調整等を行うべき。
 - ③ 大規模災害時、管内の消防力だけでは対応不可能な場合には、**消防団の応援出動も**考えられる。

2. 多様な人材の活用に向けた工夫

- **女性、地方公務員、消防職員OB・消防団員OB、学生等の多様な人材**の消防団への参加を促すことが必要。
特に大学等と連携した学生の入団促進・先進事例を横展開することや、少年消防クラブ員OBの入団促進のため、少年消防クラブの運営等で消防署・消防団が普段から積極的に連携することや高校生までクラブ員を継続すること等が必要。
- 消防団員が所属する**事業所の理解促進、消防団協力事業所表示制度の導入促進、協力事業所に対するメリット等の横展開等**が必要。
- 事業所の資機材等の活用や消防団員のなり手確保のための協力について、**事業所・経済団体への要請、協定締結等**が有効。

3. 消防団員の活動環境の整備

- 転居による退団者について、**転出先でも消防団活動を容易に継続できるようにする仕組みづくり**（消防団員歴を示す紹介状の発行等）が有効。
- 活動実態に見合う**適切な年額報酬や出動手当の支給**、消防団の**装備の集中的・計画的な改善**について、引き続き取り組む必要。

○基本団員・・・災害の防除、被害軽減等に向けた活動のすべてを遂行する消防団員をいう。

○大規模災害団員・・・機能別団員の一つであり、大規模災害時に限定して出動し基本団員だけでは対応できない活動や事業所等で所有する資機材を用いた活動を行う消防団員をいう。

全国消防団PRページへの登録方法

無料で、各消防団の情報を掲載し、消防団の活動内容等をPRすることができます。
(登録は消防団単位とします)

登録手順 ①

日本消防協会ホームページに
アクセスします
<http://www.nissho.or.jp>

画面右下の【全国消防団PR】を
クリックします。



登録手順 ②

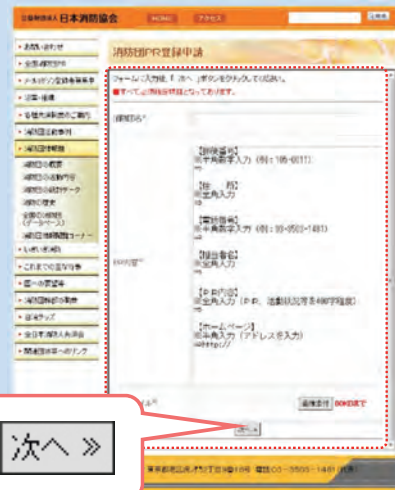
右図のページが表示されましたら
画面中央の【PRページ申請画面】
をクリックします。



登録手順 ③

右図の項目欄に入力してください。
※尚、添付する画像のサイズは
80KBまでとします。

入力が終了しましたら、画面下部の
【次へ】をクリックします



登録が完了されました。

後日、【全国消防団PR】ページ内に情報が公開されます。



第 III 章

消防団活動事例

消防団模擬火災訓練



消防団概要

- ①都道府県名 北海道
 ②消防団名 北留萌消防組合 遠別町消防団
 ③実員数 60名〔うち女性団員0名〕
 ④HPアドレス <http://www.town.embetsu.hokkaido.jp/shobo/>
 ⑤消防団事務局 〒098-3543
 住所 北海道天塩郡遠別町字本町4丁目45番地
 北留萌消防組合消防署 遠別支署 担当：庶務係
 電話 01632-7-2119
 メールアドレス embetsu119@town.embetsu.hokkaido.jp

活動内容

平成30年10月25日（木）19時00分より、遠別町消防団の行事として毎年模擬火災訓練を実施しております。空き地に設定された小屋に実際に火を付け人為的に火災を起こし、出動サイレン（大サイレン）及び車両サイレンを吹鳴し、交通警備のもと緊急走行で設定現場へ向かい、実際の火災と同様放水し消火訓練を行う訓練です。



模擬火災訓練は、5月から月1回各部や分団及び全体で車両点検と放水訓練を行う機械器具点検の集大成として実施しています。



特記事項

模擬火災という形で、実際小屋を燃やしており、臨場感がある訓練のため毎月行っている機械器具点検より出動団員は多いです。訓練終了後、消防団幹部及び各部長で行っている反省会議により、本番さながらの訓練をもとに活動の反省点を出し、団員に周知しています。

町内全域に設置されている双方向システムを利用し、模擬火災訓練の実施日時及び場所などを事前に町民へ周知しています。また、訓練は秋の火災予防運動期間中に実施していますが、実際にサイレンを吹鳴し当日に活動することによって、火災を出さない為の注意喚起となっています。



自主防災組織と連携した訓練



消防団概要

- ①都道府県名 北海道
 ②消防団名 上士幌消防団
 ③実員数 67名〔うち女性団員9名〕
 ④消防団事務局 〒080-1408
 住所 北海道河東郡上士幌町字上士幌東3線238番地
 上士幌町役場 消防課
 電話 01564-2-2519(上士幌消防署)
 メールアドレス shoubousho@town.kamishihoro.hokkaido.lg.jp

活動内容

日時 平成30年10月14日(日)10:00~12:00

場所 上士幌町16区町内会全域

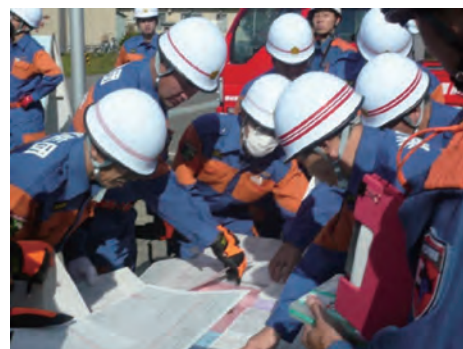
経緯 平成30年9月6日発生した「北海道胆振東部地震」を教訓に、安全な地域社会を進めるために「自助」「共助」を中心とした防災訓練の必要性を消防団から持ち上げ、本町初の消防団及び町内会(自主防)の連携した防災訓練を実施しました。

目的 本訓練は、消防団及び町内会(自主防災組織)との相互連携による災害対応能力の向上を通じ、住民の「自助」意識の啓発、「共助」による避難誘導の徹底と、円滑な被災者支援を迅速に行うための確立を図ること。

対象 上士幌消防団・上士幌町16区町内会自主防災組織

内容 人的被害の確認(安否確認)

- ①道路、家屋の損壊状況確認、②火災、救助訓練、③避難、誘導、④炊き出し訓練



特記事項

町内会(自主防災組織)からは、今回の訓練を通じて『「公助」を待つだけでなく、自分たちにもできることを整理し、行動する「自助」「共助」の大切さを実感した。』『普段から町内会の要配慮者などを把握しておく必要を感じた。』などの感想が出され、多くの住民が、今回の訓練の必要性を実感し、今後も続けていきたい思いを持っていることが分かりました。

消防団からは、『大規模災害が起きた際は、被害状況、安否確認などの情報伝達が難しく、情報が混乱することがよく分かった。』『管轄地区外の場所では、土地勘がなく苦労した。』など、様々な課題が挙げられました。

今回の訓練で、消防団、町内会との連携を深め、防災力の向上につながりました。

生コンクリート協同組合と連携した 火災防御訓練



消防団概要

- ①都道府県名 宮城県
- ②消防団名 加美町消防団
- ③実員数 601名〔うち女性団員1名〕
- ④HPアドレス <http://www.town.kami.miyagi.jp>
- ⑤消防団事務局 〒981-4292
住所 宮城県加美郡加美町字西田三番5番地
加美町役場総務課危機管理室 消防防災係
電話 0229-63-5264
メールアドレス kikikanri@town.kami.miyagi.jp

活動内容

平成30年8月26日(日)加美町陶芸の里スポーツ公園総合体育館及び駐車場を会場とし、宮城県沖を震源とするマグニチュード9.0、最大震度6強の地震が発生したとの想定で、加美町総合防災訓練を実施しました。

加美町は、県内でも有数の面積を有しており、約7割を森林が占めています。近年、各地で大規模な林野火災が発生していることから、平成30年8月に「大崎生コンクリート協同組合」と災害時に消火用水の供給等応援協力に関する協定を締結したところ。これらのことを踏まえ、今回の総合防災訓練で、加美町消防団は大崎生コンクリート協同組合のミキサー車から簡易水槽へ消火用水を充水してもらい、小型動力ポンプを使用した火災防御訓練を行いました。



特記事項

今後も、災害発生時において、迅速・確実な災害応急活動が実施できるよう協力体制を確立し、災害対応能力の更なる向上を図っていききたいと思います。



常備消防と消防団との連携した 大規模火災対応訓練



消防団概要

- ①都道府県名 福島県
- ②消防団名 福島県消防協会双葉支部
(広野町消防団、楯葉町消防団、富岡町消防団、川内村消防団、大熊町消防団、双葉町消防団、浪江町消防団、葛尾村消防団)
- ③実員数 1,428名〔うち女性団員37名〕
- ④消防団事務局 〒979-0513
住所 福島県双葉郡楯葉町大字山田岡字仲丸1-110
(双葉地方広域市町村圏組合消防本部内)
福島県消防協会双葉支部
電話 0240-25-8523
メールアドレス futabashibu@futabashobohonbu.jp

活動内容

- 1 日時 平成30年10月28日(日)10時00分～12時00分
- 2 場所 富岡消防署楯葉分署
- 3 経緯 東京電力福島第一原子力発電

所事故以降、避難指示が解除された町村においては一部体制を変え消防団活動を再開していますが、人的消防力は充足しておらず、災害時においても以前のような常備消防と消防団の連携が困難な状況となっております。平成29年4月に発生した浪江町十万山林野火災では、折からの強風にあおられ火災が大規模化し、消火活動に困難を極め、発生から鎮火まで12日間を要しました。

このことを受け、双葉地方広域市町村圏組合消防本部には可搬式送水装置等の林野火災用資機材が配備されました。

現在の双葉郡においては火災発生初期の消防力をいかに優勢に保つかにより、その後の火災活動が左右されます。



遠距離大量送水システムの説明



大規模林野火災用資機材取扱訓練

- 4 目的 大規模林野火災用資機材の取扱訓練を双葉郡内の各町村消防団と共に行い、知識・技術の交流を持つことにより、人的消防力の充実強化を図ることを目的に実施しました。
- 5 対象 双葉郡内8町村消防団
- 6 内容 ①消防本部による遠距離大量送水システム（ドラゴンブースト）の設定と説明、②大規模林野火災用資機材の説明、③大規模林野火災用資機材取扱訓練

双葉郡内の消防団員は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により避難先での生活を強いられている方が多くいるため、災害活動経験が乏しくなっております。また、火災が発生した場合でも、団員が招集できず出動できない場合もあります。このため、常備消防の役割は大きく鎮火に至るまで時間を要しています。このことから、団員が少人数であっても災害現場で常備消防と協力し活動できるよう、常備消防の資機材を使った訓練を実施しました。

今回の林野火災用資機材取扱訓練では基本的な操作を平地で行いましたが、今後は実際に高低差のある場所で中継訓練を行い、より実践的な訓練を計画しております。

課題としては、訓練参加者が遠方の避難先から参加となるため負担となっていることです。

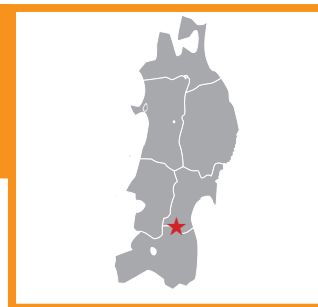
継続的に訓練を行い、顔の見える関係を築き、少しずつではありますが、地域防災力の充実強化を図っていきたいと考えております。

※遠距離大量送水システム（ドラゴンブースト）は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により消火栓などの消防水利の復旧が遅れている地域の消防用水を確保するため、大阪市消防局から寄贈いただいたシステムです。送水量は毎分3,000リットルで、大口径ホース（150ミリメートル）を使用して1キロメートル先まで送水が可能です。

※大規模林野火災用資機材は、避難指示区域で発生した林野火災での消火活動の検証を踏まえ、常備消防で配備した資機材です。林野火災では山中に送水して水を確保することが課題で有り、またそれを確保するための資機材の軽量化が求められました。このことから、軽量で搬送しやすい可搬式送水装置やウォータータンク及び40ミリの消防用ホースを導入しました。

※使用方法は水源から可搬式送水装置でウォータータンクへ送水して貯水し、さらに可搬式送水装置で先のウォータータンクへと中継することにより山頂へ向け水を上げていく方法です。

防災学習・災害活動車を活用した 訓練等・消火体験



消防団概要

- ①都道府県名 福島県
 ②消防団名 伊達市消防団
 ③実員数 1,282名〔うち女性団員9名〕
 ④HPアドレス <http://www.city.fukushima-date.lg.jp/>
 ⑤消防団事務局 〒960-0692
 住所 福島県伊達市保原町字舟橋180
 伊達市役所消防防災課消防係
 電話 024-575-1222
 メールアドレス bousai@city.fukushima-date.lg.jp

経 緯 平成29年11月27日付けで公益財団法人日本消防協会から「消防団防災学習・災害活動車両」と付属機材を交付されたことに伴い、その運用要領を作成しました(平成30年5月10日施行)。さらに、消防団員を対象とした取扱説明会を実施することで、消防団員が講師となり、自主防災組織など地域の活動でも車両及び資機材を使用できる体制を整えました。

〈取扱説明会〉

- 日 時 平成30年6月10日(日) 16時から17時30分まで
 場 所 伊達地方消防組合消防本部敷地内
 目 的 消防団防災学習・災害活動車両及び付属機材を有効に活用し、消防団員の技術の向上と地域防災力の向上に寄与するため、消防署職員を講師とした研修会を開催しました。
 対 象 伊達市消防団員(全分団から1名以上出席)
 費用等 なし

活動内容



【活動実績】

平成30年	5月10日	運用要領施行
平成30年	6月10日	取扱説明会開催
平成30年	7月22日	団員の家族を対象とした消火体験会
平成30年	8月11日	地域イベントにおける消火体験
平成30年	9月30日	自主防災組織での消火訓練
平成30年	10月12日	地域の防災訓練における消火訓練
平成30年	11月 3日	自主防災組織の訓練における消火訓練・煙体験
平成30年	11月15日	市内幼稚園防災訓練における消火訓練・煙体験

【活動の効果】

講習を受講した団員からの情報発信により地域住民からの問合せ及び使用申込を多数いただいています。

【市民の反響】

一度使用した団体では繰り返し使用したいとの評価をいただいています。

【団員の反響】

地域住民との繋がりを再確認できること、消防団の重要性を認識してもらえる良いきっかけになっています。

【課題】

さらに多くの団員が車両資機材を扱えるようにすることです。



コンクリートミキサー車を活用した 遠距離送水連携訓練



消防団概要

- ①都道府県名 群馬県
 ②消防団名 吉岡町消防団
 ③実員数 103名〔うち女性団員0名〕
 ④消防団事務局 〒370-3692
 住所 群馬県北群馬郡吉岡町下野田560番地
 吉岡町役場 町民生活課
 電話 0279-54-3111
 メールアドレス sei-kan@town.yoshioka.gunma.jp

活動内容

日時 平成30年11月18日(日)8時30分から12時まで

場所 吉岡町緑地運動公園

目的 平成28年12月22日に新潟県糸魚川市において発生した大規模火災を教訓に、総務省消防庁より「糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会報告書(平成29年5月)」が公表され、消防団においても大規模火災活動の重要性を認識し、コンクリートミキサー車を活用した水利の確保と、消防団車両を活用した遠距離送水技術の向上を図ることを目的に、連携訓練を実施しました。



主催 吉岡町消防団

協力 渋川広域消防本部、県央アサノコンクリート株式会社

特記事項

日頃なじみのないコンクリートミキサー車を水利確保目的の移動車両として使用したことから、その有効性や連携活動時における留意点を学べるとても良い機会となりました。また、遠距離放水(約1km)を実施したことによりホースラインの重要性やポンプ車機関員の技術力の必要性を認識しました。



さらに、協力団体や管轄する消防本部と連携することによって、一番大切な『他業種・他組織間の連携強化』を図ることができました。

引き続き災害に備える訓練を継続していきます。

防災学習・災害活動車両を活用した 防災訓練



消防団概要

- ①都道府県名 栃木県
- ②消防団名 足利市消防団
- ③実員数 491名〔うち女性団員0名〕
- ④HPアドレス <http://www.city.ashikaga.tochigi.jp/site/shobou/>
- ⑤消防団事務局 〒326-0807
住所 栃木県足利市大正町863
足利市消防本部 消防総務課 消防防災担当
電話 0284-41-3556
メールアドレス s-soumu@city.ashikaga.lg.jp

活動内容

平成29年11月、公益財団法人日本消防協会から、防災学習・災害活動車両の交付を受けました。

平成30年9月23日(日)に、足利市内のショッピングモール「アシコタウンあしかが」で第12回足利消防フェアを開催した際にも、この車両の付属資機材である訓練用水消火器やAEDトレーナーセットを活用し、来場者に消火訓練や心肺蘇生法などの体験をしてもらいました。

この消防フェアは、消防本部と防火協会が主催となり、消防団と女性防火クラブの共催、少年消防クラブ連絡協議会にも協力してもらい、防火防災団体が一致協力し、市民が楽しみながら防災意識を醸成しています。

このほかにも、市内の防災訓練などで煙体験ハウスや天ぷら油火災実験装置などを使用した訓練に参加し、多くの市民に防災に親しんでもらうことができ、大きな効果をあげています。



特記事項

足利市消防団ではこれまで女性団員がいませんでしたが、平成31(2019)年4月に機能別消防団員制度を開始し、①女性団員、②学生団員、③OB団員、④大規模災害団員の4種類の機能別団員が誕生する予定です。

今後は基本団員だけでなく機能別団員にも消防団防災学習・災害活動車両を活用してもらい、自主防災組織や住民との更なる連携の強化に役立てていきます。



機能別班（学生団員）による救急講習



消防団概要

- ①都道府県名 福井県
 ②消防団名 敦賀美方消防組合敦賀消防団
 ③実員数 287名〔うち女性団員23名〕
 ④HPアドレス <http://fire119.ton21.ne.jp>
 ⑤消防団事務局 〒914-0811
 住所 福井県敦賀市中央町2丁目1-2
 敦賀美方消防組合 敦賀消防署 庶務課
 電話 0770-23-9991
 メールアドレス s-turuga@ton21.ne.jp

活動内容

敦賀消防団機能別班(学生団員)は、平成29年6月24日に創設され、心肺蘇生など応急処置の国際ライセンス※を持つ敦賀市立看護大学の3、4年生15名が入団しました。15名全員が当組合の応急手当指導員認定を受けており、普通救命講習などの応急手当普及啓発活動を主に活動しています。

※アメリカ心臓協会(American Heart Association)が認定する国際的ライセンス

平成30年8月26日(日)には、敦賀市民文化センターで行われた「福井しあわせ元気」国体・障スポ敦賀市開催直前市民決起集会において、運営サポーター及び市民約100名を対象に心肺蘇生法やAEDの取扱い方法を展示しました。



平成29年度活動実績：7回 27名

平成30年度活動実績：8回 30名

(9月30日現在)

特記事項

初年度最初は、主に消防職員による救急講習のサポートをしながら、講習のノウハウを学んでいきましたが、現在では学生団員が主となり講習を進めています。救急講習を受けた市民、特に小中高校生からは、「年が近いので話や質問がしやすい。」「分かりやすい。」等の感想をいただき、効果的な救急講習が出来ていると感じています。



今後も、救急講習を主な活動としていくほか、防災訓練等にも積極的に参加し、活動の幅を広げて本地域における救急医療の質の向上に貢献できればと考えています。

ブラインド型訓練



消防団概要

- ①都道府県名 石川県
- ②消防団名 津幡町消防団
- ③実員数 179名〔うち女性団員10名〕
- ④HPアドレス <http://www.town.tsubata.ishikawa.jp/shisetsu/shoubou/>
消防団事務局 〒929-0325
住所 石川県河北郡津幡町字加賀爪ハ109番地1
津幡町消防本部 庶務課
電話 076-288-3000
メールアドレス shobousho@town.tsubata.lg.jp

活動内容

平成29年3月20日(月)、平成29年春季火災予防運動火災防ぎょ訓練が行われました。この訓練では、消防団長の発案によりブラインド型訓練を試みており、訓練想定及び各分団の活動内容は全て当日付与されました。

各分団長からの下命に対し、不明な点があれば随時確認をしながら活動がなされていた一方で、遠距離中継が必要な訓練想定であったため、中継完了に時間を要した場面もありました。各分団からは、トランシーバーや携帯無線機が活用されていなかったなどの反省事項が挙げられ、分団内だけでなく各分団相互の情報伝達そして協力の重要性を実感する訓練となりました。

特記事項

実際の火災現場では臨機応変な活動が求められ、あらかじめ活動内容が決まっていることはありません。今後も積極的にブラインド型訓練を企画し、実災害に強い消防団を目指します。



全国初の取組！「市民メディカルラリー」2018 を開催



消防団概要

- ①都道府県名 奈良県
- ②消防団名 奈良市消防団
- ③実員数 975名〔うち女性団員34名〕
- ④HPアドレス <http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1198801621708/index.html>
- ⑤消防団事務局 〒630-8145
住所 奈良県奈良市八条五丁目404番地の1
奈良市消防局 総務課 総務管理担当
電話 0742-35-1199
メールアドレス shoubou-soumu@city.nara.lg.jp

活動内容

阪神淡路大震災、東日本大震災そして熊本地震では、災害関連死が多数発生しました。現在その対応が急務とされています。災害関連死は避難所や自宅で発生することが多く、非医療従事者である一般市民と医療従事者、救急隊が共に学び、協働する事が重要と考えられます。

そこで、奈良市消防団では、大規模災害発生時の対応として、「ファーストエイド」、「心理的応急処置」(PFA)、および災害関連死を防ぐため、自らの手で避難所の問題点を評価する「避難所アセスメント」等の研修を行い、医療機関との合同訓練等の取り組みを行なっています。この取り組みは、PTSDや外傷の早期治療、災害関連死を防ぐための早期介入の観点から非常に有益であるとの評価を災害医療関係者から得ているところです。

こうした取り組みの積み重ねの中から、平成30年11月18日、奈良市と包括協定を締結している京都府木津川市の大型商業施設において、医療資格を持たない消防団員や一般市民が医師や救急隊に引き継ぐまでの災害時の初動救急対応等や避難所アセスメントをコンテスト形式で競う、

「市民メディカルラリー」を全国で初めて開催しました。同様の取り組みが地域住民に広がることで、言葉だけではない本当の「自助・共助」が確立され、「災害関連死」



を最小限に抑えることが可能となります。「市民メディカルラリー」は「災害関連死」を防ぐための研修として有用であると考えます。

事前研修

(平成30年10月6日から8日の3日間実施)

競技参加者は、災害医療を専門とする医師・看護師や救急救命士から、トリアージ・ファーストエイド・こころのケア等の災害対応の研修を受講



トリアージ記入訓練



避難所アセスメント講義



こころのケア ロールプレイ



こころのケア ロールプレイ



応急処置訓練



深部静脈血栓症講義

- 主催 市民メディカルラリー実行委員会、奈良市
 共催 奈良市消防団、奈良市消防局、相楽中部消防組合消防本部
 後援 イオンモール高の原、奈良西ロータリークラブ、消防団員等公務災害補償等共済基金、DMAT事務局、DPAT事務局、奈良市医師会、奈良県、木津川市
 協力 セーブ・ザ・チルドレンジャパン、奈良県ユニセフ協会、日本赤十字社奈良県支部、奈良市自主防災防犯協議会、奈良市女性防災クラブ連合会、奈良市保健所、ならどっとFM、大塚製薬、住友生命、リスクウォッチ
 参加人数 450名(競技者・ボランティアスタッフ等)

《競技参加チーム》

13チームの紹介



競技者宣言



・チーム日本一 (消防団)



・大安寺西ビックスリース (自治会・消防団等)



ミーティングの様様



・フラットキャッスル (自治会・消防団等)



・チームわかかさ (ボーイスカウト)



・奈良市地区赤十字奉仕団



・Eastern Part (消防団)



・TeamQQ (防災士有志)



・やまとなでしこ隊 (消防団)



・佐保川地区自主防災防犯会



・奈良教育大学



・RAPIDs1.17 (予備自衛官)

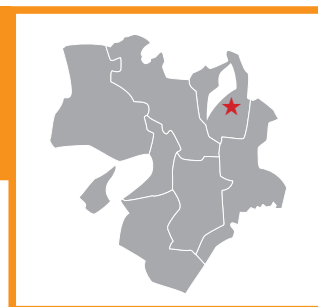


・チーム秋田美人 (大仙市消防団)



・伊賀市「しのび小町」(伊賀市女性消防団)

早朝非常招集訓練



消防団概要

- ①都道府県名 滋賀県
- ②消防団名 守山市消防団
- ③実員数 215名〔うち女性団員16名〕
- ④HPアドレス <http://www.city.moriyama.shiga.jp>
- ⑤消防団事務局 〒524-0014
住所 滋賀県守山市石田町377番地の1
湖南広域消防局北消防署 担当 庶務管理係
電話 077-584-2119

活動内容

守山市は滋賀県の南部、琵琶湖の東岸の位置にあり、また琵琶湖西岸断層という発生率が極めて高い活断層を震源とする地震の被害を受けやすい地域でもあります。

このことから、平成17年度から地震等の大規模災害を想定した訓練を、団員に事前に知らせることなく抜き打ちで行う非常招集訓練を実施し、消防防災活動の錬磨、士気向上に努めています。

出動指令及び活動中の通信手段については、平成28年に配備されたデジタルMCA無線機に加え、現場指揮者命令や災害情報を各分団員に伝達するデジタル簡易無線機を使用し、分団内において密な連携を図っています。MCA無線による招集指令後、守山市総合情報配信システムメールを受けたそれぞれの団員はバイク、自転車、徒歩で各分団の詰所に参集。各分団詰所に6名が参集した時点をもって、待機要員を残し災害想定現場に向け消防ポンプ車(5名)で出動することとしています。

各分団ポンプ車が訓練実施場所に集結した後、到着隊の順位に応じて消防団無線で訓練活動を指示し、分団ごとに消火活動、救出活動訓練を実施します。

平成30年10月に実施した本訓練における応招団員数は174名であり、これは全団員の82%です。また、招集開始から約30分で全てのポンプ車が訓練現場に集結している状況です。



J R車両緊急停止降車訓練



消防団概要

- ①都道府県名 大分県
②消防団名 日出町消防団
③実員数 271名〔うち女性団員11名〕
④消防団事務局 〒879-1592
住所 大分県速見郡日出町2974番地1
日出町役場 総務課危機管理室
電話 0977-73-3150
メールアドレス soumu@town.hiji.lg.jp

活動内容

日時 平成30年9月2日(日)8:15~10:30
場所 日出町豊岡JR日豊本線下り暘谷駅~豊後豊岡駅間

目的 従来から行ってきた展示型訓練から現実的な実動訓練への転換を行い、防災関係機関との連携を図るため、日出町主催にて日出町総合防災訓練を実施

対象 日出町消防団、杵築速見消防組合日出消防署、杵築日出警察署、日出町防災士会、九州旅客鉄道株式会社大分支社、豊岡地区民

費用等 72,500円(JR車両緊急停止訓練のみの消防団員出動費用)

訓練内容 JR車両を日豊本線豊後豊岡駅下り線で南海トラフ大地震が発生した想定にて、緊急停止。JRより消防署へ通報があった想定で、日出消防署より消防団応援要請。消防団出動を行い、消防署と連携し降車訓練及び避難誘導。警察署員の安全確認及び日出町防災士会員と連携した住民避難を実施。



特記事項

消防団員からは「日ごろから他機関と連携した訓練を行うことで、実際に発生した場合に対処しやすい。」、住民の方からは「日ごろ体験できないことなので、訓練に参加してイメージができた。」との声がありました。

実践型火災防ぎょ訓練



消防団概要

- ①都道府県名 大分県
 ②消防団名 臼杵市消防団
 ③実員数 762名〔うち女性団員12名〕
 ④HPアドレス <http://www.city.usuki.oita.jp/categories/bunya/syoubou/>
 ⑤消防団事務局 〒875-0061
 住所 大分県臼杵市大字前田1851番4
 臼杵市消防本部 総務課
 電話 0972-62-2303
 メールアドレス usuki-fd-soumu@city.usuki.oita.jp

活動内容

臼杵市消防団では、毎年夏と春に全分団を対象に火災防ぎょ訓練を実施しています。この訓練は、消防団の指揮命令システムを確認するとともに、各分団が保有する資機材、技術を有効に活用し、迅速・確実な消火活動を行うことを目的とし、実践に近い形で行っています。

場所は消防署敷地内等で、火点及び水利をあらかじめ設定し、消防団指揮本部からの指令により、各分団単位で、出動～消火完了までにかかった時間と操作の安全確実性、指揮要領等を団幹部がチェックし、得点により上位の分団を表彰します。また、訓練結果を各分団へ周知することで、消火活動の改善を図っています。

訓練中は現場活動と同様にデジタル簡易無線の活用や、消防団指揮本部との連携を徹底しています。その他にも、想定訓練前には各資機材の取り扱い訓練を行うことで操作の習熟を図っています。



特記事項

訓練を各分団による競争形式にしたことで、操法大会のような向上心と競争意識が生まれ、団員の意識向上が図れています。また、早ければ良いわけではなく、操作の安全確実性も必要になるので、現場活動に近い、良い意味で緊張感のある訓練が実施できていると思います。今後の課題としては、訓練で出た改善点を団員がしっかりと把握し、現場活動に繋げられるように、団員への周知徹底や訓練等の改善方法を熟慮し、実践することが必要になると思います。

幼年消防クラブと女性消防団の共同防火PR活動



消防団概要

- ①都道府県名 北海道
- ②消防団名 本別消防団
- ③実員数 93名〔うち女性団員6名〕
- ④消防団事務局 〒089-3334
住所 北海道中川郡本別町北2丁目4番地1
本別消防署消防課消防係担当
電話 0156-22-2007
メールアドレス syobouk@town.honbetsu.hokkaido.jp

活動内容

日時 平成30年9月25日(1時間程度)
場所 本別町内各事業所(10事業所程度)
目的 女性消防団の幼児防火教育の一環として、幼年消防クラブの子どもたちの防火意識を芽生えさせることを目的としています。



内容 女性消防団員を中心とし事業所の関係者に直接広報誌を配布、注意喚起を促した後に、法被とはちまき姿の幼年消防クラブの子どもたちが、日頃から練習している火の用心のうたを歌い、事業所の皆さんと火事を起こさない約束を交わす活動をしています。

費用 0円(自作広報誌の印刷費用は金額が些少のため除く。)

特記事項

幼児が防火PR訪問をすると忙しい中でも多くの従業員が手を止めて話に耳を傾けてくれます。また、従業員だけではなく来店者も興味を示してくれます。

団員は、幼年消防クラブと共同でPR訪問を行うと楽しく防火啓発ができますが、事業所間の移動は徒歩のため子供たちの安全を考慮しなくてはならないため多くの人員が必要であるのと、長時間の活動で幼児の集中力がもたないということが今後の課題です。

みんなで守ろう本別町！！

本別町では毎年「住宅火災」が発生しています。近年、死者が出た火災もあります。この機会に住宅防火について考え直し、火災の無い町にしましょう。

＜住宅防火のポイント＞

<p style="text-align: center; background-color: #f0f0f0;">タバコ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・煙たばこは絶対にしない。 ・灰皿に火がついたタバコを置いたままにしない。 ・吸殻はこまめに捨てる。 	<p style="text-align: center; background-color: #f0f0f0;">コンロ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンロを離れるときは必ず火を消す。 ・コンロの周りに燃えやすいものを置かない。 ・天ぷら油の加熱に注意する。
<p style="text-align: center; background-color: #f0f0f0;">ストーブ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストーブをカーテンや家具に近づけない。 ・洗濯物をストーブの上で干さない。 	<p style="text-align: center; background-color: #f0f0f0;">コンセント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ときどきプラグを確認(ほこり)して清掃する ・たこ足配線はしない。 ・電気コードをカーペットや家具の下敷きしない。

僕たち、私たちからもよろしくお願いします

平成30年度少年消防クラブ交流会 (全国大会) を通じて



消防団概要

- ①都道府県名 千葉県
 ②消防団名 浦安市消防団
 ③実員数 138名〔うち女性団員35名〕
 ④HPアドレス <http://www.city.urayasu.lg.jp/> (市公式サイト)
 ⑤消防団事務局 〒279-0004
 住所 千葉県浦安市猫実一丁目19番22号
 浦安市消防本部総務課消防団担当
 電話 047-304-0142
 メールアドレス vff@city.urayasu.lg.jp

活動内容

浦安市少年消防団は、「やるときはやる！」を合言葉に、楽しみながら防火防災に関する知識と技術を習得するとともに、団体行動の基本となる規律訓練や救命講習、救助訓練等を通じ、人を思いやり助け合う気持ちを持ち、将来の地域防災の担い手となることを目的に、平成24年4月に発足しました。現在、市内全ての小学校から児童が参加しており、71名(小学校5年生31名・小学校6年生40名)で活動をしています。

平成30年8月1日(水)～3日(金)に、少年消防クラブ交流会(全国大会)が本市において開催されました。この交流会は、将来の地域防災の担い手育成を図るため、少年消防クラブ員が消防の実践的な活動を取り入れた訓練等を通じて他地域の少年消防クラブ員と親交を深めるとともに、地元消防団等から被災経験、災害教訓、災害への備えを学ぶため平成24年度から消防庁が開催しているものです。

浦安市少年消防団は、平成27年度から参加しており合同訓練において第4位(平成27年度)、第3位(平成28年度)、第6位(平成29年度)の成績を収めています。

1 事前訓練

交流会に向け、希望者を対象に5月に選考会を実施し5名の参加者を決定。「全国優勝」を目標に掲げ、6月から開始した8回の全体訓練のほか放課後などを活用して自主的に個人訓練を実施し、個々のスキルアップに努め、交流会に挑みました。

2 交流会1日目

消防本部において出発報告をした後、宿泊先のホテルに向かいました。夕食会場では、他のクラブ員と名刺交換をして、全国の仲間と親睦を深めることができ、緊張をほぐすことができました。



出発報告会



夕食会



チアダンスチームによる応援

3 交流会 2 日目

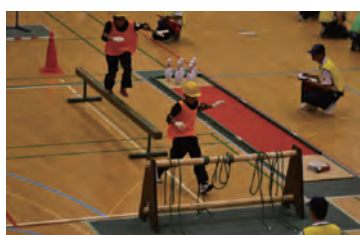
(1) 合同訓練

当初、屋外で実施予定でしたが熱中症予防のため本市総合体育館で屋内競技「クラブ対抗障害物競走」を実施しました。地元開催ということもあり、交流会に参加できない少年消防団員や多くの関係者の方々が会場に駆けつけ、応援をしてくださいました。中学生チームに勝てるよう常に全力で訓練を行ってきた実力を発揮し、初優勝を成し遂げることができました。

(2) 少年消防団救急リーダーによる救命講習

本市では、少年消防団員 17 名により、平成 30 年 5 月に浦安市少年消防団救急リーダーが発足しました。救急リーダーは、救急に関する知識及び技術を習得するとともに、命の大切さを養い、少年消防団員及び市民への救急指導を実施することを目的に活動しています。認定訓練で合格した者のみがリーダーとなることができ、他の団員とは違うワッペンが貸与されます。

この交流会では、消防本部職員と共に「救急入門コース」の指導を全国のクラブ員に行いました。



クラブ対抗障害物競走



優勝記念撮影



救急リーダーによる救命講習

3 交流会 3 日目

本市少年消防団が、交流会会場内で将棋倒しが発生し多くの怪我人がいることを想定した「集団救急事故初期対応訓練」を披露しました。この訓練では、集団災害時に必要なトリアージを行うため歩ける（軽傷の）人の誘導から始まり、歩けない（中等症以上の）人に対し適切な処置を実施しました。三角巾や段ボールを活用して骨折の疑いのある人の患部の固定や止血を行うなど、日頃の活動の成果を披露することができました。



集団救急事故①



集団救急事故②



訓練披露

活動内容

4 優勝報告

合同訓練での優勝報告のため、8月23日(木)に浦安市長、10月5日(金)には千葉県知事、千葉県議会議長を表敬訪問しました。また、9月9日(日)には、消防庁舎において祝勝会を開催し、全団員(6年生)が優勝の喜びを分かち合いました。



市長表敬訪問



祝勝会①



祝勝会②

特記事項

例年、この交流会には選手5名と指導員2名しか携わることができませんが、浦安市で交流会を開催することでメンバー以外の少年消防団員、指導員、消防団員が参加することができ、本市の活動を全国の皆さんに披露することができたのは、とても貴重な経験でした。

浦安市消防団では、各分団が入団促進のため活用しているフェイスブックに今年度から少年消防団専用のページを設け市民の方々に情報を発信することで、地域防災の活性化に努めていきます。

小学生を対象にした水防訓練



消防団概要

- ①都道府県名 徳島県
 ②消防団名 那賀町消防団
 ③実員数 631名(うち女性団員22名)
 ④HPアドレス <http://www.town.tokushima-naka.lg.jp/gyosei/shobo/>
 ⑤消防団事務局 〒771-5206
 住所 那賀郡那賀町百合字石橋250番地
 那賀町消防本部 担当(係)消防団担当
 電話 0884-62-1106
 メールアドレス fd.naka119@naka.i-tokushima.jp

日時 平成30年8月26日(日)9:30~10:30

場所 那賀町和食・土佐地区の那賀川沿い建設中の堤防

経緯 現在、那賀川(和食・土佐地区)において河川堤防の整備を行っており、堤防整備後の水防活動を円滑に行うため、徳島県(南部県民局)主催により実施。



活動内容

目的 地区建設業者、消防団員への水防工法の技術習得と小学生に堤防工事や水防活動について理解と学習をしていただく。

対象 鷺敷小学校4~6年生 68名

費用等 消防団員の出動手当のみで、他は主催の徳島県が負担

特記事項

鷺敷小学校は、平成26年の台風による豪雨で校舎が浸水被害にあっており、各学年の児童は真剣にロープワーク等の作業に取り組むとともに、堤防工事の様子や水防工法についても学習することができ、将来の水防団員の人材育成に寄与することができました。

未来の消防団員の加入促進



協会概要

- ①都道府県名 愛媛県
 ②担当部署 公益財団法人愛媛県消防協会
 ③実員数 20,060名(うち女性団員632名)
 ④消防協会事務局 〒790-086
 愛媛県松山市築山町1-35
 公益財団法人愛媛県消防協会
 電話 089-921-8517
 メールアドレス info@ehime-syokyou119.jp

活動内容

1 事業の目的

人口減少・高齢化が進む中、地域防災力の中核を担う消防団の充実強化を図るため、将来の消防団の担い手である高校生、中学生にターゲットを絞り、近い将来の入団を促進し、消防団員の確保と若返りを図り、もって地域防災力の強化推進を図ることを目的とする。



2 事業の内容

(1) 高校訪問

県内高等学校を訪問し、DVD、チラシ及びポスターを活用して、高校生に対し卒業後の消防団員への加入促進を図る。

(2) 中学生消防体験学習

愛媛県消防学校に整備した訓練体験用設備・資機材を活用し、次により中学生に消防団活動の体験学習を実施する。

- ・講義(消防団の役割、県内消防団の状況などを学習する。)
- ・展示施設見学

愛媛県の災害の特性や日頃の備え、発災時の対応、災害時に日用品を活用するアイデアなどを紹介する展示施設を見学学習する。

- ・訓練施設体験(煙体験や消火訓練などを体験学習する。)





消防学校で少年消防クラブ研修



協会等概要

- ①都道府県名 高知県
- ②消防協会名 高知県・公益財団法人高知県消防協会
- ③HPアドレス <https://kochi-shouboukyoukai.jp/>
<http://www.facebook.com/kochishouboukyoukai/>
(フェイスブック)
- ④消防協会事務局 〒780-8570
住所 高知県高知市丸ノ内1丁目2-20
公益財団法人高知県消防協会
電話 088-823-9044
メールアドレス kochi-shouboukyoukai@woody.ocn.ne.jp

活動内容

日時 平成30年8月16・17日(1泊2日)
場所 高知県消防学校
参加人員 35名(応募多数のため選考)
目的 消防団確保事業の一環として実施。少年消防クラブ員に消防学校で実践的な訓練を体験させ、消防・防災により一層興味を持ってもらうとともに、消防団員・消防職員と接点を持ち、未来の消防団員を育てること、また、消防団員・消防職員に対しても、地域防災の担い手育成の重要性を伝える場とすること。

1日目

①【入校式・オリエンテーション】1時間

少年消防クラブ員、消防学校教官や指導する消防職員の紹介。

消防学校での注意事項、この研修の目的を伝えました。



②【元在日米海軍司令部地域統合消防隊予防課長 長谷川祐子氏の講義】2時間

テーマ「自助・共助」

救助のクリビング、止血方法、火災時の対応等

消防団員・職員には見学をしてもらい、この講義後、大人向け「子どもが興味を持つ防災教育の指導方法」の講義も実施し、指導する側にも学んでもらいました。(1時間半)。



③【水難救助訓練】 1時間

消防学校のプールで、救助隊によるスクーバ潜水の展示・浮身、身近な物を使っての救助法を実施。最後は、チーム対抗で救助を行いました。



④【バーベキュー（夕食）】

他の市町村の少年クラブ員とも交流を深めました。

夜、点呼前に寮室でまくら投げが行われたようで、まくらカバーが犠牲になりましたが、交流が深まった証とし、次の日の朝、連帯責任ということで、全員で腕立て伏せを行い、教官の許しを得ることができました。



2日目

⑤【予防教育・消火訓練】 3時間

想定実習「警報、通報、避難」

- ・ 119番通報の仕方、初期消火（本物の消火器を使って）
- ・ 本物の木造ハウスを燃やして、煙と炎の広がり方と恐ろしさを実感
- ・ 教官が鎮火させる所を見せ、消防団員・職員の持っている力を目の当たりにする



⑥【修了式】

2日間、全員で力を合わせて修了することができ、「少年消防クラブ研修課程」の修了証書を受け取ることができました。

消防団員や消防職員と同じように、消防学校という施設を使って訓練を行うことにより、少年消防クラブ員も同じ「消防人」という意識付けができたと思います。

訓練の内容は、「自助・共助」の重要性を実感できる内容としました。

小学生には少し高度なこともありましたが、「子どもでも出来ることは、たくさんある」「子どもでも、人助けはできる」ということを分かってもらえたと思います。

消防・防災に興味を持ち少年消防クラブに入団した子どもたちの気持ちを、より一層高め、未来の消防団員・地域の防災リーダーに繋がることを期待します。

楽しく学ぼう地区防災運動会



消防団概要

- ①都道府県名 高知県
- ②消防団名 高知市消防団
- ③HPアドレス <http://www.kochi119.jp/>
- ④消防協会事務局 〒780-0844
住所 高知市永国寺町6番18号
消防本部総務課 担当：消防団係
電話 088-872-0690
メールアドレス kc-190203@city.kochi.lg.jp

活動内容

日時 平成30年10月21日(日) 9時30分から15時まで
場所 高知市立旭小学校運動場

経緯 平成27年までは「旭小学校区地区運動会」と称されて35回開催されていた地区運動会を主催者が子供から大人まで楽しみながら防災について学べる行事にしようと立案され、地元消防団と連携し、年に一度開催している地区運動会の種目に工夫を加え、平成28年から名称も「旭小学校区地区防災運動会」に改め今年で3回目の開催となりました。



目的 南海トラフ地震への備えも含め、地域住民の防災意識の高揚

対象 小学校区内に居住している住民及び校区内に所在している事業所の関係者

費用 主催者(校区自主防災会連合会、校区町内会・自治会)が負担

後援 高知市消防団旭分団

特記事項

平成28年の初回開催から比較すると、種目内容の協議等において、主催者側と地元分団員との連携が強化され、地域住民の参加者も増加しました。継続して実施することで地域防災力の充実に努めてまいります。

経済団体と連携した消防団のPR



消防団概要

- ①都道府県名 北海道
- ②消防団名 札幌市10消防団連合協議会
- ③実員数 1,877名〔うち女性団員420名〕
- ④HPアドレス <http://www.city.sapporo.jp/shobo/shokai/dan/dan.html>
- ⑤消防団事務局 〒064-8586
住所 札幌市中央区南4条西10丁目
札幌市消防局総務部職員課厚生係
電話 011-215-2020
メールアドレス kosei.shobo@city.sapporo.jp

活動内容

消防団員の確保については、総務省消防庁が平成29年に開催した「消防団員の確保方策等に関する検討会」の報告書では、対応策の1つとして被雇用者の入団促進に向けて事業所の消防団活動に対する理解や協力を得ることが不可欠であると示され、総務大臣から各市町村長あてに出された書簡においても、経済団体への働きかけについて触れられております。

この具体的な動きとして、札幌市では、平成30年8月に地元の経済団体である札幌商工会議所の連携協力のもと、タイアップ企画として、同所が発行する会員企業向けの機関誌「さっぽろ経済」に消防団の紹介記事を掲載していただきました。この「さっぽろ経済」は、毎月20,000部発行され、会員企業のほか、市内の大学や図書館にも配布されているもので、紹介記事では、消防団の活動紹介に加え、「消防団協力事業所表示制度」と「学生消防団活動認証制度」のいずれも事業所の理解や協力が前提となる2つの制度を特にPRしております。加えて、平成29年に学生消防団活動認証を受けて、そのまま市内の事業所に就職して消防団活動を続けている消防団員を紹介し、就職活動の面接に際して消防団活動を評価してもらったことや、消防団活動によって得られた事などのエピソードを紹介しております。

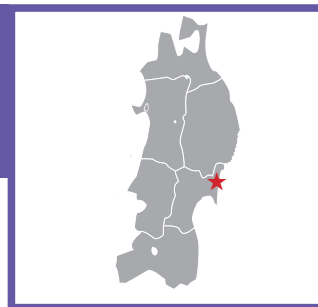
この取組については、札幌市としては多くの事業所に消防団のPRが出来るという点で直接的なメリットがありますが、事業所のCSR活動を応援している札幌商工会議所としても、地域への社会貢献活動として、消防団活動に協力している事業所があることを他の事業所に知ってもらえる良い機会になるとのご理解をいただき、企画化されたものです。

特記事項

札幌市においても、消防団員の確保については重要課題であるとともに、消防団員の半数以上が被雇用者であること等を踏まえ、今後も経済団体や地域の事業所と連携しながら、消防団員の確保対策や消防団活動に対する理解や協力の促進について、様々な形で取組を進めていく考えです。



女性消防団員が伝える広報誌



消防団概要

- ①都道府県名 宮城県
- ②消防団名 気仙沼市消防団
- ③実員数 763名〔うち女性団員13名〕
- ④消防団事務局 〒988-0104
住所 宮城県気仙沼市赤岩五駄鱈43番地2
気仙沼市総務部危機管理課 担当：消防団係
電話 0226-22-0983
メールアドレス kikikanri@kesenuma.miyagi.jp

活動内容

本市消防団の女性団員が、自らの活動を市民に伝えたい。ひとりでも多くの市民に消防団を知ってほしい。消防団のことをもっと身近に感じて欲しい。そんな思いから平成29年10月に気仙沼市消防団女性団員通信「かなえ」が創刊されました。

本広報誌「かなえ」は、本部分団に所属している女性団員自らが掲載する記事を決め、文章を作成し、デザイン・レイアウトを考え作成しています。第1号の記事では、家事を行うことが多い女性の視点で、天ぷら油から火災が発生した場合の初期消火方法や、女性団員自らも行っている無線訓練等をお伝えしました。

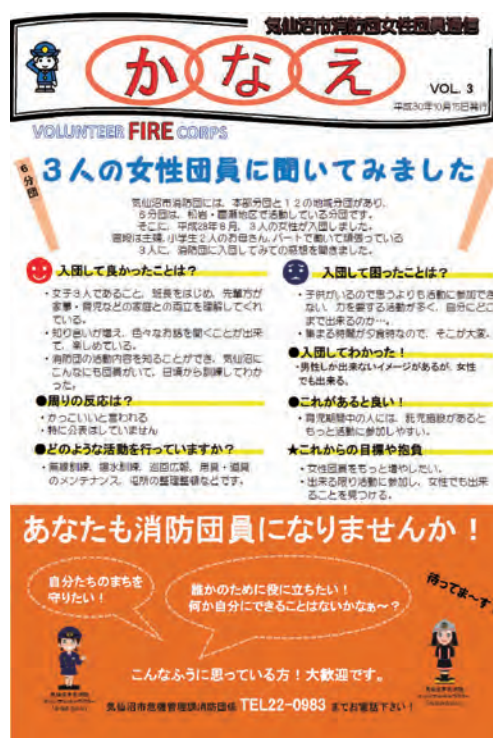
本市消防団の団員数は、平成22年4月末現在859名おりましたが、平成30年8月末現在763名に減少しております。「自分たちのまちは自分たちで守る」の精神のもと、地域を守る仲間を確保するため、平成30年度からは、消防団の活動を伝えるとともに、団員募集の記事を掲載しています。

- 発行回数 年2回(10月・3月)
- 掲載内容 女性消防団の活動、消防団の活動、火災予防等
- 配布先 市内全世帯(約27,000世帯)
- 配布方法 市広報と同時発送

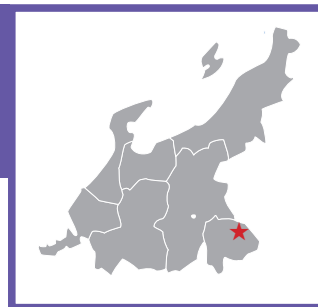
特記事項

創刊号発行の際は、中々反響が少なかったものの、第2号の際に女性団員自らがモデルになり記事掲載したところ、「広報誌見たよ」「〇〇さん、載ってたね」など広報誌を住民の方々に読んで貰えていることを実感しています。

これからも、広報誌「かなえ」を発行し、「かなえ」を見て、さらに消防団の活動を知ってもらい、入団していただき、共に活動する仲間を増やしたいと思っています。



消防フェスティバルで 消防団活動PR



消防団概要

- ①都道府県名 山梨県
- ②消防団名 甲州市消防団
- ③実員数 916名〔うち女性団員15名〕
- ④HPアドレス <https://www.city.koshu.yamanashi.jp/>
- ⑤消防団事務局 〒404-8501
住所 山梨県甲州市塩山上於曾1085-1
甲州市役所 総務課 行政・防災担当
電話 0553-32-5041
メールアドレス soumu@city.koshu.lg.jp

活動内容

甲州市商工会が中心となり毎年実施している「第13回甲州市およっちょい祭り」の協賛事業として、消防車両の展示コーナーや子供レスキュー体験などの各種体験コーナーを設け、多くの方に楽しみながら、防火・防災の知識や消防業務についての理解を深めていただけるよう今年初めて開催しました。

同日に幼少年消防クラブ防火パレードも実施され、幼少年消防クラブ員が拍子木を打ちながら、元気よく大きな声で火災予防を呼び掛けました。

消防フェスティバルにおいては、消防団員のほか女性消防隊も参加し、AEDの使い方を子供たちに教えたり、子供用防火衣や法被などを着用して記念撮影をするなど、未来の消防団員の勧誘を行いました。多くの市民へ消防団員の活動をPRできました。

今年、初めての実施でしたが、予想以上の来場数となり、用意していた防火塗り絵は2時間程度で予定数を終えてしまいました。たくさんの方に来場していただき、消防団活動をPRすることができたと思います。

子供たちが防火衣を着て写真撮影するだけでなく、そのままの姿で消防車へ乗って誇らしげに敬礼をしている様子を保護者の方も優しく見守っていました。「将来の夢は消防士！」というお子さんもいて、楽しんでくれました。

消防団員自身もこの活動をとおして、消火器の効果的な使い方など防災の意識を高めたり知識を得ることができました。これからも魅力ある消防団の姿をPRし、地域防災の要である消防団員の確保に取り組んでいきます。



三原市消防団広報誌 (ファイヤースピリット)



消防団概要

- ①都道府県名 広島県
- ②消防団名 三原市消防団
- ③実員数 1,337名(うち女性団員16名)
- ④HPアドレス <http://www.city.mihara.hiroshima.jp/site/syouboh/>
- ⑤消防団事務局 〒723-0051
住所 広島県三原市宮浦一丁目22番2号
三原市消防本部 警防課
電話 0848-64-5924
メールアドレス shoboikeibo@city.mihara.hiroshima.jp

活動内容

三原市消防団では、広報誌『FIRE SPIRIT』を毎年1回発行しており、三原市全地域へ回覧するとともに、三原市消防団30分団へ配布しています。

消防団が実施する年間訓練、活動記録を紹介し住民へ広く広報することで、消防団活動への理解と消防団への入団促進へと繋げることを目的とします。

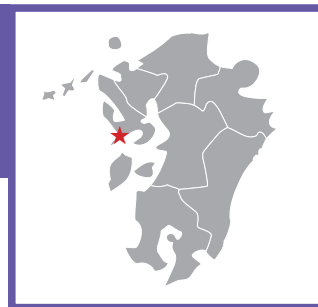
『FIRE SPIRIT』は平成29年度で10号の発行となりますが、新たな取り組みとして、消防団員で構成したチーム7名(団長1名、団幹部2名、団本部長1名、女性消防団3名)で、内容や文章もチーム内で考えた上で配布に至りました。会議は6回(1回/週)開催し、印刷以外は全て手作りで、特集を組み、取材を行うなどして作成しました。会議では様々な意見や案が盛りだくさんとなり笑顔の中、スムーズな進み具合でした。年配ならではの配慮した文章力、若手本部長ならではの発想と構成、女性ならではの校閲・校正等々、本年度は西日本豪雨も経験した本市でこういった広報誌となるのか、去年の経験を活かした内容となることを期待します。



特記事項

例年は、硬い文章で、年間の行事を紹介した味気ない内容であったものが、「おやっ」今年は違う。見ごたえがあるねという嬉しい言葉がありました。今後も見て読んで楽しんでいただけるよう、消防団広報誌作成を続けていきます。

消防団員と大学生が連携した「防火啓発・消防団PR」ブースの開設！！



消防団概要

- ①都道府県名 長崎県
- ②消防団名 長崎市消防団
- ③実員数 2,737名〔うち女性団員55名〕
- ④HPアドレス <http://www.city.nagasaki.lg.jp/bousai/220000/>
- ⑤消防団事務局 〒850-0032
住所 長崎市興善町3番1号
長崎市消防局 予防課 市民消防係
電話 095-822-0429
メールアドレス shoubo_yobo@city.nagasaki.lg.jp

名称：第53回 純心祭「SHIN ～新たに彩る純心～」
日時：平成30年10月20・21日
場所：長崎県長崎市「長崎純心大学キャンパス内」
主催：学校法人 純心女子学園 長崎純心大学

活動内容

防火、防災に対する啓発及び消防団への新規入団者の獲得を目的に今回初めて大学の学園祭に消防団ブースを開設しました。

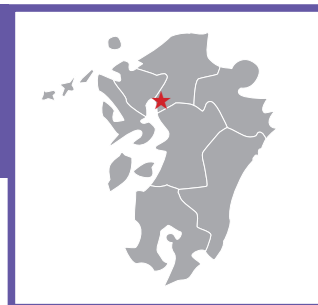
学園祭当日は、多数の家族連れや当該大学の大学生が参加し大盛況となりました。学園祭は、地域住民の方や子どもたちが来場し楽しんでもらえることをコンセプトとしているため、子どもを対象とした露店、ゲームコーナーや各種イベントなど多彩で多くの来場者が楽しめる内容となっています。消防団のブースでは、大学生にはハッピーを着てもらい、女性団員と協力し会場での準備・運営にいたるまで主体的にかかわってもらい、「消防クイズ」や「なりきり消防隊」などの火災予防啓発活動、来場者や大学生を対象とした消防団PRを行いました。多くの方が消防団の活動に理解と興味を示していました。

特記事項

今後も大学などと更なる連携強化を行い、このようなイベントなどで火災予防の啓発や消防団PRを行うことで、地域防災力の向上とともに魅力ある消防団活動をPRし、若い世代の加入促進につなげて行きたいと思えます。



学生団員企画！消防団プロジェクト ションマッピング風PR動画



消防団概要

- ①都道府県名 福岡県
- ②消防団名 大牟田市消防団
- ③実員数 678名〔うち女性団員24名〕
- ④HPアドレス <http://artproducts.thick.jp/omuta-vfd/>
- ⑤消防団事務局 〒836-0844
福岡県大牟田市浄真町46
大牟田市消防本部 総務課 消防団係
電話 0944-53-3522
メールアドレス e-syoubousoumu@city.omuta.fukuoka.jp

活動内容

①目的

若年層の視点からの加入促進に係る企画立案を行い、若年層からの消防団加入促進を図る。

②検討内容

消防団イメージアップにかかる取組

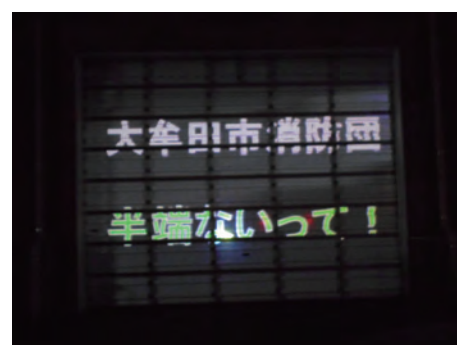
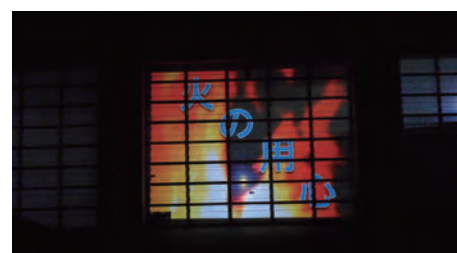
③検討結果

消防団イメージアップにかかる取組として、夜間（18：00～21：00）に消防署車庫のオーバースライダー（シャッター）に「団員募集」等の文字をプロジェクターで投影し、夜間通行する市民にPRを行なうこととなりました。

また、募集の文字だけでは市民が「気にかけないのでは？」という意見が検討会であがったため、SNS映えを図る画像等を時折、差し込んで放映を実施することになりました。放映期間は常時ではなく「見れたらラッキー！」という遊び心を入れるため不定期で実施しています。

特記事項

投影後は市民が消防署のオーバースライダーを気にするように通行するようになりました。今後は、季節ごとで更なるSNS映えを図り、消防団を身近な存在となるようにと考えています。



伝統文化の継承で消防団員の 士気高揚を！



消防団概要

- ①都道府県名 鹿児島県
 ②消防団名 薩摩川内市消防団
 ③実員数 1,243名〔うち女性団員60名〕
 ④HPアドレス <http://www.satsumasendai-fd.jp>
 ⑤消防団事務局 〒895-0072
 住所 鹿児島県薩摩川内市中郷町5031-1
 薩摩川内市消防局警防課
 電話 0996-22-0125
 メールアドレス f-shobodan@city.satsumasendai.lg.jp

活動内容

平成30年1月7日(日)薩摩川内市消防出初式を開催しました。

出初式では、消防団員・消防職員で組織する「薩摩川内火けし保存会」による『木遣り(きやり)唄』、初披露の『はしご乗り』、『纏(まとい)振り』、『腕用ポンプ』の演技を披露しました。

薩摩川内火けし保存会は、平成28年10月に発足しました。「木遣り(きやり)隊」「はしご隊」「纏(まとい)隊」「腕用ポンプ隊」の4部門から成り、消防団員78名、消防職員50名、総勢128名で構成しています。消防団の活動をより活発にし、消防団員のやる気を引き出し、さらに消防職員とのより一層の連携を深めるため発足しました。

「木遣り唄」、「はしご乗り」、「纏振り」、「腕用ポンプ」といった役割を担った者が、全力で自らの任務を全うし、ひとつの目的に向かって統率のとれた動きをしています。自らの持つ力を全力で発揮することは、まさに災害現場での活動にも求められるものです。



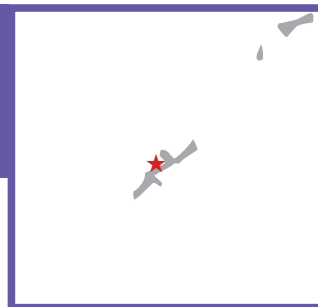
今後も、伝統文化の継承と消防隊の士気を高めるとともに、災害に強い消防隊を目指して活動してまいります。

特記事項

消防出初式、鹿児島県消防大会、行政機関の上棟式等で演技披露したことにより、市民の方々から「すばらしい演技だった。」「消防団ってすごいですね。」等、様々な意見を聞くことが出来ました。市民から消防団に対する関心と理解は着実に広まったものと思います。これからも演技を通して消防団活動をPRし、魅力ある組織づくりに励んでまいります。



地域イベント参加で効率的な 住民への広報・PR活動



消防団概要

- ①都道府県名 沖縄県
- ②消防団名 沖縄市消防団
- ③実員数 69名(うち女性団員18名)
- ④消防団事務局 〒904-2153
住所 沖縄県沖縄市美里5-29-1
沖縄市消防本部消防総務課 総務係
電話 098-929-1192

活動内容

沖縄市泡瀬漁港内で毎年開催されるパヤオまつりは、お魚料理が無料配布されることもあり、親子連れをはじめ、若者から高齢者まで集客率が高く、人気のイベントです。

平成30年度は4月29日(日)10時から14時まで開催されましたが、消防団のブースを設け、12名の団員が参加しました。

このブースでは、①消防車両の展示、乗車体験、②応急手当体験(AED)、③水消火器体験、④子ども消防服写真撮影、⑤バルーンアート、⑥消防団員募集リーフレット・うちわの配布を行いました。

体験コーナーへの誘導にバルーンアートが効果を発揮します。①～④のコーナーを体験したら風船がもらえる仕組みにすることで、たくさんの親子が列をなして大盛況でした。

今回は、応急手当(AED)体験コーナー希望の親子が約200名もいて、担当者は休憩なしの状態でした。観光客の参加もありました。



特記事項

地域の防災訓練に参加できない若者や親子に、消火器の取扱いや応急手当(AED)の体験を積極的に呼びかけ、日頃から防災意識を持ってもらうことを目的に、6年前からまつりに参加しています。

まつり会場では楽しみながら効率よく広報活動が展開でき、リーフレットやうちわを会場内で配布していると、頑張って!と声がかかり、かなり消防団の認知度が向上しています。女子分団の創設でバルーンアートを採用したことで、子どもたちの興味をひきつけ、同時に大人も参加する効果も大きいです。会場では、地元のFMラジオが、まつりの様子や、消防団の活動の様子を生放送でPRしました。

今後も継続して行う予定です。



町の季節性インフルエンザ予防接種 費用助成制度を活用した健康管理の徹底



消防団概要

- ①都道府県名 青森県
 ②消防団名 おいらせ町消防団
 ③実員数 324名〔うち女性団員14名〕
 ④消防団事務局 〒039-2192
 住所 青森県上北郡おいらせ町中下田135-2
 おいらせ町役場 まちづくり防災課 消防防災係
 電話 0178-56-2131
 メールアドレス bousai@town.oirase.aomori.jp

活動内容

今年度からおいらせ町では、消防団員の健康維持と処遇改善を目的に、消防団員が季節性インフルエンザの予防接種をした場合に、その費用の一部を助成する制度を創設しました。

そこで、消防団では、インフルエンザ流行期において体調を崩して火災現場等で消防活動に従事できない消防団員を少なくするため、幹部会議において分団長らの幹部団員にこの制度を周知して所属団員が一人でも多く制度を活用して、インフルエンザ予防接種を受けるよう取り組んでいます。

〈実施期間〉

平成30年11月1日から平成31年1月31日まで

〈実施場所〉

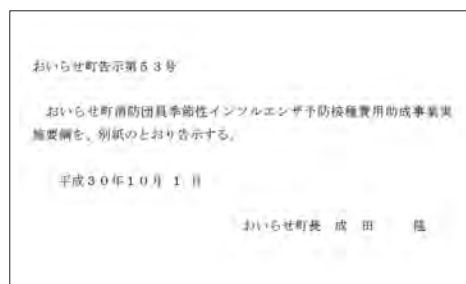
町が指定する医療機関等

〈対象〉

消防団員

〈費用(助成金額)〉

648,000円 ※1人あたり2,000円
 上限



特記事項

制度が創設されて間もないですが、過去の災害時にもインフルエンザで体調を崩して消防活動に従事できなかった団員がいたこともあり、団員個々の意識が高く、医療機関からの情報では、窓口申請書を提示して、予防接種を受ける団員が来ているとの声を聞いております。

きたかみみちのく芸能まつり 市民パレードでの火災予防広報・団員募集



消防団概要

- ①都道府県名 岩手県
- ②消防団名 北上市消防団
- ③実員数 970名〔うち女性団員20名〕
- ④HPアドレス <http://www.city.kitakami.iwate.jp/>
- ⑤消防団事務局 〒 024-8501
住所 岩手県北上市芳町1番1号
北上市役所 消防防災課 消防係
電話 0197-64-2111(代表)
メールアドレス bousai@city.kitakami.iwate.jp

活動内容

日 時 平成30年8月3日
場 所 北上市大通り(北上駅前)
経緯・目的

北上市消防団では市民へ火災予防を働きかけるため、北上市消防団、北上市婦人消防協力隊、北上地区消防組合職員が合同で市民パレードに毎年参加しています。

市民パレードは、3日間のまつりの初日のメインイベントで市内の企業、学校など約30団体が各団体のPRをしながら「北上おでんせ」、「日高見甚句」をおどり、通りを練り歩きます。

パレードでは、「火の用心」、「消防団員募集」ののぼりや、全国防火統一標語を記載した横断幕を掲げ、また、火災予防のうちわを配布しながら、多くの市民、観光客が集まるまつりの中で、市民等の意識啓発、消防団PRを行っています。



特記事項

今回は、小型ポンプの部で第26回全国消防操法大会への出場が決まった直後の市民パレードになったことから、全国大会へ出場することもあわせてPRしながらのパレードとなり、例年以上に盛り上がったパレードとなりました。

火災予防の啓発活動、消防団員確保につなげるため、今後も継続することとしています。

また、成人式の式典では、団員募集DVDの上映とチラシを配布し、次世代の消防団員募集活動を行っています。

大学及び企業における女性消防団員の活躍のPR



- ①都道府県名 新潟県
- ②県下消防団実員数 36,966名
(うち女性消防団員723名)
- ③HPアドレス <http://www.pref.niigata.lg.jp/shobo/1195661782698.html>
(新潟県HP:「新潟県の消防団」)
<https://www.facebook.com/niigatakennoshouboudan/>
(facebook:「新潟県の消防団」)
- ④消防団事務局 〒950-8570
住所 新潟県新潟市中央区新光町4-1
電話 025-282-1664

消防団概要

1 事業目的

女子学生及び幅広い年齢層の女性を対象に、大学及び企業において、女性消防団員の活躍をPRすることを通して、消防団に入団する女性の増加を図る。特に、学生を対象として、消防職員、消防団員の活躍のPRを一体的に行うことにより、その効果を高める。



2 実施日

- (1) 平成30年8月20日(月)
消防女子(消防職・団員)募集ポスター作成に係る写真撮影
- (2) 平成30年10月6日(土)、7日(日)
新潟医療福祉大学学園祭ブース出展
- (3) 平成30年10月13日(土)、14日(日)
新潟国際情報大学学園祭ブース出展
- (4) 平成30年10月18日(木)、19日(金)
にいがたBIZ EXPO (産業見本市)ブース出展
- (5) 平成30年10月29日(月)、11月1日(木)、13日(火)
消防団協力事業所PR動画作成・公開
- (6) 平成30年10月～11月
消防職・団員及び消防団協力事業所PRラジオ放送
- (7) 平成30年12月
消防団員による企業訪問及び動画作成

活動内容

3 内容

(1) 大学祭における消防職・団員の活躍のPR

新潟医療福祉大学及び新潟国際情報大学の大学祭において、大学祭ステージイベントの参加及びブース出展を行いました。ステージイベントでは、AEDの実演等を交えて、消防職・団員の活動を紹介しました。ブース出展では、消防職・団員の写真撮影により作成したポスターの掲示及びチラシの配布等を行いました。



(2) にいがたBIZ EXPO(産業見本市)における消防団のPR

産業見本市に消防団ブースを出展しました。消防団員募集及び消防団活動の理解促進を図るためのチラシを来場者や出展企業に配布しました。



(3) 消防団協力事業所PR動画の作成及び公開

消防団協力事業所にタレントが訪問し、経営者や在勤消防団員へのインタビューを行い、その様子を基に消防団協力事業所PR動画を作成しました。また、ラジオでも消防団協力事業所に勤務する消防団員に出演してもらい、消防団協力事業所をPRしました。

(4) 消防団員及びタレントの企業訪問による消防団PR

消防団協力事業所ではない企業に消防団員が訪問し、消防団活動のPR及び消防団員募集の呼びかけを実施しました。

※(1)～(4)の取組で作成した画像や動画等は、消防職・団員の活躍をPRするために作成した「消防女子特設サイト」に公開し、幅広い県民に広報しています。

4 費用

5,000千円

消防女子特設サイトを見て、女性消防団員についての取材の申込がありました。また、取組は「新潟県の消防団facebook」に情報を投稿しており、投稿に対して「いいね!」をクリックする人も多いなど、反響を呼んでいます。

地道な消防団入団促進活動



消防団概要

- ①都道府県名 東京都
 ②消防団名 池袋消防団
 ③実員数 230名〔うち女性団員61名〕
 ④HPアドレス <http://www.tfd.metro.tokyo.jp>
 ⑤消防団事務局 〒171-0021
 住所 豊島区西池袋二丁目37番8号
 東京消防庁池袋消防署 警防課 防災安全係 団担当
 電話 03-3988-0119
 メールアドレス ikebukuro2@tfd.metro.tokyo.jp

活動内容

平成29年4月1日現在の池袋消防団の充足率は、87.3%と近隣消防団に比較すると非常に低いものでした。また2013年には、今後30年間でマグニチュード7.0以上の首都直下地震の発生率が70%と発表され、既に3年を経過していたこともあり、消防団の組織力強化は喫緊の課題として認識していました。さらに当団区域内には木造・防火造の密集地域や都内有数の繁華街を有することから、地域防災力の弱体化を招く消防団員の充足率低下は何としても避けなければならないとの危機感もありました。これらのことから、充足率100%を目標とする消防団員募集活動に全団員が一丸となって推進することとしたのです。推進要領の基本は、団員自らが、各地域コミュニティで積極的に募集活動を展開していくこと、そして複数の団員で粘り強く実践していくことを基本としました。一例をあげれば、消防団の活動内容、活動を通して得られる達成感等を町会等の会合で熱く語り、さらに職業が異なる方々との交流が、いかに自分の見識を深めたかなど充実感を説くことで、しだいに興味を持っていただき入団に至ったというケースもありました。このような団員一人一人の地道な募集活動が功を奏し、充足率アップにつながったものと評価しています。



東京消防庁音楽隊ラッピング車での消防団募集活動



防災救急フェアでの消防団募集活動

活動内容

また、募集活動の結果を公正に評価し、各分団を表彰してさらに奨励を促すことも実施しました。消防団の組織的活動としては、平成29年7月に東京消防庁音楽隊に配置されている消防団募集のラッピング車両を池袋の町で走行するよう依頼したほか、8月には池袋西口公園での「防災・救急フェア」の開催に合わせた募集活動、これらの多種多様な手法の相乗効果により希望者が増加していきました。最近では平成31年豊島区成人式において、二十歳を迎えた池袋消防団員自らが晴れ着姿で、豊島消防団と合同で募集活動も行いました。このようにあらゆるイベント機会を見逃すことなく、バラエティに富んだ募集活動の展開、公平な評価を繰り返すことで、団員の募集活動意欲も向上することができました。結果として、池袋消防団の平成29年4月から平成31年1月までの新入団員数は57名で、充足率も100%を継続維持しています。この消防団全体での取組と充足率の向上が評価され、昨年12月には総務大臣感謝状をいただき、更なる励みとなっているところです。このように地域に根ざす消防団の組織力、活動力を充実強化するためには、地域コミュニティに存在する人と人が結びつくことこそが、地域防災力の向上にも発展することを意識して、今後も消防団員募集活動に励んでいきます。



豊島区成人の集いで消防団募集活動

特記事項

23区内の消防団においては、年間900名以上の入団者がいるものの、1,100名を超える退団者がいることから、平成30年4月1日現在、23区の消防団員数は、13,287名で充足率83.0%と年々減少し続けています。このことは地域防災における災害対応力の低下に発展することが懸念され、消防団員の確保が急務になっています。池袋消防団では72歳定年制のため、退団予定者の人員管理計画を徹底し着実な消防団員確保による向上を図っています。2020東京オリンピックを2年後に控えています。入団促進は今後も継続的かつ幅広い募集活動事業を計画して、充足率の維持はもちろんのこと、さらなる向上を図っていく予定です。

横浜市消防音楽隊とコラボして 消防団員募集PR（磯子消防団広報PR隊）



消防団概要

- ①都道府県名 神奈川県
- ②消防団名 横浜市磯子消防団
- ③実員数 370名〔うち女性団員77名〕
- ④HPアドレス <http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/shouboudan/05-12.html>
- ⑤消防団事務局 〒235-0016
住所 横浜市磯子区磯子二丁目1-3
横浜市消防局磯子消防署庶務課消防団係
電話 045-753-0119
メールアドレス sy-isogo@city.yokohama.jp

活動内容

平成30年2月17日に磯子公会堂で行われた「横浜市消防音楽隊定期公演」にて消防団のPRステージを行いました。ステージでは、消防団の認知度を上げ、消防署と消防団の違いや消防団の活動を紹介しながら、歌や寸劇を混ぜて、楽しく親しみやすい消防団をPRして、団員確保



に繋がっています。このPRステージは、年間数十箇所で行っており、季節や場所、来場者年齢で内容に工夫を凝らして行っています。この日は、横浜市消防音楽隊とのコラボで、楽曲の演奏を音楽隊が、歌唱を消防団が担当しました。以前も音楽隊とのコラボを行ったことがありますが、来場者が多くとても有意義な消防団PRとなりました。

特記事項

磯子消防団では、「磯子消防団PR委員会」があります。消防団のPR・消防団の確保に特化した委員会で、磯子区内のお祭りやイベントに参加し、PR活動を行っています。今では、ファンもできて、写真撮影や握手をお願いされたりしています。

このPR隊の活動は、消防団員の充足率100%に大きく貢献しました。また横浜市消防音楽隊のステージを見る目的で来場されるので、私達消防団のPRも真剣に聞いて下さる方が多いです。今後も積極的にイベントに参加して行き、消防団PR活動をおこなっていきます。



横浜市南消防団の充実強化 ～充足率100%の達成～



消防団概要

- ①都道府県名 神奈川県
- ②消防団名 横浜市南消防団
- ③実員数 401名〔うち女性団員78名〕(H30.11現在)
- ④HPアドレス <http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/shouboudan/05-22.html>
- ⑤消防団事務局 〒232-0024
住所 神奈川県横浜市南区浦舟町2丁目33番地
横浜市消防局南消防署庶務課消防団係
電話 045-253-0119
メールアドレス sy-minami@city.yokohama.jp

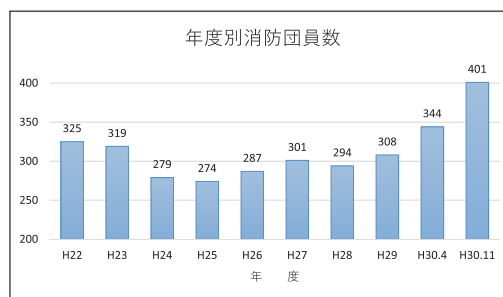
活動内容

横浜市南消防団では、過去数年にわたり充足率が70%台、平成29年度当初は県内最下位の充足率であったこともあり、団員数の増員が最重要課題でした。

そこで、職団員一人一人が営業マンとして町内会や南区内の事業所への声掛け等に取り組んだ結果、平成30年11月に充足率100%を達成することができました。

具体的な取組としては、地元の方々の入団促進を目的に、南区連合町内会の会合の場において、署長・団長が揃って入団への協力を呼びかけ、併せて世帯回覧に団員募集のチラシを配布しました。

また、これまでは、昼間に団員が仕事のため区外へ出てしまい、地域の防災力が低下するという問題がありましたが、地域貢献に積極的に取り組んでいる事業所や、消防行政に貢献している事業所をリストアップし、消防団と消防署とが連携してそれらの事業所に働きかけ、多くの従業員の方々に入団していただきました。結果として、事業所側も消防団との顔の繋がりができ、消防団活動への理解を深めてもらえました。



特記事項

消防団活動への理解を深めた上で入団してもらうことで、ポンプ操法の選手や、機関員資格・応急手当指導員資格の取得等、積極的な消防団活動を行ってもらっています。今後は高齢化により定年退団となる団員が多数出ることから、継続して団員募集に力を入れていきます。

越谷市消防団に「学生機能別団員」を創設



消防団概要

- ①都道府県名 埼玉県
 ②消防団名 越谷市消防団
 ③実員数 424名〔うち女性団員47名〕
 ④HPアドレス <https://www.city.koshigaya.saitama.jp/smph/index.html>
 ⑤消防団事務局 〒343-0025
 住所 埼玉県越谷市大沢二丁目10番15号
 越谷市消防本部 警防課
 電話 048-974-0104
 メールアドレス keibo@city.koshigaya.lg.jp

埼玉県越谷市では、地域防災の要となる消防団員の更なる確保に向け、越谷市消防団条例の一部を改正し、災害発生時に特定の活動を行う「学生機能別団員」を創設しました。（平成30年4月1日施行）

これまで市内の事業所をはじめ、市の職員や一般女性などを対象に加入促進事業を進めてきましたが、それらに加え、地域防災の将来を担う若い世代に焦点を絞り、「学業につきながら消防団活動ができる」環境づくりに取り組むこととしました。

1 学生機能別団員の概要

- (1) 定員…30名
- (2) 入団要件…以下のいずれかに該当する18歳以上の学生
 - ・越谷市内の大学等に在籍する学生
 - ・越谷市外の大学等に在籍し、越谷市内に在住する学生
- (3) 活動内容
 - ◆大規模災害時の活動
 - ・指定避難所等における運営の補助活動
 - ◆平常時の活動
 - ・消防団イベントにおける火災予防広報や消防団PR活動
 - ・防災訓練、夏季特別訓練及び消防特別点検など
- (4) 処遇
 - 身分…非常勤特別職の地方公務員



活動内容

- 年報酬…年額一人10,000円
- 費用弁償…1日の活動につき一人2,500円
- 公務災害補償…一般の消防団員と同様に補償
- 貸与品(個人)…安全ベスト、アポロキャップ、保安帽、皮手袋など



2 発足に向けての取組み

市内の2大学(埼玉県立大学、文教大学)との連携体制のもと、中核市の先進事例などを参考としながら、消防団に対する地域のニーズに応えられる多様な人材を確保することを念頭に置き、制度構築に向けて準備を進めました。

(1) 「学生機能別団員」設置に向けた主な取組み経過

- ・各大学との定期的な打合せ会議(平成29年度中に各3回実施)
- ・消防団充実強化アドバイザーによる特別講話を開催(平成29年7月)
- ・各大学において学生機能別団員制度の説明会を開催
- ・越谷市特別職報酬審議会への諮問(年報酬の額に関する諮問)
- ・越谷市定例会上程議案の提出資料の作成(条例改正及び関連規則制定の手続き)

(2) 発足後の主な活動について

基本団員(現行450名)と区分し、機能別団員の定員を30名と定め、大規模災害時の指定避難所等における運営サポートを主な任務とし、日頃の教育研修や消防団行事に参加しながら、必要な防災知識の習得に務めています。発足後の主な活動については、以下のとおりです。

- ◇学生機能別団員発足式(平成30年5月20日(日))
- ◇レイクタウン防災フェス2018【イベント活動】
〈平成30年5月26日(土)・27日(日)〉
- ◇越谷市消防団夏季特別訓練【消防団行事】〈平成30年7月8日(日)〉
- ◇埼玉県学生消防団員研修【教育研修】〈平成30年8月6日(月)〉
- ◇埼玉県消防協会越谷支部研修会【訓練・研修】〈平成30年9月16日(日)〉
- ◇市内2大学の学園祭における学生機能別団員活動紹介【イベント活動】
〈平成30年10月27日(土)・11月2日(金)〉
- ◇越谷市消防特別点検【消防団行事】〈平成30年11月11日(日)〉
- ◇学生機能別団員活動運営会議【会議・報告会】〈平成31年1月21日(月)〉
- ◇自主防災組織リーダー養成講座【研修】〈平成31年2月9日(土)〉

機能別団員設置の効果を高める要素

- ①学生を受入れる環境づくり(条例の任用要件に在学を追加)
- ②大学側と連携した学生の入団促進(若い世代の担い手を育成)
- ③消防団協力事業所表示制度の呼びかけ(事業所の理解促進、受け皿の醸成)
- ④学生消防団活動認証制度との併用(地域貢献の証で就職活動に活用)

今後検討を進めている取組み

- 避難所運営に係る研修・訓練(DIG訓練、HUG訓練など)
- 避難所運営を含む活動マニュアル(手引き)の作成
- 各大学の自衛消防訓練における学生機能別団員との連携訓練

学生消防団員が誕生 ～地域防災を支える若き担い手～



消防団概要

- ①都道府県名 千葉県
 ②消防団名 東金市消防団
 ③実員数 504名〔うち女性団員8名〕
 ④HPアドレス <http://www.city.togane.chiba.jp/0000006549.html>
 ⑤消防団事務局 〒283-8511
 住所 千葉県東金市東岩崎1番地1
 総務部消防防災課 担当(消防安全係)佐瀬
 電話 0475-50-1119
 メールアドレス syobo@city.togane.lg.jp

活動内容

東金市にキャンパスがある城西国際大学と連携し、平成30年9月に地域防災を担う消防団員として、学生の皆さん26名に東金市消防団へ入団いただきました。

地震・台風・局地的豪雨等の自然災害が頻発している中、地域住民の生命・身体及び財産を守るため、地域防災力の重要性が増している一方で、少子高齢化の進展、被雇用者の増加、地方公共団体の区

域を越えて通勤等を行う住民の増加など、社会情勢の変化により、本市においても地域防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっています。

平成30年4月現在、条例定数を下回る団員数となっており、どのようにすれば団員を増やせるか検討した結果、大学に協力いただき、学生消防団員制度導入の運びとなりました。

学生団員の皆さんには災害時には避難所運営の後方支援に従事してもらうことを予定しております。

辞令交付があった当日、学生消防団員の皆さんは、最初の団員活動となるキャンパス内の避難訓練に従事し、通訳を介し中国や韓国からの留学生たちを避難場所に誘導しました。



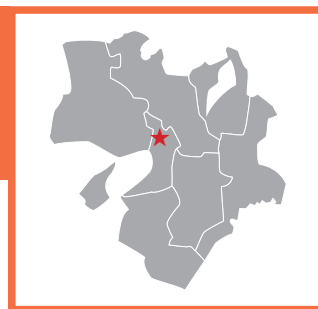
特記事項

今後について、学生団員の皆さんには応急手当普及員の資格取得や消防団の各事業へ参加いただくことを予定しています。

また、城西国際大学には看護学部や国際人文学部国際交流学科等それぞれの学部・学科があり、所属する学生の専門知識が活用できると期待しております。

今後も学生消防団員の入団確保のためPR活動を続けていきたいと考えております。

消防団に学生の力を！ 学生消防隊「MATOY」を創設



消防団概要

- ①都道府県名 大阪府
- ②消防団名 箕面市消防団
- ③実員数 592名〔うち女性団員0名〕
- ④HPアドレス <https://www.city.minoh.lg.jp/index.html>
- ⑤消防団事務局 〒562-0001
住所 大阪府箕面市箕面5丁目11番19号
箕面市消防本部 消防総務室 消防団グループ
電話 072-724-9993
メールアドレス syouboudan@maple.city.minoh.lg.jp

活動内容

箕面市では、消防団PR活動や火災予防の啓発活動を行うため、学生消防隊「MATOY（マトイ・Minoh fire Aid Team Of Youth）」を、平成29年12月に創設し、大阪青山大学女子ソフトボール部員22人を隊員第1号として任命しました（卒業・入学に伴う入退で現在は24人）。



隊員は地方公務員法に規定する特別職非常勤職員として、出務に対して一定の報酬を支給し、活動中の災害補償も行います。



創設後の具体的な活動としては、毎年1月3日に開催している消防出初式や1月17日の全市一斉総合防災訓練に出務、救命講習を受講したほか、全国火災予防運動での街頭啓発にも参加しました。今後、大学の授業や部活動に支障がないよう調整しながら、大学キャンパス内の防災訓練に出務することなども検討しています。

特記事項

全国的に消防団員数が減少する中、学生消防隊による、消防団活動の効果的なPRや火災予防の啓発などを通じて、地域の消防団がどのような活動をしているかを理解してもらうことが必要であると考えています。

今後は、学生消防隊の活動状況を検証しながら、同大学の他の学生や、市内の他大学への拡充も検討し、将来の消防団活動につながることを期待しています。



「企業連携消防団」の発足



消防団概要

- ①都道府県名 兵庫県
 ②消防団名 三木市消防団
 ③実員数 1,321名〔うち女性団員5名〕
 ④HPアドレス <https://www.city.miki.lg.jp/site/shobodan/>
 ⑤消防団事務局 〒673-0433
 住所 三木市福井1933番15
 三木市消防本部 総務課 企画係
 電話 0794-89-0170
 メールアドレス shosomu@city.miki.lg.jp

活動内容

三木市消防団は、平日の昼間や大規模災害時における消防力の充実強化を図るため、機能別消防団として三木市別所町巴に所在する極東開発工業株式会社三木工場に企業連携消防団を発足し、平成30年4月1日から運用を開始しました。

極東開発工業株式会社は、特装車の製造販売、環境整備機器及び施設の製造販売などの事業を展開されており、三木工場では主に塵芥車やタンクローリー、コンクリートポンプ車などを製造されています。同社は、日頃から社会貢献活動に積極的に取り組み、地域活動にも深いご理解をいただいています。

企業連携消防団は、災害時に地域消防団や消防署と連携した消防活動を実施することから、消防活動の基本技術を習得させることを目的として、三木市消防本部から訓練指導員を派遣し、企業敷地内で定期的に消防基本訓練を実施しています。

初年度となる平成30年度は、年に6回（2か月に1回、第3水曜日）1時間程度の訓練を計画しました。規律ある隊活動を行うための訓練礼式、ホースや筒先を取り扱うための資機材取扱訓練、小型動力ポンプの運用技術を習得するポンプ取扱訓練、現場での連携活動を想定した総合訓練など、安全で効果的な消防防災活動ができるよう企業連携消防団員5名が技術の習得に努めています。

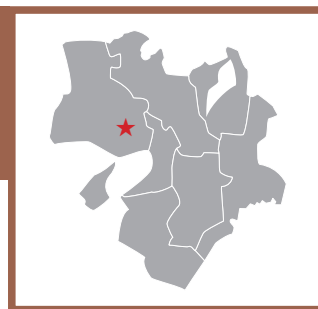


訓練を積み重ねるごとに団員個人のスキルが向上し、団員間の意思疎通がスムーズになって安全で効果的な活動が実施できるようになってきています。

しかしながら、単年計画の訓練では消防活動に関する知識や技術の習得は難しいことや、その技能を維持向上させるために企業連携消防団が主体的に訓練を企画立案して就業時間中に訓練を実施していくことは困難であることから、今後も消防本部が主導して計画的に訓練を実施していく予定です。



消防団によるタブレット運用について



消防団概要

- ①都道府県名 兵庫県
- ②消防団名 三田市消防団
- ③実員数 704名〔うち女性団員12名〕
- ④HPアドレス http://www.city.sanda.lg.jp/shoubou_soumu/shouboudan.html
- ⑤消防団事務局 〒669-1543
住所 兵庫県三田市下深田396
三田市消防本部 総務課 管理係 消防団担当
電話 079-564-0119
メールアドレス ssoumu_u@city.sanda.lg.jp

活動内容

- 期間 平成28年9月1日から消防団用タブレット13台を導入
- 場所 正副団長及び各分団長に11台を配布。残り2台は事務局で運用
- 経緯：消防団が災害現場活動や水防活動において、消防本部、消防団本部と各分団間で情報共有(グループトーク)を行い、迅速かつ的確な消防団活動を行うことを目的とし導入したものの
- 費用 タブレット端末13台
総額925,020円(税込)
ランニングコスト1台
月々3,026円

火災等の災害時について
災害が発生した場合は、災害現場にタブレット端末を持ち出し、出動分団と消防本部、および消防本部と災害状況の情報共有を行う。隣接分団は火災状況を確認し応援出動の判断の一つとしている。

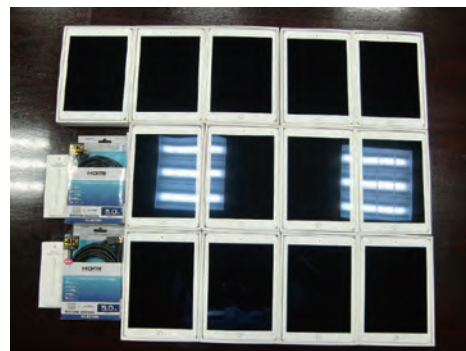


特記事項

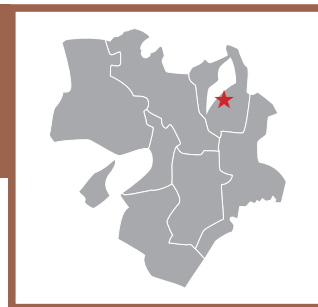
市内の災害情報を消防団・消防本部で共有することができ災害への対応が迅速に行えるようになりました。さらに現場の状況を写真や動画で確認することができ、正確な情報を収集することが可能になりました。また位置情報アプリを使用することにより災害発生や場所の特定が容易になりました。今後も災害対応で使用していきます。

水防活動について
気象警報が発令され水防警戒体制が配備された場合、消防団本部は消防本部に、消防団員は各分団器具庫に参集し管轄内の警戒監視を行い、状況報告等をタブレット端末を使用して情報共有を行う。また、三田市災害情報システムから、市災害対策本部や消防団本部からの出動要請をタブレットから確認し、災害現場活動や警戒活動を実施する。

導入後の効果
現場状況が一目で把握でき、迅速な対応が可能となった。



全ポンプ車にAEDを配備！



消防団概要

- ①都道府県名 滋賀県
 ②消防団名 栗東市消防団
 ③実員数 102名〔うち女性団員15名〕
 ④HPアドレス <http://www.city.ritto.lg.jp/>
 ⑤消防団事務局 〒520-3024
 住所 滋賀県栗東市小柿三丁目1番1号
 湖南広域消防局 中消防署 庶務管理係
 メールアドレス naka@konan-kouiki.jp

活動内容

栗東市消防団では、平成30年6月に全ポンプ車にAEDを配備しました。

「消防団の装備の基準」の改正を受け、昨年度は、隣接する草津市・守山市・野洲市とも通信ができる「デジタルMCA無線機」と、分団内の通信ツールとして「デジタル簡易無線機」を同時に配備しました。今年度は、救命率の向上を目的に、災害時の救急活動はもちろんのこと、各種行事等の出向時にも持参できるように、AEDを全4分団のポンプ車に配備し、計画的に、また着実に装備の充実強化を図りました。

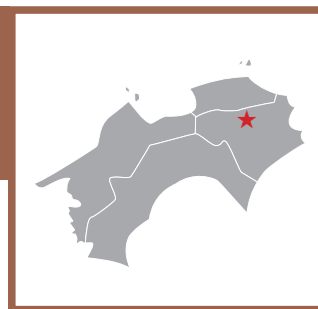
配備したAEDは、5年の長期リース契約とし、万が一にもバッテリー切れなどの事態がないよう中間期にバッテリーの交換を行う仕様としており、いかなる状況でも即座に使用できる体制をとっています。また、何よりも処置にあたる消防団員についても、救命講習の指導的立場となる市民救急指導員の養成や新入団員に対して行なう新任団員研修にもAED講習を新たに設けるなどの対応をとり、団員の技能レベルの向上に努めています。

特記事項

配備以降、使用実績はありませんが、年間通して消防団が自治会の訓練指導や地域のイベント等に出向する回数は非常に多く、訓練場所やイベント会場にAEDを設置（持参）できることは、地域住民に安心・安全を提供できていると考えます。



阿波市消防団「救援機動隊」活動開始！



消防団概要

- ①都道府県名 徳島県
- ②消防団名 阿波市消防団
- ③実員数 554名(うち女性団員16名)
- ④HPアドレス <https://www.city.awa.lg.jp/category/bunya/anshin/>
- ⑤消防事務局 〒771-1695
住所 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1
阿波市役所 企画総務部 危機管理課
電話 0883-36-8703
メールアドレス bousai@awa.i-tokushima.jp

活動内容

阿波市消防団では、平成28年に総務省消防庁から救助資機材を積載した多機能消防車が貸与されたことを契機として、市職員の消防団員を再編整備し、火災対応に加え、自然災害などへの対応力強化を目的とした『救援機動隊』を発足しました。



救援機動隊は、阿波市役所本庁舎で勤務する15名の市職員で編成されています。発足にあたっては、常備消防と連携し、救助資機材の取り扱いの習熟など、3ヶ月間の準備期間を設けた後、正式に稼働することとしました。

発足後も、救援機動隊では、より実践的な災害対応訓練を行うため、解体前の市庁舎などを活用したブリーチング訓練をこれまで3回実施しています。当初はシナリオ型で実施していたブリーチング訓練も、3回目には隊員に事前に建物の被災状況や、要救助者数などの想定を一切伝えないブラインド型で実施するなど、着実に技術や知識の向上が見られます。



また、普段の訓練成果の公表と防災意識の向上を目的に、阿波市防災フェスタにおいて、事故車両内に閉じ込められた要救助者の救出を想定した交通救助訓練の展示を行うなど、さまざまな取り組みを行っています。

活動内容

さらに、訓練を重ねる中で、不足していると感じた装備については、国の地方創生加速化交付金を活用することで、油圧スプレッダー、油圧カッター、ハンマードリル、救助ボート、ドローン、オフロードバイクなどを追加配備し、充実強化を図りました。

阿波市では、重機の操作や特殊技能を持つ消防団員を登録するハイパー消防団員制度を構築しており、救援機動隊の隊員は自らもハイパー消防団員として登録するとともに、他の分団に所属するハイパー消防団員と合同で土砂災害の対応訓練や水難救助訓練なども実施しています。

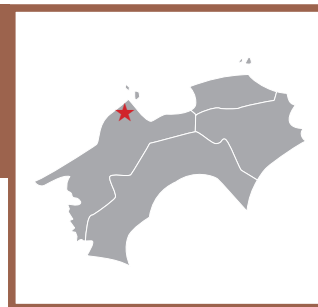
特記事項

救援機動隊では、発足時に隊員らがデザインした隊章を作成しました。

隊章に描かれている鳥は「ヒクイドリ」と呼ばれる鳥で、喉が赤いその見た目から「火を喰う」とのいわれがあるとともに、その強靱な脚に代表される力強さを、頼もしい「消防団」のイメージとして描いています。



地域の安心・安全を守るための消防団員 安全装備品の充実



消防団概要

- ①都道府県名 愛媛県
- ②消防団名 今治市消防団
- ③実員数 2,149名〔うち女性団員83名〕
- ④HPアドレス <http://www.city.imabari.ehime.jp/shoubou/>
(今治市ホームページ内)
- ⑤消防事務局 〒794-0043
住所 愛媛県今治市南宝来町2丁目1番地1
今治市消防本部総務課 消防団係
電話 0898-32-2755
メールアドレス shoubou@imabari-city.jp

活動内容

今治市消防団では、現場活動時に団員の安全を図るため、平成27年から29年の3ヶ年で、団長、副団長、分団長及び消防車両の乗車定員を基準にイエロー色を配色した防火衣、防火帽、安全長靴、安全手袋、安全帯を751セット、活動服は、ストレッチ素材とし、視認性と注目度を高めるため今治市オリジナルカラーのマンダリンオレンジを配色して、防火衣一式同様に3ヶ年で全団員2,166着（平成29年4月1日実員）を配備しています。また、風水害対応として夜間、雨天時でも視認しやすいイエロー色と反射材を多く使用した雨衣も全団員に配備しています。

平成29年度から3ヶ年計画で耐切創型手袋、平成30年度から3ヶ年計画で安全靴を全団員に整備しています。水災害に対応するため、沿岸地域や河川氾濫危険地域の分団にライフジャケットの整備も進めています。

双方向の情報伝達が可能な装備として、平成24年に消防団デジタル簡易無線396台を全消防車両に2台積載し、分団長以上が所持しています。防災行政デジタル無線も全消防車両に搭載し整備しています。



火災安全装備の防火衣は、各消防詰所等に配備しており、団員の安全を確保し火災出動に即応しています。また、消防車両にも防火衣を積載し、現場に集結した消防団員のうち、防火衣を着装したものが分団長の指示のもと常備消防と連携をとりながら消火活動を行っています。

「自分たちのまちは自分たちで守る」という郷土愛護の精神に基づき、地域の安心、安全を守っています。

安全な装備を着装し、消防団活動を地域住民へアピールするとともに、消防団への関心を高め加入促進に繋げていければと思います。



実践的な消防団英会話教養の実施



消防団概要

- ①都道府県名 東京都
 ②消防団名 渋谷消防団
 ③実員数 395名〔うち女性団員96名〕
 ④消防団事務局 東京消防庁 渋谷消防署 警防課 防災安全係
 電話 03-3464-0143

活動内容

日時 平成29年10月15日

場所 渋谷消防署防災教室

目的 昼夜を問わず外国人が多い管内の地域特性から、効果的な防災訓練や東京2020オリンピック・パラリンピック大会の「おもてなし」と「安全・安心」のために、語学力の向上を図ることを目的として実施しました。

内容 渋谷消防団では初めての試みとなる『消防団英会話教養』を実施し、29名の消防団員が参加しました。企画の段階から、外国語を得意とする団員に声を掛け、指導補助者として参画していただいたことで、受講者目線に立った実践的な教養となりました。教養前半は、アイスブレイキング(導入)として、挨拶・自己紹介・道案内、後半は東京消防庁のコミュニケーション支援ボードを活用した傷病者対応を行いました。始めは、慣れない言語に恥ずかしがっていましたが、徐々に緊張も解れ、最終的には、コミュニケーション支援ボードを使った、傷病者対応ができるようになりました。参加団員からも大好評で、「毎週開催してほしい。」「管内特性を活かした教養内容だった。今後は、独自でコミュニケーション支援ボードを作成して、語学力の向上を図り、『what is your symptom?』(どうされましたか?)と、お声がけを行い外国人傷病者への接遇に役立てたい。」との声が上がりました。



特記事項

渋谷消防団は東京23区の西南に位置する渋谷区の全域を管轄している消防団であり、高層ビルや多くの外国人が来店する複数の大型専門店などの都市商業施設が賑わいを見せており、消防団本部を中心に11個の分団で消防署と連携して、各種の防災普及活動を実施しております。

地域を越えた消防団の交流 ～ポンプ操法を通じて～



消防団概要

- ①都道府県名 神奈川県
 ②消防団名 川崎市幸消防団
 ③実員数 154名〔うち女性団員19名〕
 ④HPアドレス <http://www.city.kawasaki.jp/>
 ⑤消防団事務局 〒 212-0005
 住所 神奈川県川崎市幸区戸手2-12-1
 川崎市消防局幸消防署予防課庶務係
 電話 044-511-0119
 メールアドレス 84saiyo@city.kawasaki.jp

活動内容

川崎市幸消防団は、多摩川を挟み隣接している東京都大田区矢口消防団と数年前から意見交換会等を通じて分団長以上で交流をしています。その中で、今年度の新しい取り組みとして、お互いの操法大会に招待し、ポンプ操法の演技を披露し合うことによる知識や技術等の交流をきっかけとした、両消防団の活性化を目的として実施しました。

まずは、平成30年5月13日(日)の幸消防団操法大会において、矢口消防団の男女1チームずつの2チームに操法演技を披露していただき、続いて6月24日(日)の矢口消防団操法大会で幸消防団の女性チームによる操法演技を披露しました(川崎市大会と同日だったため、男性チームは参加せず)。幸消防団では操法大会に向けて、男女共に4カ月前から本格的に訓練を実施し、特に女性チームは大会への出場はありませんでしたが、操法大会を盛り上げるために毎日のように訓練をしました。男女共に操法を通じて幅広く交流が出来たこと、異なる操法であるものの、お互いの知識や技術の向上に繋がったこと、さらには、操法大会に来場された市民の方々に地域を越えた消防団の連携をアピール出来たことは、消防団の存在意義を示す効果的な方法でした。



特記事項

操法は異なりますが、同じ目標に向かい、年齢や世代を超えた交流により、相互協力が生まれたことは、今後の消防団活動を行うためにもとても良い経験となりました。

今後も交流が出来ることで、様々な情報共有や知識・技術力の向上に繋がると思うので、これからも連携をとっていきたいです。

教育隊の創設 (救出救護活動への取組)



消防団概要

- ①都道府県名 静岡県
 ②消防団名 浜松市消防団
 ③実員数 2,786名〔うち女性団員39名〕
 ④消防団事務局 〒430-0905
 住所 浜松市中区下池川町19番1号
 浜松市消防局 消防総務課 消防団グループ
 電話 053-475-7523
 メールアドレス hfdsoum@city.hamamatsu.shizuoka.jp

活動内容

浜松市消防団では、大規模災害発生時における救出・救護活動に対応するため、救出救助用資器材を平成29年度・平成30年度の2箇年で各分団へ配備を実施しました。

また、救出・救護技術を全団員へ習得させるため、区ごとに編成されている「支団」すべてに教育隊を配置して、分団員への技術指導を実施しています。

教育隊は、救助技術を指導する「大規模災害指導部」と救護技術を指導する「応急救護指導部」、そしてこれらを統括する「教育隊長」で構成されています。

大規模災害指導部は、分団長を勤めた経験がある男性団員を資格要件としており、分団内での定年などにより退団された方の再活躍の場としての側面もあります。

また、応急救護指導部は、女性団員で構成しており、「火災防ぎょ活動をするのは不安だが消防団員として地域に貢献したい」という方の活動の場ともなっています。

平成29年度は一年間をかけて、教育隊は消防署員から救助資機材の取扱いを学んだり、講習を受講して応急手当普及員の資格を取得したりと技術習得に努めました。

平成30年度からは教育隊が各所属の分団員に対して技術指導を展開しています。

特記事項

大規模災害時の救出・救護活動という新たな任務の付与に対し、団員一同、気を引き締めて技術習得に向けた訓練に取り組んでおります。

また、応急救護指導部の創設により、女性団員をこれまで以上に増員することができました。

今後とも地域防災の要としてより一層、精進を重ねてまいります。



自動車教習所において消防団安全運転講習会の実施！



消防団概要

- ①都道府県名 静岡県
 ②消防団名 御前崎市消防団
 ③実員数 301名(うち女性団員10名)
 ④消防団事務局 〒437-1612
 住所 静岡県御前崎市池新田5151番地の1
 御前崎市消防本部 消防総務課 消防団係
 電話 0537-85-2655
 メールアドレス fd-soumu@city.omaezaki.shizuoka.jp

活動内容

- 講習日 平成30年7月5日(木)・6日(金)・7日(土)
 時間 17時から19時10分まで
 会場 御前崎市池新田3688 遠鉄浜岡自動車学校
 経緯 近年、火災件数の減少及び消防団員のサラリーマン化から出動件数及び消防車両を運転する機会が減り、運転に不安を抱いている団員もいるため、遠鉄浜岡自動車学校の協力のもと、初の試みとして行うこととなりました。
 目的 消防車の特徴を理解し、運転技術の向上を図り、後輩指導に繋げることを目的とする。
 対象 各車両主任運転手またはそれに準ずる団員42名 車両数23台
 男性団員のみ
 費用 講習代 1,620円×42名=68,040円
 内容 コース走行、路端、クランク、隘路の4箇所に分かれて、各団ポンプ車を教習車として、教習所教官の指導のもと実技を実施しました。1箇所の講習時間は、約20分。

特記事項

【活動後の効果】
 講習後に受講した全団員を対象にアンケートを実施しました。アンケート結果では、ほとんどの団員が、内容に大変良いと答え、充実した講習内容でした。また、地元ケーブルテレビや新聞社に取材を依頼し、市民に活動のアピールができました。

【団員の反響】
 運転不安の解消や、運転の癖を改めて見直しが見直しができたなど、意識の向上がみられ、また、全団員の受講要望があり、非常に反響があったと感じました。



【クランク走行訓練】



【隘路走行訓練】



【コース走行訓練】

【今後の検討課題】

平日午後5時からの開始だったことから、団員によっては仕事を早退する等の負担をかけてしまいました。開始時間や開催日数について見直しを検討することが必要と考えられます。

【活動予定】

今後は、実技だけではなく、緊急走行時の注意点など座学を取り入れた内容にし、毎年または隔年開催を予定しています。

消防団員に対する心肺蘇生法講習の実施とその後の習熟状況の検証について



- ①都道府県名 和歌山県
②消防団名 広川町消防団
③実員数 142名〔うち女性団員0名〕
④消防団事務局 〒643-0071
住所 和歌山県有田郡広川町広1500番地
広川町役場 総務課 消防担当(係) 大西和彦
電話 0737-63-1122
メールアドレス soumu3@town.hirogawa.wakayama.jp

消防団概要

広川町消防団では、平成28年度に和歌山県立医大の島医師（現在は日赤和歌山医療センター）と湯浅広川消防組合の協力のもとに心肺蘇生法講習を修了した全消防団員を対象に、継続的な再講習を実施し、その後の2年間の習熟状況がどのように変化するかを検証しました（受講者は全団員の3分の2程度）。



活動内容

これは、消防団員が心肺蘇生法講習を受講することによりその家族や友人等に講習会を受講する気運を高めて町全体の救命率を上昇させることや、心肺停止で救急搬送された傷病者の社会復帰率の増加の有無を検証することを目的とするものであり、また受講者が1年後、2年後に講習内容をどの程度覚えていて実践できるかを検証するものです。平成29年5月、平成30年8月に再講習を実施しました。



災害時に最前線で活動する消防団員にとって、重症傷病者への早期対応は重要なスキルであり、今後の消防団活動に生かすことが出来る有意義な訓練であったと考えています。

特記事項

再検証を実施するという前提があったためか、2年前の講習をしっかりと覚えていて実践できたという団員が多く、今後、新入団員に対しても同様の取組を実施していきたいと考えています。

「消防団大学」の創設



消防団概要

- ①都道府県名 山口県
- ②消防団名 山口市消防団
- ③実員数 1,219名〔うち女性団員84名〕
- ④<https://ja-jp.facebook.com/yamaguchi.fv/> (フェイスブック)
- ⑤消防事務局 〒753-0089
住所 山口県山口市亀山町2番1号
山口市消防本部 警防課 消防団担当
電話 083-932-2202

活動内容

山口市消防団では、地域防災の指導的役割が求められる消防団員が1年間にわたり消防・防災に関する高度な専門知識や技術を学ぶとともに、消防団組織の現状を踏まえた課題の研究を行い、将来の消防団を牽引できる若手消防団員を育成するため、県内初の山口市独自の消防団員研修として「消防団大学」を平成30年6月に開講しました。

今年度の受講者数は、31名（男性22名、女性9名 うち学生6名 平均年齢38.1歳）となっており、受講者は、消防本部職員及び外部講師のもと、5グループに分かれて、専門知識や技術を学ぶ人材育成課程を受講します。そののちに、消防団の現状・課題を整理し、活性化に向けた研究を能動的に行う研究課程に取組みを進め、最後には、成果報告会において消防団幹部や消防本部管理職などに対して研究成果を発表します。

なお、本事業は、山口市を含む6市1町で構成された連携中枢都市圏域の連携事業として、構成市町の意向に応じて、これら市町の消防団員の受入れを行うこととしています。

【開講式】



【受講証授与】



【人材育成課程】



【研究課程】

技を高める。共創する。



「消防団大学」日程

○人材育成課程

時間割	平成30年6月24日(日)	平成30年8月5日(日)
8:30 ～ 9:00	受付	受付
9:00 ～ 10:30	●開校式 ●オリエンテーション ・消防団大学の概要と目的 ・研修スケジュールの説明 ・グループ編成・自己紹介 45分×2	<人材育成課程④> ●火災原因を知る ●防火指導の手法 45分×2
10:30 ～ 12:00	<人材育成課程①> ●地域防災って？ ●消防団充実強化法 45分×2	<人材育成課程⑤> ●消防用設備を知る ●防火管理を学ぶ 45分×2
12:00 ～ 13:00	昼食	昼食
13:00 ～ 14:30	<人材育成課程②> ●自分と仲間を守る！ (安全管理) 45分×2	<人材育成課程⑥> ●プロの消火戦術を知る (実技) 45分×2
14:30 ～ 16:00	<人材育成課程③> ●応急手当(通報要領含む) ●人命救助技術(実技) 45分×2	<研究課程①> ●消防団の課題と現状 (意見交換) 45分×2

(16:00終了)

(16:00終了)

○研究課程

時間割	平成30年10月28日(日)	平成30年12月16日(日)
8:30 ～ 9:00	受付	受付
9:00 ～ 12:00	<研究課程②> ●ワークショップ研修 (外部講師による指導) NPO法人市民プロデュース 3時間	<研究課程④> ●ワークショップによる 課題研究 3時間
12:00 ～ 13:00	昼食	昼食
13:00 ～ 15:00	<研究課程③> ●ワークショップ研修 (外部講師による指導) NPO法人市民プロデュース 2時間	<研究課程⑤> ●ワークショップによる 課題研究 2時間

(15:00終了)

(15:00終了)

研究課程では、グループごとに最大3回の自主研究日を、任意の日に設定できます。

○成果報告会

時間割	平成31年3月17日(日)
8:30 ～ 9:00	受付
9:00 ～ 11:00	<研究課程⑥> ●成果報告会 2時間
11:00 ～ 12:00	<修了式>

(12:00終了)



消防団大学の状況は、フェイスブックで随時更新しています。

土砂災害に関する研修会



消防団概要

- ①都道府県名 大分県
 ②消防団名 津久見市消防団
 ③実員数 430名〔うち女性団員11名〕
 ④消防団事務局 〒879-2461
 住所 大分県津久見市大字上青江3617番地の1
 津久見市消防本部 担当 庶務係
 電話 0972-82-5211
 メールアドレス tsu-shoubou@city.tsukumi.lg.jp

活動内容

平成30年5月20日(日)津久見市民会館会議室にて、津久見市消防団部長研修会を開催しました。

研修の一環として、部長を含めそれ以外の団員67名の参加のもと、大分県土木建築部砂防課が行った「土砂災害に関する出前講座」を利用して、「土砂災害に関する研修会」を開催しました。この研修会では、大分地方気象台防災管理官の栗野純造氏と大分県土木建築部砂防課土砂災害防止対策班主任の林達也氏の2名を講師に招き、災害時の情報収集やその活用方法を、過去の事例や近年の傾向をふまえ研修しました。



特記事項

この研修により、これからの災害時に、発表される気象情報、注意報、警報などを活用して警戒、避難誘導、広報活動と早め早めの対応を行い、被害を最小限に抑えて行きたいと考えています。



遠距離中継送水訓練の重要性を認識した事例



消防団概要

- ①都道府県名 宮崎県
 ②消防団名 西都市消防団
 ③実員数 743名〔うち女性団員15名〕
 ④消防団事務局 〒881-0005
 住所 西都市大字三宅2445-13
 西都市消防本部 警防課 消防団係
 電話 0983-43-2466
 メールアドレス syobo@city.saito.lg.jp

活動内容

西都市消防団では、平成19年4月に尾八重、岩井谷地区で、山林4haを焼失する火災が発生しました。この火災で消防団員160名、消防団車両14台が出動し、鎮火までに1日と数時間を要するものでした。その際、水利からの距離や高低差があったため中継送水に難を要しました。

その火災から10年以上が経過し、消火活動に携わった団員も多く退団される中、山林火災を経験していない若い団員も増えてきたため、西都市消防団では、防災訓練や各分団で行う訓練時に、遠距離中継送水訓練を実施しています。

平成29年4月、西都市中心地から約36km離れた山林を26ha焼失する火災では、消防団・県防災ヘリ・生コン事業協同組合等の協力により、活動時間4時間で、日没までに鎮火することができました。

また、平成29年11月、高塚山の木造住宅から出火した火災時には、消防団員の迅速な中継送水により、山林への延焼を食い止めました。

このことから、遠距離中継送水訓練の重要性を改めて認識したところです。

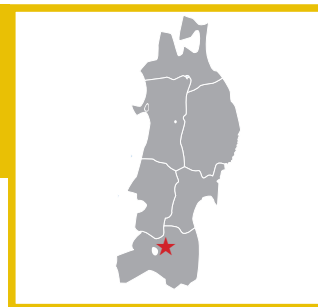


特記事項

特に平成29年に発生した2件の火災では、ミキサー車からの給水を受けての中継送水(尾八重)、高低差のある中継送水(高塚山)を経験しました。消火活動後の消防団員からの談話では、「遠距離中継送水訓練をやっていて良かった。」等の意見を多く聞くことができました。

今後の活動としては、スムーズな中継送水、無線伝達などまだまだ改善しないといけないところもあるため、さらなるレベルアップをめざし訓練に励んでゆきたいと考えます。

県内初となる全国消防団応援の店 事業の展開



消防団概要

- ①都道府県名 福島県
- ②消防団名 猪苗代町消防団
- ③実員数 533名〔うち女性団員3名〕
- ④消防団事務局 〒969-3123
住所 福島県耶麻郡猪苗代町字城南100番地
福島県耶麻郡猪苗代町 総務課行政管理係
電話 0242-62-2111
メールアドレス bousai@town.inawashiro.fukushima.jp

猪苗代町消防団応援の店の事業を平成29年11月から展開。福島県では初となる全国消防団応援の店についても申込を開始しました。

なお、平成30年5月30日現在、31店舗（うち全国消防団応援の店は23店舗）にご協力いただいています。



登録いただいた各店舗に配布しているステッカー等

【福島県猪苗代町】全国消防団応援の店登録店舗一覧(平成30年5月30日現在)

登録店舗数
23件

No.	業種	事業所名称	優遇措置	対象者	備考
1	小売業	世界のガラス館 猪苗代店	お会計金額の5%OFF(現金のみ)セール品他、一部対象外あり。	団員証を提示した団員のみ	
2	小売業 飲食業	猪苗代地ビール館	お会計金額の5%OFF(現金のみ)セール品他、一部対象外あり。	団員証を提示した団員のみ	
3	宿泊業	やまき屋	宿泊料金5%割引	団員証を提示した団員とその同伴者4名	直接予約のみ対象 宿泊予約サイト等からの予約や他の割引プランとの併用は不可
4	販売業	株式会社 パナレイク	商品お買い上げの際、記念品を贈呈	団員証を提示した団員とその家族	
6	旅館業	御もてなしの宿悠ゆう亭		団員証を提示した団員とその団体全員	
7	小売業	田原商店	全商品1割引	団員証を提示した団員とその団体全員	
8	旅館業	静楓亭	大人1名に付1,500円引	団員証を提示した団員とその家族	電話か静楓亭HPからの予約に限る
9	宿泊業 飲食業	ペンション見鳥	飲物15%OFF、 宿泊は要相談にて割引有	団員証を提示した団員とその団体全員	
10	飲食業	焼き肉 とんがらし	ワンドリンクまたは キムチサービス	団員証を提示した団員とその同伴者1名	電話予約にて営業
14	飲食業	あまの食堂	ソースカツ丼50円引	団員証を提示した団員とその団体全員	
15	飲食業 旅館業	民宿雪見荘	宿泊代500円引	団員証を提示した団員とその家族	
16	サービス業	磐梯南ヶ丘牧場	レストラン又は売店の レジ会計を5%引	団員証を提示した団員とその家族	券売機での利用は不可
17	サービス業	万平	飲物1割引	団員証を提示した団員のみ	
18	ホテル	ホテルリステル猪苗代	ハーブ園入園料310円→260円 入浴利用1,000円→500円	団員証を提示した団員とその団体全員	
19	小売業	ミニショップさかえ	酒、タバコ以外10%引	団員証を提示した団員のみ	
20	飲食業	ドライブイン相津	10%割引、コーヒー付	団員証を提示した団員とその団体全員	
23	サービス業	猪苗代町中津川溪谷 レストハウス	ソフトクリーム及びコーヒー 類を定価より50円引き	団員証を提示した団員とその家族	
24	飲食業	すし割烹 はな〇	会計より5%割引	団員証を提示した団員とその団体全員	
26	飲食業	しおやぐら	飲食時、季節に合わせた一品 料理、お菓子などをサービス	団員証を提示した団員とその団体全員	
27	飲食業	Roots猪苗代 カフェ煙突の木	飲食代5%割引	団員証を提示した団員とその団体全員	
29	飲食業	おもてなし処 わたや	飲食した方にビザまたはおしんこを1テーブル1皿程度サービス	団員証を提示した団員とその家族	
30	小売業 内装業	eアウトレット シンミヨー	消費税分サービス	団員証を提示した団員とその同伴者1名	
31	飲食業	農家レストラン結	飲食代5%割引	団員証を提示した団員とその団体全員	

活動内容

消防団サポート事業



消防団概要

- ①都道府県名 三重県
- ②消防団名 桑名市消防団
- ③実員数 670名〔うち女性団員9名〕
- ④HPアドレス <http://www.city.kuwana.lg.jp/index.cfm/23,0,241,580,html>
- ⑤消防団事務局 桑名市消防本部 総務課 企画装備係
電話 0594-24-5274
メールアドレス shobom@ctiy.kuwana.lg.jp

桑名市では、平成26年10月1日から消防団サポート事業を開始しました。

桑名市内の事業所の皆様に「消防団サポート事業所」として登録していただき、消防団を様々な方法で応援してもらうことで消防団員の確保とサポート事業所のイメージアップを図り、地域と消防団を活性化させる取り組みです。この制度は三重県でもいち早く桑名市が実施し、また桑名市女性消防団の熱心な宣伝により認知度も上がりました。

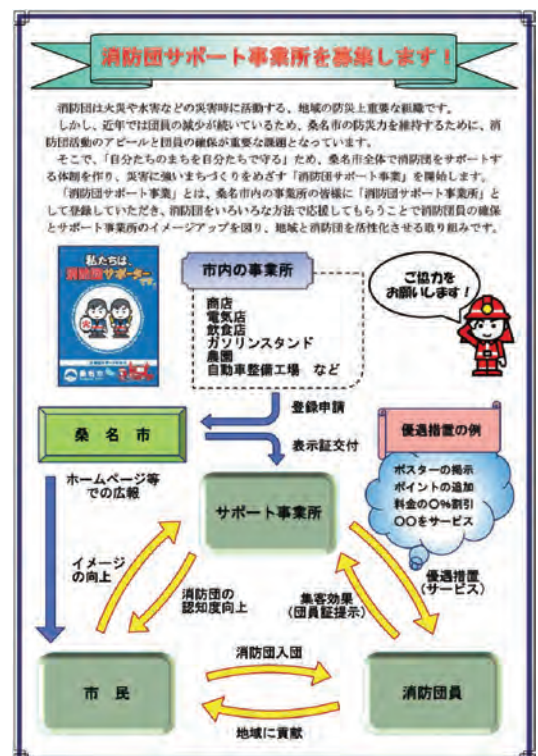
第24回全国女性消防団員活性化滋賀大会では活動事例の発表として選ばれるなど、全国からも注目されています。



活動内容

近年では団員の減少が続いているため、桑名市の防災力を維持するために、消防団活動のアピールと団員の確保が重要な課題となっています。「自分たちのまちを自分たちで守る」ため、桑名市全体で消防団をサポートする体制を作り、災害に強いまちづくりを目指します。

※平成30年12月1日現在、469の事業所が登録しています。



消防団協力事業所等支援のための事業税減税



概要

- ①都道府県名 岐阜県
- ②HPアドレス <http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/shobo/shobodan/11193/dansiengenzeiseido.html>
- ③消防団事務局 〒500-8570
住所 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1
岐阜県 危機管理部消防課 消防係
電話 058-272-1122

消防団活動に協力する法人等を支援するため、「岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例」を平成27年3月に制定し、平成28年4月1日から施行しました。当時は2年間の実施期間でスタートしましたが、その後2年間の延長となりました。

■制度の概要は、以下のとおりです。

対象税目	法人事業税、個人事業税
対象	次の要件を全て満たす法人（資本金又は出資金が1億円以下）又は個人
要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 県内に事業所等を有し、すべての事業所等が「消防団協力事業所表示制度」(*)による市町村長の認定を受けていること。 2 県内の事業所等の労働者等に消防団員が1名以上いること。 3 消防団活動に配慮した規定(就業規則等)を整備していること。
控除内容	事業税額の2分の1に相当する額を控除(100万円を限度) [消防団員数が労働者等の1割を超える場合は200万円を限度]
適用期間	法人事業税…平成28年4月1日から平成32年3月31日までの間に終了する各事業年度 個人事業税…平成29～32年度(平成28年～31年の所得に対して課税)

消防団協力事業所の支援のための事業税の優遇措置制度の適用期間を延長します。

「岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例」を、2年延長します。
→対象や認定要件は今までと同様です。

■対象
次の要件の全てを満足し、知事の認定を受けた法人（資本金若しくは出資金が1億円以下）又は個人が対象となります。

■認定要件

- 1 県内に事業所等を有し、かつ当該事業所等の表示書の交付を受けていること。
- 2 県内の事業所等における雇用者等のうち、消防団員が1名以上いること。
- 3 消防団活動について就業規則等（就業規則等）を整備していること。

■適用科目と税額

- 法人事業税 平成28年4月1日から平成32年3月31日までの間に終了する各事業年度
- 個人事業税 平成29～32年度（平成28年～31年の所得に対して課税）

■優遇措置の内容

事業税額の2分の1に相当する額を控除（100万円を限度）
〔消防団員数が労働者等の1割以上の場合には200万円を限度〕

■基準日・申請の時期（認定の申請は、県事務所へ提出してください。）

【対象】で示した1～3の認定要件を、下記の基準日の時点で満たしていることが必要です。なお、申請期限までに申請されない場合は、その事業年度で、この制度を利用できません。

	基準日	申請時期
法人	各事業年度の終了日	左記の基準日以降、終了日から1ヶ月以内までに申請
個人	12月31日	左記の基準日以降、事業税の申告期限（3月15日）までに申請

■事業税の課税申告に関する手続き

法人事業税の認定申告の申告納付期限 法人事業税の認定申告の申告納付期限
本年で事業年度終了後、原則2か月以内、申告書の提出が完了する必要があります。この優遇措置については課税申告手続きはありません。申告後の納税通知書が発送されますので納付してください。

○制度に関するお問い合わせ 岐阜県 危機管理部 消防課
TEL: 058-272-1111 (FAX: 058-272-2549)

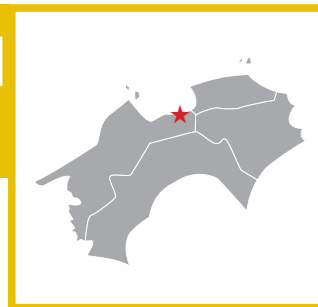
○届出の申告に関するお問い合わせ 岐阜県 危機管理部 消防課
TEL: 058-272-1111 (FAX: 058-272-3711)

活動内容

特記事項

今回の延長により、制度の利用が増え、事業所等の理解が深まることにより、消防団員の活動環境の改善や、消防団員の増加につながっていくことが期待されています。

全国の消防団員を対象とした「全国消防団応援の店」 ～店舗数は全国トップ10～



消防団概要

- ①都道府県名 愛媛県
 ②担当部署 西条市消防団
 ③実員数 1,601名(うち女性団員18名)
 ④HPアドレス <http://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/shobosomu/>
 ⑤消防事務局 〒793-0028
 住所 愛媛県西条市新田183番地1
 西条市消防本部総務課 消防団係
 電話 0897-56-0250

平成26年4月1日から、愛媛県消防協会が中心となり、県下一斉に「えひめ笑顔で消防団応援プロジェクト」事業が開始されました。この事業は県内の登録事業所を利用する際、会員証を提示することで、各種サービス等の優遇を受けられるものです。「全国消防団応援の店」事業も開始されたことから、既に登録いただいている事業所や、新規に登録いただける事業所に対して、「全国消防団応援の店」の登録についても併せて登録をお願いしているところです。



活動内容

西条市も事業に着手し、事業所を訪問しての登録依頼はもとより、各種関係機関の会合に訪問してのプレゼンテーション、消防団員からの口コミでの情報拡散や広報活動など、事業についての認知度の向上を主眼に活動を行いました。この状況を受け、平成29年度から2年



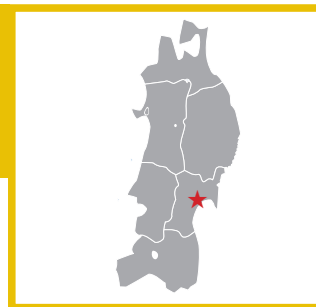
計画で「登録件数100件達成」を目標に掲げ、西条市消防全体の事業として活動を強化し、消防職・団員が中心となり、あらゆる事業所に対して登録依頼を展開しました。活動の効果が身を結び登録件数は飛躍的に件数が増加し、現在は市内89事業所(全国応援の店登録は75店舗)に登録をいただくまでになりました。地域の活性化や消防団員確保対策の効果に期待するとともに、目標の100件を目指して活動を展開しています。

特記事項

今後の活動についても「事業所へのしっかりとした説明と同意による登録」、「消防団員への店舗情報の共有」との両立を重要視し、継続して情報を発信していきます。

また、平成30年度に交付いただいた「消防団防災学習・災害活動車」を活用し、地域の防災訓練や自主防災訓練等、いろいろなイベント等で周知していきたいと考えています。

女性消防団員による「防災教室」の開催



消防団概要

- ①都道府県名 宮城県
 ②消防団名 登米市消防団
 ③実員数 1,466名〔うち女性団員49名〕
 ④消防団事務局 〒987-0512
 住所 宮城県登米市迫町森字平柳25番地
 登米市消防本部警防課 消防団係
 電話 022-22-1901
 メールアドレス keibou@city.tome.miyagi.jp

活動内容

登米市消防団では、みやぎ女性消防団員活動促進事業補助金（補助金額50,000円、児童への防災教育活動）の申請を行い、平成28年9月に交付されました。交付された補助金により、指人形セット、防災ダック及び防災紙芝居等（54,110円）を購入しました。

購入後、定期的で開催していた、「登米市消防団女性団員研修」において、幼稚園などへの防災出前講座を想定し、指人形等を取り入れ、火災予防や火傷のリスク回避能力を養う講座を実施することとし、平成28年度中に計4回、延べ参加団員71名により練習を行いました。

定期的な練習を重ね、平成29年8月には、市消防団幹部及び消防本部幹部に、「防災教室」の成果披露を行いました。

幼稚園での活動は市教育委員会からの承諾が必要なことから、同年8月に女性団員による「防災教室」の内容を説明し、実施についての了解を得ました。

平成30年1月、市消防団側から市内幼稚園に依頼し、「防災教室」を女性団員11名により実施しました。この際、河北新報社からの取材があり、翌日の朝刊に掲載されました。同年6月には、市内幼稚園からの要請により、幼年消防クラブ任命式に合わせ、「防災教室」を女性団員14名により実施。その後、幼稚園教諭及び園児からアンケートを取り、今後の「防災教室」の内容等について参考にしているところです。

幼稚園の教諭からは、園児が避難訓練だけで補えていない防火に対する知識が養われたとの意見が出されました。



「防災教室」は、幼稚園での開催であるため平日となることから、団員は仕事を休んでの参加となります。参加する団員が少なく実施できないことを懸念していましたが、団員個々に都合をつけて参加してもらっています。

練習を重ねるごとにいろいろなアイデアが出されたり、ちょっとした小物などは自前で作成したりすることで、会話が多く交わされ団結力が増すとともに、活性化が図られています。

女性団員は年間計画に基づき、月1回(第3木曜日)に登米市消防防災センターに集まり、規律訓練や救急訓練などの、「女性団員研修」を実施しています。

「防災教室」については、市内幼稚園から要請があれば当日対応可能な団員が集まり、事前練習を1回から2回実施しています。



消防団音楽隊に女性消防団員を採用し イメージアップ！



消防団概要

- ①都道府県名 山形県
- ②消防団名 寒河江市消防団
- ③実員数 802名〔うち女性団員14名〕
- ④HPアドレス <http://www.city.sagae.yamagata.jp>
(寒河江市ホームページ)
- ⑤消防団事務局 〒991-8601
住所 山形県寒河江市中央1丁目9番45号
寒河江市役所 総務課危機管理室
電話 0237-86-2111 (内線472)
メールアドレス：kikikanri@city.sagae.yamagata.jp

活動内容

1 発足の経緯

寒河江市消防団音楽隊は平成2年に発足。消防団の存在を市民に理解してもらい、消防団による広報を充実させるために、翌年から女性消防団員を採用しました。

音楽隊員は基本的に災害現場には出動せず、後方支援活動（広報・応急救護等）の団員としての位置付けとなります。

2 活動内容

主に、消防の諸行事や寒河江市主催の行事に出場しました。

- ◎寒河江市消防団春季消防演習(H30.4/22)
- ◎さがえさくらんぼマラソン大会(H30.6/17)
- ◎寒河江市消防操法大会(H30.8/26)
- ◎寒河江市防災訓練での応急処置訓練(H30.9/30)
- ◎さがえ秋のうまいもの市
オープニングセレモニー(H30.10/21)



特記事項

音楽隊は演奏を通じて市民に防火と消防団の広報を図ると共に、日頃の訓練成果を披露することにより消防団のイメージアップを図るよう努力しています。また音楽隊活動の他に、応急手当指導も行っており、女性ならではの“優しさ”で活動の場を広げ、啓発活動を行いたいと思います。



女性消防団による啓発活動



- ①都道府県名 茨城県
②消防団名 ひたちなか市消防団
③実員数 388名〔うち女性団員15名〕
④HPアドレス <http://www.city.hitachinaka.lg.jp/izatoiutoki/1/3467.html>
⑤消防団事務局 〒312-0018
住所 茨城県ひたちなか市笹野町2丁目8番1号
ひたちなか市生活安全課消防団担当
電話 029-270-0025
メールアドレス shobodan@city.hitachinaka.lg.jp

消防団概要

ひたちなか市第30分団（女性消防団）では、地域と密着した消防団を目指し、様々な取り組みを行っています。そして今年、新たに市の総合防災訓練にも参加しました。

1 普通救命講習会

女性消防団が中心となって、消防団員に普通救命講習会を開催し、応急手当の普及に努めています。

2 高齢者宅防火・防災指導

春と秋の火災予防週間に、消防本部員、市福祉協議会職員と共に一人暮らし高齢者宅防火・防災指導を行い、住宅用火災警報器の設置を推進するなど住宅火災等の発生を未然に防止するとともに、市民の防火意識の高揚を図ることを目的に実施しています。

3 市民へのPR活動

春と秋の火災予防週間に伴い、消防本部員、防火安全協会員と共に駅前広報を実施し、多くの市民の方々に火災予防啓発を行っています。

4 幼年消防クラブに対する啓発活動

夏を迎える時期にあわせ、幼年消防クラブ員を対象に、花火の遊び方を題材にした紙芝居・寸劇を実施しています。

5 その他の活動

- (1) 消防出初式、各種消防団行事への参加
- (2) 市の総合防災訓練への参加(平成30年9月、炊き出し訓練実施)



活動内容

結の輪で守る 家族の絆（防火寸劇）



消防団概要

- ①都道府県名 福井県
- ②消防団名 大野市消防団
- ③実員数 475名〔うち女性団員100名〕
- ④HPアドレス <http://www.city.ono.fukui.jp/kurashi/kyukyu-shobou/index.html>
- ⑤消防団事務局 〒912-0084
住所 福井県大野市天神町7番14号
大野市消防本部 警防課警防G 担当：高縄・小椋
電話 0779-66-0119
メールアドレス s-keibou@city.fukui-ono.lg.jp

活動内容

女性消防団員100名で構成される結の故郷女性分団により、市民への火災予防啓発と住宅用火災警報器の点検方法や維持管理について周知を図ることを目的として、防火寸劇を実施しました。



内容については、住宅用火災警報器と火災の初期発見の重要性をテーマとして、家族間や隣近所との声の掛け合いなどの大切さも盛り込まれ、10月7日(日)に上中野自主防災会を対象として実施されました。

シナリオについては、4人1組(父、母、娘、隣家の高齢者)で演じられるよう構成され、演劇時間も15分間程度と、より見やすく、より演じやすく、笑いあり、そして目的を伝え易いよう、女性消防団員の想いもふんだんに盛り込まれています。

特記事項

この活動は、管内の自主防災組織や各行政区が実施する地区防災訓練の会場に向いて寸劇を行うため、地域住民の防災意識の向上と火災予防思想を啓発することが期待できます。



消防団 PR ワークショップ開催



消防団概要

- ①都道府県名 愛知県
 ②消防団名 豊橋市消防団
 ③実員数 1,245名〔うち女性団員17名〕
 ④HPアドレス <http://www.city.toyohashi.lg.jp/9276.htm>
 消防団事務局 〒440-8501
 住所 愛知県豊橋市今橋町1番地
 豊橋市消防本部 総務課 消防団担当
 電話 0532-51-3111
 メールアドレス shobo-somu@city.toyohashi.lg.jp

活動内容

〈ワークショップの開催〉

平成30年9月8日（土）第23回炎の祭典が豊橋公園で開催され、消防団PRブースを設けてワークショップを実施しました。消防団PRブースでは、女性分団員が消防団活動に関することや防災に関する話をしながらアクセサリー作りをしました。今まで消防団とふれあう機会が少なかった市民に対して、消防団の必要性を理解してもらおうと同時に入団促進、防災意識の向上に繋がっています。

このように市のイベントに参加するほか、大学祭や消防署でワークショップを開催しました。豊橋技術科学大学や創造大学の大学祭では学生消防団認証制度を周知し、夏休みに市民に対し参加者を募り開催したワークショップでは消防団の活動についての話や身近なもので簡単にできる防災講話、救急講習を合わせて開催しました。

〈SNSの活用〉

facebookで「豊橋市消防団ページ」を作成し、消防団活動やワークショップの告知で使用しています。消防団PRのfacebookページ名：豊橋市消防団(@toyohashidan)

特記事項

実際にワークショップに参加された方が、入団に繋がったケースもありました。また、参加時にアンケートを取っていますが、もっと活動について話を聞きたい方や消防団員の活動を知らない方が多くいることに気づきました。今後も消防団PR事業でワークショップを開催し、消防団の普及啓発、入団促進を実施し、地域の防災意識の向上に繋がっていきたいと思います。

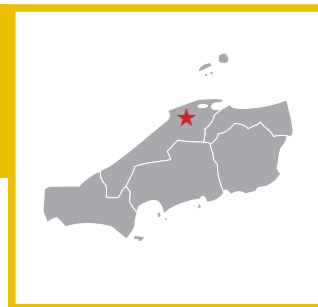
【炎の祭典消防団 PR ブース風景】



【ワークショップ風景】



島根県女性消防団員研修会



協会概要

- ① 都道府県名 島根県
 ② 消防協会名 公益財団法人島根県消防協会
 ③ HPアドレス <http://fish.miracle.ne.jp/mukasai/>
 ④ 消防協会事務局 〒690-0011
 住所 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根1階
 電話 0852-21-2166
 メールアドレス mukasai@tx.miracle.ne.jp

活動内容

平成30年10月14日（日）午前10時から県内の女性団員、男性団員ほか関係者約90名が集い、松江市のいきいきプラザ島根403研修室において開催しました。

これは、女性団員が集い情報交換を行うとともに、幅広い知識を養い、防火防災思想の普及や一層の女性消防団員の加入促進を図ることを目的として、開催しました。

女性団員1名及び女性消防吏員1名による活動事例及び意見発表のほか、赤羽消防団 副団長 小澤浩子氏による講演を行いました。

また、美郷町消防団女性分団が昨年度作成した「女組(めぐみ)かるた」を披露し、女性団員が小澤講師へ贈呈しました。

特記事項

他の消防団の活動状況など情報交流ができた、団員としての思いを共有することができた、今後は訓練も含めて研修会を継続して実施してほしいなど、積極的な意見が多く有意義な研修会になりました。



第26回全国消防操法大会に 女性消防団員が出場！！



消防団概要

- ① 都道府県名 山口県
- ② 消防団名 山口市消防団
- ③ 実員数 1,219名〔うち女性団員84名〕
- ④ HPアドレス <https://ja-jp.facebook.com/yamaguchi.fv/> (フェイスブック)
- ⑤ 消防団事務局 〒753-0089
住所 山口県山口市亀山町2番1号
山口市消防本部 警防課 消防団担当
電話 083-932-2202

活動内容

平成30年10月に富山県で開催された「第26回全国消防操法大会」基本操法小型ポンプの部に、大会史上初めて女性消防団員2名を含む男女混成チームで出場し、優良賞を獲得しました。

今回、全国大会に出場した山口市消防団小郡方面隊は、これまでも男性・女性の区別なく消防操法の訓練を行っており、4月半ばから、全国大会までの約半年間、大会前の多い時には週4～5日の訓練を重ねました。

この大会に出場した女性団員2名は、平成18年に初めてコンビを組んで以来、女性でも男性団員と同じようにできることを証明したいと厳しい訓練を続け、12年の時を経て、今回ついに全国大会出場の夢が叶い、さらに上位入賞という結果を得ました。

特記事項

この大会出場をとおして、女性消防団員の活躍を幅広くアピールできたものと思います。山口市においては現在84名の女性団員が在籍しています。今後も消防操法等の訓練をはじめ、火災予防広報や救急啓発活動等の様々な分野で活発に活動し、女性の力を地域防災に活かしていきたいと思っています。



女性消防団員による地域に根差した活動



消防団概要

- ① 都道府県名 大分県
- ② 消防団名 日田市消防団
- ③ 実員数 1,001名〔うち女性団員14名〕
- ④ HPアドレス <http://www.city.hita.oita.jp/>
- ⑤ 消防団事務局 〒877-8601
住所 大分県日田市田島2丁目6番1号
日田市役所 防災・危機管理課
電話 0973-22-8363
メールアドレス bosaihita@city.hita.oita.jp

活動内容

- 高齢者宅防火指導訪問
 - 日時 月に1回
 - 場所 市内高齢者宅に訪問
 - 経緯 全国で発生する建物火災による総死者数の内、65歳以上の高齢者が約7割を占めています。実情を鑑み、日田市消防団女性消防団員では、「1人暮らしの高齢者宅の防火指導訪問」を実施しています。
 - 対象 65歳以上の高齢者1人暮らし世帯（5軒程度）
（※民生委員に訪問する高齢者宅を紹介していただいています。）
 - 費用 火災予防に関するパンフレット配布。
（必要に応じて市でコピー等を行っている。）※出動の際には、消防団本部車を使用しています。
- 夜間広報活動
 - 日時 月に2回
 - 場所 市内自治会(地区毎)
 - 経緯 広報活動を行ない、火災予防に努めるもの
 - 対象 市内自治会(地区毎)※地元の分団長に協力していただいています。
 - 費用 出動の際には、消防団本部車を広報車として使用しています。
- 七夕防火教室及びクリスマス防火教室
 - 日時 7月及び12月開催
 - 場所 市内保育園、幼稚園、認定こども園
 - 経緯 「園児が消防と触れ合う場」として、毎年実施。
 - 対象 市内保育園、幼稚園、認定こども園 園児
 - 費用 消防に関するパンフレット、紙芝居作成にかかる消耗品等は市から支給。



特記事項

高齢者宅を訪問し、「火を出来る限り出さない」ことの呼びかけを徹底することで、火災発生件数の減少に繋がっています。また、幼いころから防火教室を実施することで、消防団等に関する興味を持っていただき、将来消防団への入団等が期待されます。

歌に合わせてレッツ心肺蘇生！！



消防団概要

- ① 都道府県名 佐賀県
- ② 消防団名 伊万里市消防団
- ③ 実員数 980名〔うち女性団員19名〕
- ④ 消防団事務局 〒848-0027
住所 佐賀県伊万里市立花町1355-3
伊万里・有田消防本部 消防調整課 消防団係
電話 0955-23-2116
メールアドレス shoubou-chousei@city.imari.lg.jp

活動内容

日時 平成30年 7月25日(水)

場所 伊万里市大川内町平尾
平尾公民館

内容 地区祭りで防災講座の要望があり
実施しました。



心肺蘇生法を正しく容易に覚えてもらうために伊万里市消防団女性部が心肺蘇生法の歌詞を考案し、その歌詞の振り付けにあわせて、踊りながら、楽しく覚えてもらうことで、心配蘇生法に対する抵抗感を減らし、心配蘇生法の実施率の向上を図る目的で行ったものです。地区の子供からお年寄りまで幅広い層を対象に実施しました。



特記事項

平成31年1月6日に実施した伊万里市消防団出初式及び2月3日に開催された第17回佐賀県女性消防団員活性化セミナーにおいて、女性消防団による防災講座を行いました。



その他の活動事例

分類	都道府県	団体・消防団	活 動 内 容
訓練災害活動	宮城	七ヶ浜町 消防団	地震・津波災害などを想定した総合防災訓練を実施。約3,000人が参加、中学生による初期消火訓練、救援物資輸送訓練、自主防災組織による倒壊家屋からの救出訓練などを実施し、陸上自衛隊、警察等との連携を強化できました。 
	新潟	村上市 消防団	荒川水防連絡会が主催する荒川水防訓練に毎年参加し、若い団員がベテラン団員の教えを受けながら水防工法の知識を習得しました。 
	栃木	那須烏山市 消防団	様々な関係機関により、南那賀地区総合水防訓練を実施。避難誘導訓練、災害対策本部設置訓練、ロープ結索訓練などを実施しました。 
	三重	桑名市 消防団	桑名市水防計画に基づき地域住民への水防思想の普及と高揚のため木曾川で洪水を想定した訓練を実施しました。 
	愛知	安城市 消防団	矢作川の洪水を想定し、避難勧告の発令等によるタイムラインに沿った情報伝達訓練と避難誘導訓練とを関係機関と連携し実施しました。 
	徳島	三好市 山城町消防団	徳島と愛媛の境に広がる塩塚高原において春の風物詩となっている野焼きに毎年出動しており、延焼防止、来場者への注意喚起、残火確認を実施しています。 
	愛媛	西予市 消防団	地震と津波の発生を想定した訓練を毎年実施。消防団員は、自らも退避時間までに高台へ避難することを念頭に置くなど、緊張感を持って訓練に参加しています。 
	愛媛	松前町 消防団	自主防災組織と合同で水防工法訓練を実施。国土交通省松山河川事務所から講師を招き、団員を対象に月の輪工法とシート張り工法を指導していただきました。 
	長崎	長与町 消防団	大災害を想定した避難訓練において、安全かつ最短ルートで住民が避難所へ落ち着いて避難できるよう、消防団員が避難ルートの要所に立ち、避難所までの円滑な誘導を行いました。 
大分	由布市 消防団	毎年9月1日に地域防災訓練を実施。各防災機関との連携を密に保ち、消防団員の技術・知識の更なる向上、地域住民の防災意識の高揚を図っています。 	
防災教育	宮城	亘理町 消防団	町内の6,973名が参加して総合防災訓練を実施。町内4か所の小中学校が訓練に参加し、避難誘導訓練、強水流歩行訓練、ロープワーク体験等を行い、住民と触れ合う機会になりました。 
	鳥取	(公財) 鳥取県 消防協会	山口大学大学院の瀧本准教授を講師に迎え、鳥取消防学校と合同で防災研修会を開催。県内の消防関係者121名が参加しました。 

分類	都道府県	団体・消防団	活動内容
防災教育	北海道	湧別町消防団	町内幼稚園や保育所の避難訓練に合わせて、女性消防団員が紙芝居を用いて火災の危険性、避難の重要性を子供たちに伝えています。 
	福島	伊達市消防団	平成26年度から防火意識高揚のため、市内の幼稚園、保育園、こども園の園児を対象に幼年防火パレードを実施しています。 
	大分	玖珠町消防団	知識及び技術の向上・習得を目的に、班長以上を対象にした現地教養訓練、初任科訓練を実施しています。
広報・PR活動	北海道	札幌市清田消防団	消防団の認知度、信頼性向上のため「札幌市清田消防団 消防総合訓練大会」、「イザ、カエルキャラバン」を開催。その取組は新聞テレビでも取り上げられました。 
	北海道	胆振東部消防組合安平消防団	消防団員加入促進PR動画(30秒のCM)を安平町役場と合同で作成、地域エリア放送を活用して放映しました。 
	北海道	佐呂間町消防団	防火思想等の普及啓発活動に力を入れ、男性消防団員は一般住宅への防火視察、女性消防団員は一人暮らしの高齢者や高齢夫婦世帯の訪問を行い、防火意識の向上に努めています。
	神奈川	藤沢市消防団	秋の火災予防運動期間に合わせて開催している「ふじさわ消防・救急フェア」と一緒に、今年度から「かながわ消防フェア」を開催しました。当日は、長蛇の列ができるブースもあり、約12,000人以上が来場されました。 
	富山	立山町消防団	平成29年度から消防フェスティバルに参加し、消火器の取扱説明や女性消防団員による紙芝居の読み聞かせ、消防団の活動PR、消防団員募集活動などを実施しています。 
	静岡	藤枝市消防団	地域防災リーダーの育成や消防団活動に対する理解、魅力を発信し、入団促進及び団活動活性化のため、内初の消防団フェスタを開催。目標を大きく上回る4,000人の市民が来場されました。 
	大分	竹田市消防団	女性消防団員募集のPR動画を平成30年3月に製作し、竹田市のホームページで放映中。男性消防団員募集PR動画同様にケーブルテレビ等で市民への周知を図っています。
消防団員確保対策	北海道	日高東部消防組合様似町消防団	消防団員の入団促進のため、独自にデザインしたポスター(A3の写真用紙)を作成し、町内各事業所40か所に掲示しています。(費用は約4,000円) 
	宮城	仙台市青葉消防団	子どもからお年寄りまで幅広い年代の市民の方々が気軽に楽しみ、防災や減災に関心を持ってもらうことを目的に「せんだい防災のひろば2018」を実施しました。 
	石川	津幡町消防団	津幡町消防団が所属する河北郡市消防団連合会では、入団促進、活性化のため、副団長自らがカメラマンとなり大型ショッピングセンターや文化会館等で消防団活動写真展を開催し、写真を掲出しています。 

分類	都道府県	団体・消防団	活動内容
消防団員確保対策	京都	京丹後市消防団	団員確保が年々厳しくなる中、隣接する地域から相当な郷里にある地域に限定し、機能別団員として消防団員OBに再入団してもらう支援消防団員制度を導入しました。 
	大分	大分市消防団	退団者の増加や新入団員の減少の中、「大分市消防団広報企画委員会」が結成されました。これまでに消防団員加入促進ポスターやポケットティッシュ、のぼりを作成しました。 
組織・装備の強化	北海道	檜山広域行政組合上ノ国町消防団	消防団員の災害時活動を安全かつ機能的に行う事を目標として、以下の装備を3ヶ年計画で貸与しました。 ○ 救助用半長靴 予算額 2,100,000円(120名分) ○ 耐切創性手袋 予算額 330,000円(120名分) 
	北海道	北留萌消防組合幌延町消防団	東日本大震災において、多数の消防団員が犠牲になったことを教訓に、消防団員の安全確保のため、防火衣(上下)、防火長靴、防火帽を以下のとおり購入しました。 ○ 平成28年 36着 総額406万円(幌延分団) ○ 平成29年 24着 総額288万円(間寒別分団) 
	宮城	気仙沼市消防団	大規模災害時における災害情報の収集及び伝達などを目的に、平成18年からバイク隊を編成しており、月2回の走行訓練のほか、年に1回程度、市内自動車学校にて安全運転講習を実施し、技術を高めています。 
	福島	喜多方市消防団	平成29年に導入した積載車の備品を購入しました。 ○ 安全確保のための装備・耐切創性手袋4双、ライフジャケット6着 ○ 救助活動用資機材…油圧ジャッキ1台、チェーンソー1台、拡声器1台 
	長崎	波佐見町消防団	道路交通法改正に伴い、平成29年3月12日以降、新たに普通免許を取得した者でも消防車両を運転することができるよう、平成31年度に総重量3.5t未満の消防ポンプ自動車を導入しました。 
教育訓練	秋田	由利本荘にかほ支部	対話形式を取り入れた幹部教養研修を実施しました。お茶やコーヒー等を準備し、テーマごとにメンバーの組み合わせを替えながら、研修生全員が話し合いに参加できるよう取り組みました。 
	大阪	豊中市消防団	毎年4月に各分団の指導者(分団長又は副分団長、各分団指導者と機関員)を対象とした訓練を実施しています。ポンプ車と可搬ポンプは外部講師、規律訓練は消防職員が指導者となり、訓練を実施しています。 
	和歌山	有田川町消防団	消防団員の交通事故防止の意識向上、ポンプ車の運用に関する知識を習得することを目的として、消防団員安全運転研修を初めて開催し、緊急自動車に関する交通法規の再確認、運転技能の向上を図ることができました。 
	和歌山	那智勝浦町消防団	女性消防団員を中心とした応急手当普及員を促進し、管内の各施設等において救命講習会を指導しています。 
	徳島	勝浦町消防団	当町は全国でも数少ない常備消防のない町で山間部にある地域であり、また、現場から消火栓や河川等の水利が遠いこともあり、平成30年9月に勝浦町星谷運動公園にて、中継放水・伝達訓練を実施しました。 

分類	都道府県	団体・消防団	活動内容
教育訓練	大分	国東市消防団	平成29年7月九州北部豪雨において、活動中の消防団員が土砂崩壊により殉職されたことを教訓とし、大分土木砂防課主催のもと、土砂災害における気象情報の活用、活動上の安全を図ることを目的とした土砂災害出前講座を開催しました。
協力事業所	三重	桑名市消防団	桑名市消防団に積極的に協力している事業所等に対し、「桑名市協力事業所表示証」を交付しています。 
女性消防団員の活動	北海道	遠軽町消防団	女性消防団員51名のうち32名が応急手当普及員の資格を取得しており、消防署との協働により、町内各施設・事業所で応急手当の普及活動を行っています。
	宮城	栗原市消防団	消防団員募集活動において、女性消防団員がポケットティッシュを配布するとともに、団員自らが考案した募集ポスターを掲示するなど、工夫を凝らしています。 
	秋田	横手市平鹿消防団	防火意識の啓発活動として実施している世帯巡回に子育て中の女性消防団員でも参加できるよう「子連れ巡回」を行っており、子供の防火意識向上にも繋がっています。 
	神奈川	横浜市磯子消防団	毎年6月に開催される磯子フェスタにおいて、応急手当ブースを設置し、女性消防団員が赤ちゃんや児童の応急手当指導を実施するとともに、子育ての相談も聞き、身近で親しみやすい消防団としてPRを行いました。 
	石川	輪島市消防団	「災害に強い街づくり」を目指し、13名の女性消防団員が老人ホームや保育施設を訪問し、火災発生時の避難紙芝居や火災予防寸劇などの防火教育を行っています。 
	岐阜	岐阜地区消防連絡協議会	約60名の岐阜地区女性消防団員等を対象に講習会及び意見交換会を開催し、他市町での消防団活動の取組状況等に関して活発な情報交換が行われました。 
	長崎	平戸市消防団	年に1回、女性消防団員訓練を実施し、訓練礼式のほか、市民に対し質の高い指導が行えるよう応急手当指導訓練、火災予防講習なども取り入れています。 
	長崎	波佐見町消防団	女性消防団員が出初式等の司会進行、火災予防運動等の広報啓発活動を行っているほか、小中学校PTAや自治会を対象に救命講習を行っています。
	福岡	筑後市消防団	福岡消防協会筑後支部操法大会(消火栓操法)に女性消防団が2チーム参加、それぞれ優勝と4位の好成績を収め、団結力と消防活動能力の向上に繋がりました。 
	大分	別府市消防団	平成29年2月に女性消防団ラッパ隊を発隊し、現在11名が在籍、平成30年消防出初式では、自衛隊員とともに演奏しました。
大分	宇佐市消防団	宇佐市消防団女性部では、宇佐市初となる応急手当普及員の資格を10名の団員が取得し、地元新聞にも紹介されました。残り4名についても今後の資格取得を検討していきます。 	



第Ⅳ章

新時代に対応した消防団
運営のあり方に関する講座
(出前講座)

平成30年度 新時代に対応した 消防団運営のあり方に関する講座 (出前講座)

日本消防協会では、消防団員の確保や消防団組織の充実強化、活性化を一層促進していくことを目的に、全国各地へ講師を派遣し、団員確保対策、組織運営、住民への啓発指導、災害対応などに関する具体的な方策について講座(出前講座)を開催し、今年度は、計24回実施いたしました。

また、最前線で活動する消防団員や防災関係者と講師が意見を交換する場を設けることにより、今後の消防団運営の一層の活性化に役立てたいと考えています。



元東京消防庁丸の内消防署長
谷口 由美子 氏



新潟県 糸魚川市消防団
団長 齊藤 直文 氏



島根県 大田市消防団
団長 中田 正敏 氏



熊本県 西原村消防団
前団長 馬場 秀昭 氏



リスクウォッチ
代表 長谷川 祐子 氏



富山県 小矢部市消防団
分団長 嶋田 幸恵 氏



埼玉県 入間市消防団
前団長 内村 良一 氏



（一財）消防防災科学センター
防災図上訓練指導員 中村 敏一 氏



東京都 赤羽消防団
副団長 小澤 浩子 氏



東北福祉大学
兼任講師 後藤 一蔵 氏



（公財）長野県消防協会
参与 五十嵐 幸男 氏



総務省消防庁消防大学校
客員教授 日野 宗門 氏



茨城県 阿見町消防団
部長 山本 みゆき 氏



出前講座の様子

各講座実施状況

回	実施日・場所	演題・講師	参加人数
1	平成30年5月20日(日) 埼玉県	『消防団新法制定とこれからの課題』 元東京消防庁 丸の内消防署長 谷口 由美子 氏	41人
2	平成30年6月28日(木) 栃木県	『新潟県糸魚川市駅北大火からの教訓～消防団はどう活動したか 大火から得た現状と課題～』 新潟県 糸魚川市消防団 団長 斉藤 直文 氏	159人
3	平成30年7月22日(日) 千葉県	『地域を愛し、地域から愛される消防団をめざして～団が一つに なった団員確保の取り組みについて～』 島根県 大田市消防団 団長 中田 正敏 氏	87人
4	平成30年7月22日(日) 東京都	『平成28年熊本地震における活動報告』 熊本県 西原村消防団 前団長 馬場 秀昭 氏	104人
5	平成30年8月16日(木) 高知県	『災害時活動できる子供になる』 リスクウォッチ 代表 長谷川 祐子 氏	100人
6	平成30年8月26日(日) 兵庫県	『女性消防団員として活動を続け輝くために』 富山県 小矢部市消防団 分団長 嶋田 幸恵 氏	150人
7	平成30年9月26日(水) 大分県	『先進的な訓練事例と消防団活動』 埼玉県 入間市消防団 前団長 内村 良一 氏	65人
8	平成30年9月29日(土) 愛知県	『災害図上訓練D I G』 (一財) 消防防災科学センター 図上訓練指導員 中村 敏一 氏	41人
9	平成30年10月14日(日) 島根県	『今こそ 女性の力！～女性消防団員活動の活性化～』 東京都 赤羽消防団 副団長 小澤 浩子 氏	91人
10	平成30年10月20日(土) 山口県	『平成28年熊本地震における活動報告』 熊本県 西原村消防団 前団長 馬場 秀昭 氏	800人
11	平成30年11月18日(日) 奈良県	『災害ボランティアとして学ぶトリアージ』 リスクウォッチ 代表 長谷川 祐子 氏	160人
12	平成30年12月1日(土) 福岡県	『これからの時代の消防団活動』 元東京消防庁 丸の内消防署長 谷口 由美子 氏	75人
13	平成30年12月7日(金) 秋田県	『今こそ女性の力！～消防団活動の充実強化に向けて～』 東京都 赤羽消防団 副団長 小澤 浩子 氏	73人
14	平成30年12月16日(日) 宮城県	『災害対応図上訓練』 (一財) 消防防災科学センター 図上訓練指導員 中村 敏一 氏	90人
15	平成30年12月20日(木) 茨城県	『さらに前進！女性消防団員～活動の充実強化～』 東京都 赤羽消防団 副団長 小澤 浩子 氏	410人
16	平成31年1月16日(木) 岩手県	『消防団の現状とあらたな動き』 東北福祉大学 兼任講師 後藤 一蔵 氏	144人
17	平成31年1月20日(日) 大阪府	『これからの時代の消防団活動』 元東京消防庁 丸の内消防署長 谷口 由美子 氏	79人
18	平成31年1月20日(日) 三重県	『災害対応と消防団の活性化』 (公財) 長野県消防協会 参与 五十嵐 幸男 氏	93人
19	平成31年1月29日(火) 北海道	『災害映像から学ぶ地震災害・風水害』 総務省消防庁消防大学校 客員教授 日野 宗門 氏	55人
20	平成31年2月8日(金) 鳥取県	『新潟県糸魚川市駅北大火からの教訓～消防団はどう活動したか 大火から得た現状と課題～』 新潟県 糸魚川市消防団 団長 斉藤 直文 氏	120人
21	平成31年2月9日(土) 鹿児島県	『女性消防団員が創る未来(あした)の防災』 元東京消防庁 丸の内消防署長 谷口 由美子 氏	290人
22	平成31年2月17日(日) 広島県	『平成から新たな時代へ 女性消防団員の果たす役割』 富山県 小矢部市消防団 分団長 嶋田 幸恵 氏	192人
23	平成31年2月22日(金) 新潟県	『消防団と自主防災組織との連携のありかたについて』 東北福祉大学 兼任講師 後藤 一蔵 氏	67人
24	平成31年3月9日(土) 長崎県	『女性の視点を活かした防災』 阿見町消防団 団本部 部長 山本 みゆき 氏	130人

